

XA
M99
28229

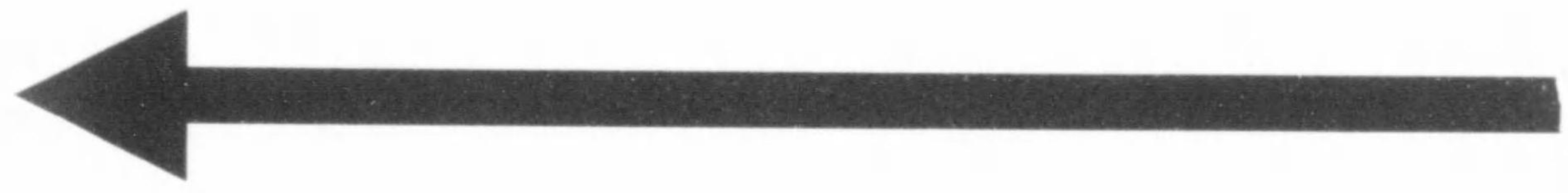


XAM9928229

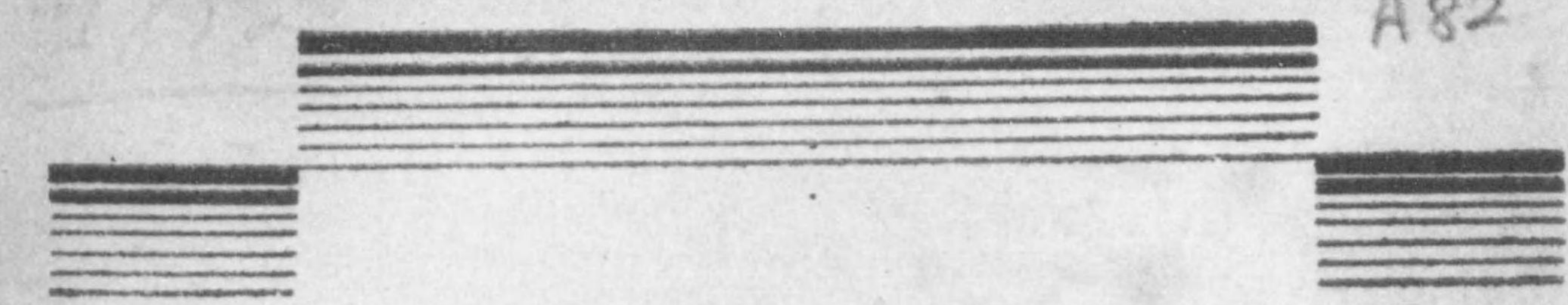
国立国会図書館



始



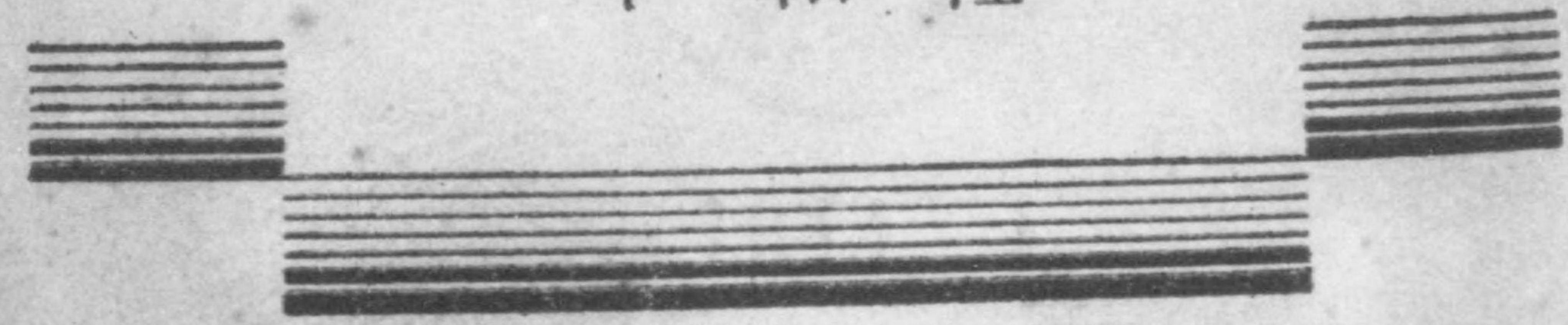
330
A82



新經濟讀本

朝日新聞經濟部同人編

平和社





XA M99 28229



U 1101

編集のことば

「おどろくべきことには、日本國民は自分の國の本當の状態をまるで氣にかけていないとしか思えないのである」これは廿四年度予算案が國會で審議されていた四月十五日にドッジ公使がズバリと一言いつてのけた言葉である。

戦前、戦時、戦後といわすたしかにわが國民は國の本當の姿を知らなすぎた。これでは困る。つとめて國の實情を見究めるように勉強してもらわなければ、口先だけでいくら「日本の自立」などとさわいでも、自立も獨立もあつたものではない。わが國は敗戰國として貧窮のどん底生活をつづけること四年、それでもここまでつづいて來たのは主としてアメリカの援助のおかげだが、いまや「日本人が自分自身の生活のギリ／＼の事實に直面し、自身自身の問題に立ち向い、自分の努力によつて獨立を取返すべき時である」（ドッジ公使の同上談話から）

ところでドッジ公使がいわれたように、自立という重大な問題と取組むためには、何をおしても日本經濟の實情を正しく知ることが必要である。しかしこのごろのように經濟問題が複雑の上に内外の情勢によつて急速に變轉する時には「動く經濟」の基礎的な知識がなけれ

ば取つつきにくく、このため知らうとする意欲はあつても知らずじまいに終る人が多いのではなからうか。

本書は「動く経済」の基礎知識を、社會科で學ぶ若い人にもわかるようにと、かみくだいて書いたもので、一人でも多くの人が、經濟問題を正しく知り、經濟の動きに關心をもつようにと意圖したものである。今までも基礎知識的なものはあつたが、それらの多くは「時」の問題を離れて、ただ經濟の個々の事項を靜的に説明したものがほとんどであつた。本書はこういうものとは全く行き方を變えて、「動く経済」の基礎知識を動的に記述する方針をとつた。従つて本書を読むことによつて、讀者は現在の内外經濟の問題点を端的に知るとともに、今後の發展の方向をも見通すことが出来るようになると思う。

本書の編著にあつたのは經濟部同人廿名でそれぞれの擔當部門について一方的な見方にとられずに書いた。

一九四九年五月

朝日新聞經濟部同人

目次

編集のことば

經濟九原則

第一章 國際經濟の動き……………	一
第二章 アメリカの對日經濟援助……………	一七
第三章 經濟九原則と日本の自立……………	三三
第四章 均衡豫算と税制……………	四六
第五章 經濟再建のための金融統制……………	六三
第六章 取引所再開と證券の民主化……………	七五
第七章 生産復興の骨格をなす傾斜生産……………	八二

第八章	基礎物資はどうなつてゐるか	一〇八
第九章	一般産業の實態	一一〇
第十章	企業整備と中小企業	一一三
第十一章	再建の途を拓く貿易	一一五
第十二章	圓・ドル交換比率から單一爲替レートへ	一二六
第十三章	時の問題たる外資導入	一三八
第十四章	農業生産の危機	一四四
第十五章	激しく動く労働問題	一四五
第十六章	計畫化された國民生活	一四〇

新 經 濟 讀 本

經濟九原則

- 一、歳出の削減と歳入の増加によつてできるだけ速かに予算の均衡をはかる
- 一、徴税組織を改善して、脱税行爲にたいして強力な措置を講ずる
- 一、資金貸付を日本の經濟復興に寄與するものだけに嚴重制限する
- 一、資金安定策の確立
- 一、物價統制計畫の擴大強化
- 一、外國貿易管理の運營改善と外國爲替管理の強化
- 一、特に輸出を最大限に増大するため物資割當と配給制を改善する
- 一、全重要國產原料ならびに製品の生産増加
- 一、食糧集荷の改善

第一章 國際經濟の動き

A 國際政治外交の底にあるもの

東では中國における中共の決定的な進出、これに對應する英佛側の東亞共同防衛の動き、西にはアメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ベネルックスなどの北大西洋條約の調印など、國際情勢の動きは全くめまぐるしい。一方トルーマン大統領の再選やスターリン首相の平和提案など、いくら和やかな動きもあるが、これらは、着々と、もはや自動的に進められてゆくかのような「二つの世界」への大きな動きの前には、力弱いものゝように見える。果してそうだろうか？國際政治外交の底には「經濟」がある。政治外交のような荒い波は立てないが、あの土用波のうねりのような「經濟」の鈍重な、しかも力強く大きなエネルギーは、しば／＼その上に立つ政治外交の動きや形を變える。いわば氷山の水面上にある部分が國際政治外交であり、水面下にある、より大きな部分が世界經濟であるともたとえられようか。ともかく國際經濟の實態を知らなくては國際政局は正確につかまえられる以下國際情勢とともに動き、あるいはこれを動かしている國際經濟の根本をつかもう。

B 戦争を誘う経済力の不均衡

第二次世界大戦が終つて、荒廢と混乱のうちに、心ある人々が考えたのは「再びこのような戦争が起らないようにするにはどうしたらよいか」ということであつた。ルーズヴェルト大統領らはすでに戦争の山が見えて連合軍側が勝つ見通しが立つとともに、このことを熱心に考えていた。

つまり今回の第二次世界大戦は民主主義と全体主義との戦いであるといわれている。だがその裏を返すと、第一次大戦の恐ろしい記憶がまだ生々しいのに再びそれ以上の大戦争が起つたのは、第一次大戦後各國の間の経済力のへだたりがますますひどくなつたのが根本原因である。すなわち貧乏な國々は輸出を増進して國を復興しようとし、その爲に激しい輸出市場の取合いが行われ、各國が關稅を高くしてできるだけよそからの輸入を押えようとかゝつたのでこうした激しい市場の爭奪がこうした末には、戰敗國のドイツの經濟はファシズムに武装されるようになり、日本、イタリーと結んでついに戦争をひき起したのである。だから三たびこんな戦争を起さないようにするためには、世界中から全体主義を消滅させることに努力すると同時に、何よりも根本的なのは経済的に各國の不均衡をできるだけ少くすること、そのためには戦争で荒廢し、あるいは後進國で生産の振わない國の生産を増し、世界の物資を自由に流通させることがまず必要である。

C 國際經濟機構の誕生

こういう大きな目的のために、戦争末期にアメリカの主唱で作られたのが國際連合の下にできた國際經濟機構で、一九四四年七月ブレトン・ウッズで協定された。主な機關は、第一が加入國から集めた資金を利用して各國の爲替安定をはかる國際通貨基金、第二が戰災、後進諸國の開発のために長期貸付をする國際復興開發銀行、第三が關稅の垣を取拂い世界的な自由貿易体制の樹立を目的とする國際貿易機構でこの理想を盛つた國際貿易憲章を一九四八年三月に終つたハヴァナ會議で作つた。

D 米ソの不信擡頭

戦争の原因についてはソ連のスターリン元帥も一九四六年二月九日選舉前の大會で「若し世界市場の再分配その他が平和に解決できるならば今次戦争は避け得たであろうが、世界資本主義の發展過程から見ればそれは不可能である」といふかえると第二次大戦はヒトラーやムソリーニという二、三の指導者の犯した誤りから起つたものではなく、獨占資本主義に基礎をおく世界的經濟力と政治力の發展から當然に起つたものだ。だからソ連はあらゆる不測の事態に對應できるように新五ヶ年計畫に着手する、と力説している。このようにアメリカもソ連も今度の戦争がほんとうは世界各國の無茶な經濟

競争から回りまわつて起つたものだと考えていることでは變らないが、アメリカその他が國際經濟機構の運営によつてこの問題を解決しようと考えたのに對して、ソ連は全く別な見方をし、獨占的な資本主義經濟の下では戰爭を無くすることはできないと考えた。そして五ヶ年計畫を三つ重ねた十五ヶ年計畫をもつて、一九六〇年には銑鐵五千万トン、鋼塊六千万トン、石炭五億トン、石油六千万トンを産しアメリカの生産に達する、と呼號した。そしてス元帥のこの演説の一ヶ月後、一九四六年三月六日に「彼一たび外交を語れば世界中が耳を傾ける」といわれる英國の前首相ウィンストン・チャーチル氏が米國ミズリー州フルトン市で有名な鐵のカーテン演説を行つたのである。彼はソ連の警察國家的非民主的領土支配が世界平和を害するのだと力説し、米英の兄弟的結合こそ「平和の支柱」であると強く述べた。當時この「今日バルト海のステッチンからアドリア海のトリエストにいたるまで、大陸をよぎつて鐵のカーテンがおりている」とソ連の東歐獨占政策を攻撃した演説は、世界的な反響をまき起したので、アメリカ國務省は迷惑そうに冷たく取扱い、アトリー英國首相も「英國政府の知らないことだ」と説明するし、またスターリン首相はチャーチル氏を戰爭煽動者だときめつけたが、しかし米ソを中心とする國家間の不信はこの頃から頭をもたげ日に月に悪化の一路を辿り、遂にそれから丁度一年後の一九四七年三月にはアメリカ外交の新展開とされるトルーマン・ドクトリンの聲明となり、マーシャル・プランの提唱となつたのである。

E トルーマン・ドクトリン

トルーマン大統領の聲明は、まず少數者が多數者に對して自分らの考え方を強制する機構を全体主義と斷じ、世界の澤山の國民が全体主義を強制されている事實をあげ、自由な國民がこのような侵略行動に對抗しているのを助けなければアメリカの目的は達成できない、と述べてアメリカの反共主義を明かにするとともに、ギリシャとトルコに對する四億ドルのクレジットの承認を議會に求めたものである。

F アメリカの對外經濟援助

さて國際經濟機構はどうなつたかというところ、國際通貨基金は加盟四十數ヶ國の出資金拂込みと各國の名目的な平價決定をすませて一九四七年三月一日から爲替取引を開始し、フランス、オランダ、イギリスその他に米ドルの供給を行い、國際復興開發銀行もニューヨークのウォール街で債券を募集し一九四七年五月の對フランス貸付から活動をはじめたが、各國とも戰災の痛手が回復せずインフレがおさまらぬ状態で、これらの機關の融資では到底間に合わぬ有様であつたので、アメリカはこれとは別に戰爭直後から英國に對する三十七億五千万ドルをはじめ總額百五十億ドルを越える援助救濟資金

をあたえて世界經濟の復興と秩序の回復をはかつた。しかし各國個々別々に興えられたこれらの援助は巨額のものであつたにかゝわらず、それらの國で當座の急をしのぐための直接生活のために浪費されがちで、資金が生産復興に回らず無駄づかいになる傾向があつたので、この傾向を批判するアメリカ議會の要求をもいれて、結果において大きな反共的役割を果すことになつた有名なマーシャル・プランが提唱されたのである。

G マーシャル・プランの展開

マーシャル・プランは一九四七年六月五日にエルム茂るハーヴァード大學での講演で時のマーシャル國務長官が提唱したもので、要点は

米國は今まで各國別に援助してきたが、それでは効果があがらないので、間に合せでない完全になおす薬を提供したい。歐洲の經濟が安定することはアメリカの利益でもあるから進んで援助したい。だから歐洲諸國は互いに話合つて協定した上でアメリカに對し援助を要求すべきだ。

というのであつた。つまりマーシャル案の意圖は歐洲が一つの經濟的な連合をつくり互いに復興計畫を立て、物資を融通し合う、それで足りないものについてアメリカが經濟援助するといふのである。これについてまず英、佛、ソ三國外相が話合つたが、ソ連が反對したので、英、佛兩國が参加を表明

した西歐洲の十四ヶ國とともに歐洲復興計畫をつくり四ヶ年間にアメリカを主とする米大陸諸國から百九十三億三千万ドル、國際復興開發銀行から三十一億一千万ドルの援助を求めるとを決定した。一方ソ連など東歐の九ヶ國はソ連の「マ案はトルーマン主義を極東にひろげるものだ。この計畫をやつてゆくうちには必ず一部の國が他の國の國內問題に干渉するような面白い結果がくるにきまつている」という反對に従つて参加しなかつた。チェッコ・スロバキアははじめ参加を表明したが、ソ連に説得されて参加を取消した。

(備考) **マーシャル・プラン参加十六ヶ國** || オーストリア、ベルギー、デンマーク、ギリシヤ、エアル、オランダ、アイスランド、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、ポルトガル、スエーデン、スイス、トルコ、イギリス、フランス、(このほか西ドイツも入る)

不参加九ヶ國 || ブルガリア、フィンランド、ポーランド、ルーマニア、ユーゴ、チェッコ、ソヴェト連邦、アルバニア、ハンガリー

アメリカ政府は歐洲復興會議のこの要請についてよく検討した結果「このような要求を入れて物資を歐洲に出しても經濟力に餘裕があるからアメリカ國民の生活水準は下げないですむ、しかし鐵鋼その他の特殊資材には影響があるので、こういうものは統制の必要がある。またもしこの對歐援助計畫を中止すれば、かえつてアメリカ經濟に不利な影響をあたえるだろう」といふことがはつきりしたの

で、とりあえず十五ヶ月間六十八億ドルという案を一九四七年末の特別議會に出し、一九四八年初頭の議會で審議された結果削減され、同年六月二日五十億五千五百万ドルの支出が本決りした。引續いてアメリカは援助を受ける西歐十六ヶ國が實行しなければならぬ條件の協定を結んだ。(對日援助の項参照)

このマーシャル援助を實行するのはアメリカの經濟協力局(E・C・A)で、長官には前スチュワード・ベーカー社長ポール・ホフマン氏が就任した。このようにしてE・C・Aの手で援助物資が續々西歐諸國に送られた。第二年度の分としては第一年度よりやや少い十五ヶ月分五十億ドル(一九四九年四月から)が一九四九年初頭の議會に要請された。

このように一九四八年四月三日から實施されたマ案が西歐復興にどのような役割を果したかということは、まだ適確なことはいえないが各國の生産が相當に向上したことだけはいえる。ドイツ、イタリアを除く主要諸國の生産はすでに戦前の水準をこえているが、戦敗國の西ドイツも七割五分に回復し、さらに戦前の水準に迫ろうとしている。ことに一九四八年十月から西歐各國間の貿易の決済を歐洲經濟協力機構(O・E・E・C(マ案の援助を受ける國々が組織したもの)が世話して便利にしたので相互間の貿易と援助が促進されることになった。

H 對立するモロトフ・プラン

いわゆる鐵のカーテンの東側にあるソ連とソ連の衛星國である東歐七ヶ國およびフィンランドはマーシャル計畫に不参加を表明したが、そのときにソ連のモロトフ外相が「經濟復興に最も必要なのは國民的努力と國內活動で、これは外國に頼る復興援助よりはるかに優れた力を持っている」といつた言葉からソヴェト各紙が「モロトフ計畫」という表現でソヴェト勢力圏内の經濟復興の様式を禮讚した。その復興様式というのは、各國内で重要産業の國有と農地解放を進める一方、主としてソ連勢力圏内の諸國がソ連を中心に相互にバーター協定などの貿易協定を結んで有無相通することによつて各國の復興を圖るもので、次々に協定が結ばれたが、一九四九年一月にはさらにソ連、ブルガリア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、チェッコの六ヶ國代表が集つて技術や、原料、食糧、機械、施設その他の相互援助を目的とする「經濟相互援助委員會」を設置し、この委員會の規則に同意するならば、米、英その他西歐諸國の参加も認めると發表した。

モロトフ・プランがどんな効果をあらわしたかは、明らかでないが、一九四九年一月の國連經濟部の報告には「一九四八年度の世界の生産が増加した原因の一つはソヴェトの生産擴張によるものである。またマーシャル援助を受けていないソヴェトその他東歐諸國の一部は西歐諸國よりも生産が増加している」と發表している。

1 ソ連五ヶ年計畫の推進

前に述べたように一九四六年二月のスターリン首相の「資本主義の發展と戦争の必然」演説を合圖にソ連の第四次五ヶ年計畫が開始された。初年度の一九四六年は、ウクライナの旱害や機械力、畜力不足で凶作となり石炭、住宅、運輸その他の産業部門も振わなかつたが、第二年度から農作物が豊作になり他の産業もドネツ炭田の老朽、炭鑛設備資材の不足、深くなつた石油油井用の資材や技術の不足、その他の困難もあつたが、漸次生産を増加させていつた。これにはソ連の計畫經濟の力が大きくものをいつているが、一方舊敵國の資産や生産物の賠償取立ておよび東歐衛星國經濟のソ連經濟中心への編成替えなどもあずかつている。また賃金について能率給制度が非常に強度にとられていることも注目すべきことである。

J 激しく競り合う歐の二大勢力圏

マーシャル・プランとモロトフ・プランの二つに分れた西歐十六ヶ國と東歐九ヶ國の二つの圏内ではそれ／＼基礎固めに忙しかつた。東歐諸國では共産黨による國內支配が着々進められ、一九四七年十月にはコミンフォルムも結成された。一方西歐でも共産黨による妨害を受けながらも生産復興が進

み、ことに歐洲の豊庫ルールは漸く眞價をあらわし始め、マ計畫による西歐復興にとつて重要欠くことのできないものであることが、誰の目にもはつきりわかつてきた。このように二つの勢力圏の基礎固めが大体でき上つたときに、この二つの勢力圏は接觸して激しくすれ合い火花を散らした。これがベルリン封鎖問題である。しかし本年五月に入つてさすがにベルリン空輸にしばれを切らしたソ連側が讓歩の態度を示すに至り、こゝにベルリン問題は急轉直下五月十二日封鎖が解除されることになつた。蓋し冷い戦争の前途に一つの光明を見出したものといふべきであらう。

K ベルリン問題の今後

ドイツの東半分はソ連が占領し、西半分は米英佛三國が分けて占領しているが、一九四七年末のロンドン外相會議の決裂から、三國側はドイツ全体の問題をソ連と相談し合うのは無駄だと考え、西ドイツを東と切り離して經營する動きが強くなり、一九四八年六月二十二日に西獨占領地域だけで新通貨ドイツ・マルクを發行し、今まで流通していたライヒス・マルクを無効にしたので、ソ連はこれの仕返しにソ連占領地域の中にあるベルリンを封鎖し、ベルリン市内の米英佛占領地區と西ドイツとの交通を遮断してしまつた。それ以來アメリカ側は航空輸送によつて食糧その他の生活に必要なものをベルリンの占領地區に送り込み、ベルリン市民の生活を支えてきたのであるが、前項に述べた通り西

ドイツ政府樹立工作の急進展に伴い、ソ連側としてはこれに對する働きかけとして寧ろベルリン封鎖解除の肚を決定したのでこゝに約一年に及ぶベルリン問題は終熄することになつたのである。しかし問題はむしろ封鎖解除後の對ドイツ政策をソ連側が今後どう進めるかにかゝつており、ベルリン問題休戦はまた新たな冷い戦争への契機にならないとも限らない。その意味でベルリン問題の今後が注視されるわけである。

L しかも斷ち難い經濟のつながり

いままで述べてきたように二つの大きな勢力圏は互いに相對立してにらみ合つており、政治的には全く妥協の餘地はないように見える。しかし政治外交の動きの底にあつて大きなエネルギーをもつてゐる經濟というものはなかく簡單に割り切れるものではない。元來農業國である東歐と工業國の西歐とは有無相通する關係にある。西歐の發展のためには東歐から安い食糧を豊富に供給されることが必要であり、東歐諸國としては西から農業用をはじめいろ／＼な機械器具を入れることが必要である。だから、二つの勢力圏が激しく對立している最中でも、西方の經濟的な接觸はしよつちう斷たれることがなかつた。一九四七年五月のオランダとソ連の通商協定、スエーデンとソ連のバーター協定以後もソ連と英國、デンマーク、ベネルックス、スイス、イタリアとの間に或いはオランダとチェッコ、

英國とポーランドなどの間に通商協定が次々に結ばれている。西歐と東歐の貿易は一九四七年度には七億五千万ドル、四八年度には十億ドルで、四九年度の目標は十二億ドル、五二年度の目標は十五億ドルと計畫されている。

またチェッコが最初歐洲復興計畫に参加しようとした事實や、ユーゴが西歐からの機械類供給を待望している事實なども經濟的なつながりの強さというものが、政治的な對立を持つたにしても容易に斷ち難いことを示している。さらに、も一つ興味のある事實は、一九四八年春のアメリカの對ソ禁輸以來ソ連がマンガン、クロームの對米輸出を止めたので、アメリカの鐵鋼界が困つてしまい、アメリカ政府としても對ソ禁輸を考え直そうとしてゐることである。元來アメリカは鐵鋼作業に欠くことのできないクローム、マンガンの三割近くをソ連から入れ、一方ソ連は輕工業の弱点をアメリカからの輸入で補つていたので、禁輸は双方ともに手痛い話なのである。

M 世界經濟の核心たるアメリカ經濟

第一次大戰後、一九二九年から起つたアメリカの大恐慌はアメリカ經濟に慘害を與えたばかりでなく、次々に世界中に波及して深く長い恐慌を起した。當時のアメリカはいわゆる孤立經濟の建前で國際經濟と深いつながりを持たなかつた。それゆゑに恐慌がまず農村から起つて他の産業部門に及びは

じめたときにも、アメリカ一國でもつてこれを解決しなければならず、いわば施すすべもなかつたのである。今度の第二次大戦後のアメリカ経済は以前とは全く様子が變つていて、孤立經濟政策を捨て去り、世界經濟の核心に深く立ち入つて強くつながっている。根本の考え方は戦後に當然起るアメリカの生産物の過剰についても、アメリカ國內だけでこれを吸収し解決しようとするような無謀な考えをせず、世界中の強い要求にこたえて各國に物資を供給しよう、品物を買う金が無ければ貸そう、そうして戦争によつて痛手を受けた國々の復興をはかると同時に、アメリカの産業も品物をどしどし生産しどん／＼これをさばいて繁昌しよう。これがためには各國が自由貿易体制をとることもまた必要である。こういうわけで、國連の三つの經濟機構（國際通貨基金、國際復興開發銀行、國際貿易機構）も一つにはこの目的のためにできたものであり、戦後アメリカがイギリス、フランスその他各國に巨額のドルを貸したのも一つにはこの考え方のあらわれであり、さらにマーシャル・プランの重要な狙いも一つにはこの目的を達成するためであつた。

このように第二次大戦後のアメリカ經濟は世界經濟と深く強くつながつているのでアメリカの經濟がどう動くか、繁榮するか、不景氣になるか、インフレか、デフレかは、直ちに世界各國に強く直接の影響を興えるわけで、もし恐慌でも起れば、國によつて程度の差はあるが、たちまち世界中に影響する。だからアメリカ景氣の動向は各國が注目しているのである。

N ソ連はかくアメリカ經濟を注目する

もつとも同じように注目しているといつても、ソ連の注目の仕方は他の資本主義國とは大分趣きが變つてゐる。ソ連の經濟學者ヴァルガは一九四六年十一月末のプラウダ紙に「アメリカ經濟の暗影」と題する論文をかゝげ、「アメリカのブームは近く終末し、一九四八年あるいはそれ以前に新らしい恐慌が到來する。他國に巨額のクレジットを興えることなどもこれをいくらか遅らせるのみである。アメリカの恐慌は他の資本主義國に打撃をあたえる。しかし、ソヴェト同盟には恐慌はない。」と述べてゐるのはソ連の代表的見解と見られていた。

O 戦後のアメリカ景氣の動向

さて戦後のアメリカは引續き高い經濟活動を續け繁榮しているが、その間に二度大きな市場の暴落があつた。最初は一九四八年二月でシカゴの穀物市場の暴落から始まつて、棉花、株式に波及した。第二回は一九四九年二月で株式市場を中心に暴落した。第一回目の暴落については一時的なものであるという意見が強かつた。第二回目についてはまだ決定的な觀測が出ていない。

アメリカ景氣を觀測する場合に重要なことは、一九二九年の大恐慌の折のアメリカは一國の孤立經

濟の下で、しかもほとんど手放し、無對策で恐慌の暴威のままに捨ておかれたのに對し、第二次戦後の現在では、戦争中から經濟に對する國家の統制力がはるかに強化されており、恐慌の恐ろしさがよく知られていること、また反動に際して最も弱体とされる農村の經濟の基礎が昔のように脆弱ではないことである。こういうところから、「今のインフレ、あるいはブームに對する反動は當然考えなければならぬが、その反動はかつての大恐慌のように深く強く、長いものではないだろう」という觀測が生れるのである。さきに恐慌來を予言したヴァルガ教授も「資本主義國においても經濟の計畫化は行われ得る。だから戦後における資本主義の根本的矛盾が現われるのは十年より早くない。」との研究結果を發表しており、ソ連の學界において多數の強い批判を浴びながらも自説を固持していると報道された。

果してヴァルガ教授の見方が正しいか、それともこれを否定的に批判した多くのソ連經濟學者の見解がよいか、アメリカ景氣の動向が世界の經濟につながるものだけに世界中がこれを注視している。

第二章 アメリカの對日經濟援助

A 經濟再建の方向を決定づける米の對日政策

現在わが國の經濟は、いうまでもなく對日管理の最高政策決定機關たる極東委員會(FEC)を構成している連合十一ヶ國によつて管理されているのであるが、實際においては、終戦以來今日までほとんど獨力で占領行政にあたり、その費用の大部分をも負擔して對日管理の主責任を果している米國のイニシアチヴが決定的な重要性をもつているといえる。しかしこのような日本經濟再建の方向を決定づける米國の對日政策も、實は米國世界政策の一環としての極東政策につながつていものである。従つて國際情勢一般の推移にもなつて、多かれ少なかれ規制されるものである。いまいわゆる經濟九原則を至上命令として推進されている日本經濟安定計畫も、これを背後から支えるところの米國の對日援助についても、われ／＼は常にこのような米國世界政策との關連において理解することが必要である。そこで以下この見地から、いわゆる經濟九原則なる米國政府の對日經濟安定指令を中心に、米國對外援助の一般的原則とその對日經濟援助の目標、條件、特質、形態および今日までの推移を概

説し、今後の展望を試みることにする。

B 米國世界經濟政策の反共的性格

戦後米國の世界經濟政策は、國際的な爲替通貨の安定と通商貿易の自由を旗じるしに、いわゆるブレトンウッズ機構（國際通貨基金と國際復興開發銀行）ならびに國際貿易機構を軸心として、米國資本主義經濟の繁榮と世界經濟の復興發展をはかるにあつた。ところが國際連合を中心とする連合諸國間の平和的協力關係が戦後復興の問題をめぐつてとかく圓滑を缺き、それが日を経るに従つて次第に資本主義對社會主義（共產主義）という二つの經濟体制間の對立抗争となり、端的には米ソ間のいわゆる冷たい戦争に發展し、ついに一つの世界の夢が破れるにおよんで、米國の政策もそれまでの對ソ協調的なものから對ソ抑制政策にかわつてきた。一九四七年三月トルーマン大統領がギリシャ、トルコの兩國に對する緊急援助の提案にあたり、いわゆるトルーマン・ドクトリンのもとに明らかにした反共政策、および同年六月時のマーシャル國務長官によつて、いわゆるマーシャル・プランの名のもとにこれを經濟的に裏づけ、かつ發展させられた歐洲復興計畫援助がそれである。

C 米國對外援助の一般的原则

このマーシャル・プランは翌一九四八年四月米國議會を通過した「對外援助法」の第一篇「經濟協力法」となつて直ちに實施に移されたのであるが、この法律によつて規定された米國の對歐洲經濟復興援助の目的、機構、運営、予算、條件などは、米國の對外援助政策史上まさに劃期的なものであるばかりでなく、今日の米國對外援助一般の先例となり、またその基本的原則ともいふべき多くのものを含んでいる。すなわち前記の經濟協力法に述べられているERP（歐洲復興計畫）援助の目的は、

- (一) 參加諸國が個別のおよび共同の努力で速かに經濟自立を達成できるよう
- (二) これら各國に物質的および財政的援助を與えることによつて
- (三) 歐洲におけるいわゆる西歐民主主義を守り、米國の一般的幸福と國家的利益の保護をはかるにある。

言葉をかえて端的にいえば、終戦以來米國の行つてきた對外援助政策に組織化と反共的性格を強く與えたものといえる。すなわち米國は戦後戦災諸國の救済と復興のために、贈與とか借款とかあるいは國際協力機關への出資金という形で、一九四七年末までに約百九十七億ドルの巨額に上る對外援助を行つてきたのであるが、各國ともに復興は遅々として必ずしも期待した効果をあげるにいたらず、しかも政情の安定せぬまゝに共產主義勢力が日に日に伸張していく傾向を示し、このことが戦時戦後を通じて未曾有の規模に生産力を増大した米國資本主義經濟の繁榮を維持する上に大きな脅威を加え

るようになったため、こゝに政治的にはさきに述べたトルーマン・ドクトリンによる世界的な反共戦線の組織化が開始され、對外援助の性格もこの線に沿つて従來のような個別的、救濟的なものから総合的、組織的な經濟復興援助へと切りかえられるにいたつたのである。従つて言葉をさらに換えていふならば、この政策の目指すものは米國による世界經濟（アジア極東地域をも含めたいわゆる西歐世界）の資本主義的再編成であるともいえるのであるが、これらの援助にはその反共的性格からして、すでに援助と併行して進められてきた西歐連合の結成、北大西洋同盟條約の締結などにみられるような軍事的、戰略的考慮が伴われていることはいうまでもない。そしてこのためソ連および東歐などのいわゆるソ連圏諸國が、マーシャル・プランを目して米國資本主義の世界支配計畫だと激しく攻撃していることは周知のとおりである。

D 對歐經濟復興援助の仕組み

さて右のような目的をもつ米國の歐洲經濟復興援助は、米國側におけるECA（經濟協力局—大統領直屬の政府機關）と歐洲側におけるOECE（歐洲經濟協力機構—ERP参加諸國によつて構成）との二つの機構を通じて、一九四八—五二年の期限をかぎり、西歐十六ヶ國および西ドイツ、トルイエステなどの諸國に對し、無償贈與あるいは長期償還の借款供與という形で、それぞれ所要の資金、資

材、技術およびサービス等の援助業務を開始したわけであるが、經濟協力法によればこれらの援助供與の條件として、さらにつぎのような諸事項が規定されている。すなわち

(一) 双務協定の締結 ERP（歐洲復興計畫）参加各國はそれぞれ援助を受けるにあつて次の諸事項に關する規定を含む双務協定を米國との間に結ばなければならない。

- ① 農業ならびに工業の生産増強と増強計畫の提出
- ② 通貨の安定、正當な爲替相場の設定と維持および財政の均衡
- ③ 参加諸國內およびその他の諸國との間の貿易推進と貿易上の障害の除去
- ④ 参加國の資源および援助物資の有効な使用
- ⑤ 米國における不足原料で参加國において餘裕あるもの、米國への讓渡（右不足原料の増産計畫ならびに米國への供給計畫の作成と右原料開發における無差別待遇）
- ⑥ 参加國は贈與に相當する金額を自國通貨で特別勘定として預金し、ECA長官との協定に従つてそれぞれ自國の通貨金融の安定、生産の増強、國內におけるECAの費用等にあてること
- ⑦ 米國民の財産権を侵害するような措置（例えば國有化）に關する米國民の補償要求訴訟が米國政府の援護をうけた場合、右訴訟を國際裁判所または相互に協定した仲裁裁判所に提起すること

(二) 非参加國への再輸出制限 参加國に與えられた後助物資が、米國が國防上の見地から歐洲の非参加國(ソ連、東歐諸國を意味する)に對し輸出を禁止している商品の生産に向けられ、それが非参加國に再輸出される場合はその國に對するこの種物資の供給を拒絶する。

(三) 援助の停止 参加國が協定事項に違反したり、援助物資をその目的以外に流用した場合、また援助がもはや米國の利益と合致しないと斷定された場合には援助は停止される。また米國議會は予定期限以前においても共同決議をもつてこの計畫の終了を宣言することができる。

その他經濟協力法には、米國經濟自体の保護、援助における民間貿易ルートの活用、民間投資の奨励および國連や西半球諸國の協力要請などに關する諸原則が規定されている。

歐洲復興援助に關する以上のような諸規定は、さきにも述べたように今日における米國對外援助の一般的原则をしめしたものとみてよく、従つて米國の對日援助もまた、もとより極東情勢や被占領國という日本の地位にかんがみ特殊的な側面をもつてはいるが、基本的にはいわゆる經濟安定九原則指令にもいつているように「全般的な經濟復興に寄與しようとして米國が全世界いたるところで拂つてゐる努力と同じ趣旨にもとずいてゐる」といえるのである。

E 米國對日援助のねらいと特質

このようにして、今日米國のわが國に對する援助は、前記歐洲に對する援助と全く同一の基調に立つており、窮極の目標は日本の經濟復興と自立促進にあるわけである。マックアーサー元帥は、一九四八年十二月十九日、日本經濟安定指令の趣旨を説明した吉田首相宛の書簡において、このことをつぎのようにのべている。

「日本の速かな經濟安定は聯合國および日本人民に共通した第一義的目的である。この指令の基本的目的をわかり易くいえば、それは政治的自由を正當化しかつ保證する程度の日本の經濟的自給態勢を速かに確立することである。なぜならば、一國民の生計が他國の慈悲に頼つてゐるかぎり政治的自由はあり得ないからである。」

いうまでもなく、日本占領開始以來米國の對日援助政策にも、國際情勢の變轉に應じて後にのべるような變化が見られるのであるが、少くとも今日においては日本經濟の自立化と、しかもその速かな達成が明確に企圖されてゐるといえるのである。そして、このような日本經濟の安定と自立化を促進することによつて

(一) 日々百万ドル近くの占領費を受持つ米國納稅者の負擔を輕減し

(二) 代つて民間外資の進出を容易ならしめ

(三) 日本をして經濟的また政治的に西歐陣營の一員たらしめ

- (四) いわゆる「アジアの工場」として東亞經濟復興における支柱とし
 - (五) 極東における「反共の防塞」として政治的のみならず軍事的、戰略的地位を強め
 - (六) 米國の一般的ならびに國家的利益に合致させる
- 等々の諸課題の達成が目指されていることはいうまでもない。

F 對日援助の軍事的意義

米國の對外援助を軍事的側面からのみ見ることはもとより正しい態度とはいえないが、冷たい戦争という緊迫した國際情勢の下にあつては、對外援助と密接に關連する軍事的、戰略的考慮を度外視することはできない。對日援助の問題もまたこのような觀點に立つて理解することが、米國經濟自体の動向を觀察すること、共にきわめて重要なことである。今日われわれとして米國の國防や戰略上の構想を窺知する限りではないし、また米國經濟の動向についても輕々の推測を試みることも危険であるが、外電や外國の新聞、雜誌が傳えているところを綜合判斷すれば

(一) 米國の世界政策は政戰兩略共に歐洲第一主義に立つており、従つて對外援助の重点も歐洲に指向されているので、對日援助は第二義的たらざるを得ない

(二) しかし米國の國防計畫は一九五二年末に完成の予定で、ERP援助の期間も同年六月まで

としているので、對日援助もこれらとテンポを合せることになるだろう。

と見られる。この第一の点は援助をうける日本として十分認識しておく必要がある。アジア・マーシャル・プランの構想がアジア諸國によつて提唱されてから二年にもなるのに、いまだに正式の日程に上せられていない理由の一端も實にこゝにあるといえるのである。

G 占領政策の一部としての對日援助

ではこのような条件のもとにおける米國の對日援助はどのような特質をもつていであろうか。われわれはさきに米國の對日援助も、その對外援助の一般原則に則つていることを述べたが、それは對日講和に對する米國の考え方が必ずしも連合國の一致した賛同を得られず、平和會議の早期開催を急ぐよりも既成事實をつくりあげておく方が有利であるとすむいわゆる「書かれざる平和」の構想にもとづくものであつて、日本の場合にはもちろん、いまだ舊敵國として連合軍による保障占領下にあるその主責任とイニシアチヴは米國にあるとはいへ對日管理政策の大筋はポツダム宣言や連合國の極東委員會によつて決定されるのであるから、援助にも自ら他の連合諸國に對する場合と異つた性格があることはいうまでもない。すなわち

(一) 對日援助は占領政策の一部であり、従つてこれに付せられる條件は、勸告であれ指令であ

れ、すべてこれを至上のものとして日本政府が忠實に履行すべき義務を負うもので、ERP諸國が米國との間に對等の地位に立つて商議により結んでゐる双務協定とは性質が全く異なること

(二) 援助業務の運営はすべて陸軍省と東京の連合軍總司令部によつてなされ、ガリオア(救濟費)もイロア(復興費)も共に陸軍省の占領地援助費として計上されており、ERP諸國に對する援助がECA(經濟協力局)の所管であるのと異なること

(三) 財閥解体、戦犯追放などのいわゆる日本經濟の民主化ないし社會化政策と併行させ、かつ賠償や日本の産業水準など對日講和上の諸問題と密接に關連させつゝ援助の規模とテンポが規制されていること

(四) 敗戦により一切の既得市場を失つて國際經濟から完全に孤立するとともに國連をはじめブレトンウッズ機構や國際貿易機構にもいまだ加入を許されていない状態において日本貿易を再開しこれを振興させるためには援助と併行して通商貿易上の斡旋を必要とすること

(五) 對日援助資金をはじめ貿易上のすべての外貨勘定が連合軍總司令部によつて管理されており貿易自体も、また外國人の對日投資もすべてその管理下におかれてゐること

(六) 日本の豊富な勞働力と比較的進んだ工業能力をアジア全体の復興に寄與させようとする構想は、あたかもERPにおけるドイツの役割と似ているが、同時に「アジアの工場」化政策をし

て日本の侵略をうけた他のアジア諸國の脅威たらしめることなく、進んでその利益に合致させる考慮が必要であること

その他さきに述べたごとく、疾病や社會不安の防止など占領上の必要から行われている救濟的援助の負擔から米國民納税者を解放することや、日本を反共の防塞化することなどが援助の目的とされている点が、日本の場合の特殊な側面であるといえよう。

H 米國對日經濟政策の推移

米國の對日經濟政策は、一九四五年九月二十二日ホワイト・ハウスから發表された「降伏後における米國の初期對日政策」に明示されているように、日本經濟の非軍事化と民主化との二つの要請を基調として進められてきた。このため軍國主義に奉仕してきた巨大財閥の解体および所得の所有と分散がとくに重要な課題としてとりあげられ、財閥子會社の封鎖、財閥家族の有價證券所有禁止と責任ある地位からの追放、持株整理委員會の設置と財閥の解体、全産業部門にわたる統制會の解散、私的獨占の禁止と公正取引の確保、過度の經濟力の集中排除などを目的とする一連の法的措置が戦後二年あまりの間に相ついで講ぜられた。マックアーサー元帥も一九四八年二月上院議員ブライアン・マクマホン氏宛の電報の中で「集中排除を實施しなかつたら日本に流血革命が起るであろう」と説明してい

るほどに、日本にとつてこれらの措置は劃期的な重要性をもつものであつた。

ところがこうして打立てられた日本經濟民主化の基礎も、その後の國際情勢の變化、とくに米ソ間の冷たい戰爭の激化によつて、對日講和會議の開催を期待し得る條件とはならず、むしろ連合國間の意見不一致から講和への見通しは次第に失われるにいたつた。それに、敗戦によつていちじるしく縮小した國土と經濟力をもつて八千數百万にのぼる大人口を自給していく能力のないことについての理解の深まりや、さきに見てきたような米國自体の世界政治經濟政策の新展開などから、對日政策にも初期の方針に再檢討が加えられるにおよんで新しい飛躍がはじまつたのである。

1 對日政策の新展開

すなわち、一九四七年七月、極東委員會十一ヶ國による拒否權なしの對日講和予備會議の開催を提唱し、講和條約の早期締結を希望した米國は、この提案が會議開催の手續問題でソ連ならびに中國との間に意見が相違して頓挫するや、その交渉を同年末をもつて一應打ち切り、一九四八年に入るや従來の方針を一擲して獨自の方策をもつて日本の經濟的自立を促進し、講和會議が開かれるまでに既成事實をつくりあげておくという方針に轉換した。いわゆる「書かれざる單獨講和」であり「講和のヒナ型」の實現を目指すことになつたのである。このことは一九四八年一月、ロイヤル陸軍長官がサンフ

ランシスコの演説で初めて公式に聲明して以來、極東委員會でのマッコイ少將の對日援助聲明や、賠償と産業水準に關するストライク調査團の報告、ドレーパー使節團のいわゆるジョンストン報告などでその性格と輪廓が次々と明らかにされた。ストライク報告は「目標は一九五三年までに日本の生産を戦前の水準に回復させることにある」として「一九四七年一月極東委員會が決定した日本の生産水準（昭和五十九年平均）をもつと高くし、賠償工場施設の撤去は現在の中間賠償の三割取立てと打ち切る」ことを勧告し、ドレーパー使節團は日本の平時産業を十分な基礎の上におくために、さらに少い賠償と、さらに速かな復興援助の必要を説いている。

また獨占禁止法や經濟力集中排除法など一連の經濟民主化法令についても「アジアの工場」としての日本經濟再建の見地から再検討され、一九四八年十二月極東委員會（FEC）米國代表マッコイ少將は、米國は日本における過度の經濟力集中を削減するという自國の提案（所謂FEC二三〇號）を撤回すると聲明した。日本においては、このような措置の大部分がすでに効果的に進められているので、財閥解体という基本的方針は一貫して變りないが、その重点の置きどころを移動させる必要が生じたというわけである。

1 日本經濟の自立化援助へ巡回

對日經濟政策については、一九四八年九月の極東委員會でパニューシキン駐米ソ連大使も「日本平和産業の無制限復活」を提案しているように、各國共に初期の方針より多少緩和の傾向に變つてきているようであるが、終戦以來ほとんど獨力で多額の援助をつづけている米國の政策は、これまでの單なる民生救済から進んで日本經濟の自立化援助へと大旋回をはじめたのである。このような米國對日政策の新展開について、一九四八年十月二十五日號のニューズ・ウィーク誌はさらに突込んだ觀察として、つぎのような内容を傳えている。すなわち

四八年春訪日した國務省政策企畫委員長ジョージ・ケナン氏の勸告にもとずいて、目下國務、陸軍兩省の間で、いわゆる降伏後の「初期」の對日方針から講和會議までの過渡期間を對象とした「中間」政策が起案されており、その基本は占領負擔の軽減と管理方式の緩和であり、より具體的には、占領の非軍事化、日本警察の増員強化、管理統制の占領目的と矛盾しない範圍での緩和經濟管理の簡素化、追放解除機關の設置などの措置が考慮されているというのである。

K 四九一五〇年度は對日援助のピーク？

こうして米國の對日援助の規模も次第に大きくなつてきた。最初のころは、占領行政達成のために最小限度必要とする食糧、肥料、醫藥品、石油などの救済物資を買付け、これを日本に輸送する費用

として、いわゆる「社會不安ならびに疾病防止」のためのガリオア基金（占領地救済援助費）を陸軍省の予算に計上し、これを中心として占領開始から一九四六年末迄に一億八千万ドル、四七―四八年度は三億五千二百萬ドル、合計五億三千万ドル餘にのぼる援助を行つてきたのであるが、一九四八―九年度からは、このガリオア援助のほかに、新たにイロア基金（占領地經濟復興援助費）を同じく陸軍省予算の中に新設し、日本經濟再建復興のための原料資材の買付けに振りむけることゝなつた。四八―四九年度予算におけるこの兩基金の振割は、前者が三億八千七百萬ドル、後者が一億二千五百萬ドル（四八年末までの支出は七千五百萬ドルと傳えられた）合計五億一千二百萬ドルといわれているが確認されていない。このほか原料購入のための輸出入回轉基金としての一億五千万ドルの資金支出や、アメリカ民間銀行を中心とする對日六千万ドルの棉花クレジットが成立している。なお米國の對日勘定としては連合軍總司令部（SCAP）の管理しているトラスト基金、商業勘定、相互計算勘定（オープン・アカウント）その他の特殊勘定がある。

かくして米國の對日援助は一九四八年以後急速にその規模とテンポを増大し、資金、技術、資材の面から日本經濟の復興自立を大きく刺戟しはじめ、一九四九―五〇年度において、それは一つのピークをつくらうとしているようである。外國貿易における管理部面の縮小、通商協定の擴大、單一爲替レートの早期設定、外資導入態勢の整備促進など一連の措置が、これらの援助政策の一環として推進

されていることはいうまでもない。

L 對日援助の保證としての九原則指令

米國の對日援助が日本の經濟的自立を促進し、占領費を減らすことを目的としていることは、すでに繰り返して述べたとおりであるが、このような援助の目的を効果的に達成するための保證として、米國政府が日本に要求したものが、いわゆる經濟九原則である。一九四八年十二月十八日、米國陸軍、國務兩省からマックアーサー元帥を通じて日本政府に宛てられた日本經濟安定計畫の指令として發表されたものがそれであり、單一爲替レートの早期設定のためにぜひとも實現せらるべきものであるとの趣旨が明らかにされている。

これは極東委員會が、緊急の場合、一定の問題（日本の憲法機構ないし統治体の根本的變更または日本政府全体の變更に關するもの）を除き、米國政府が同委員會の承認を経ずに中間指令を出し得るという極委の附託條項にもとずいて發せられた米國政府の「中間指令」であつて、日本政府ならびに國民が至上命令として忠實に履行すべき性質のものである。従つてこの九原則こそは、今後少くとも數ヶ年にわたつて日本經濟が進むべき方向を示した憲章であると言え、またその内容のきびしさからいつて日本人に對する冷酷な試練が加えられたものといえる。

マックアーサー元帥は、この指令と共に時の吉田首相に宛てた書簡の中で「これはまた、日本人の生活のあらゆる面において、より以上の耐乏を求め、自由な社會に與えられている特權と自由の一部的な放棄を求めるものである」といふ、しかも「これが實現されなければ日本は破滅するであろう」とまでいつている。

つぎに指令にもはつきりと語られているように、この措置は、全般的な米國の對外援助政策と基調を同じくするものであり、對歐援助に對するERPと同様、日本の今後數年にわたる新復興計畫が予定されていることはもちろんである。ホフマンECA長官の言明では、米國陸軍省では日本に對する「小マーシャル計畫」が考えられていると傳えられるが、それはマーシャル・プランの原則を日本に對しても援用していこうという構想であろうと思われ、對日援助費中の救濟費と復興費との割振りを復興費により多くするような方向にあることを語つたものと見られる。

M 日本國民の業績こそ援助を規制する

一九四九—五〇會計年度の對日予算は、これまで述べてきたような諸條件や外電の報道などから判斷して、おそらく戦後最大のものになると見られ、以後は逐年減少して、復興計畫の最終年度（一九五三年—昭和二十八年）にはゼロになし得るような状態がもくろまれているといわれる。果して明會

計年度の予算がいくばくに決定するかは不明であるが、トルーマン大統領の議會に要請した占領地援助費十億三千万ドルのうち、少くとも半額、あるいはそれ以上が日本に振り向けられることになる。と陸軍省筋では言明している。しかし九原則指令の説明にも「日本國民がこの復興計畫を實施するに當つてどんな業績を示すか、將來日本から追加資金を要請する場合に斟酌される材料となる」といつている、日本國民がこの要請に應える度合が援助の内容を規制するということ忘れてはならない。最後に、われわれにとつて重要なことは、最初にも強調したように、米國の對日援助もその世界經濟政策の一環であり、國際情勢の推移ならびに米國經濟の動向によつて援助の規模も性格も變化していく事を理解しておくことである。この事が我々の將來に對する展望を正しく導いてくれるものであり、同時にまた米國の強力な援助のもとに經濟的自立をはかるばかりでなく、精神的自立をも達成する上に必要な事である日本の運命を切りひらくものは、結局日本人でなければならぬからである。

九原則指令による日本經濟自立化計畫を實地に指導するため一九四九年一月以來來日中の總司令部財政顧問ドッジ公使も「米國の援助は日本國民が自分の努力により自立經濟を發展させようとする志向に對して一つの刺戟物として役立つのみである。いまこそ日本人が自分自身のギリギリの事實に直面し、自分自身の問題に立向い、自分の努力によつて獨立をとりかえすときである」と日本國民自身の奮起を要請している。

第三章 經濟九原則と日本の自立

A 米政府からマ元帥に指令

昨年十二月十八日、總司令部は、日本經濟安定計畫に關してアメリカ國務、陸軍兩省から發せられた共同聲明を發表した。これは日本の急速な經濟復興を目的としている九項目の經濟安定計畫の實施方を日本政府に要求するようアメリカ政府がマックアーサー元帥に對して指令したものである。

この聲明の中で、アメリカは日本政府の生産ならびに輸出に對する努力は十分認めるが、インフレ克服の努力はなお不足していることを指摘している。そしてまた、アメリカの對日援助資金を將來これだけ割當て、ほしいと要求するためには、この九原則にもとずいた經濟復興計畫を日本政府がどのように實施してゆくかというその努力の度合によつて大きく左右されることになるだろうことも明らかにしている。つまり、經濟再建に對する日本人の努力が足りなければ、アメリカの對日援助はそれだけ減つてしまうんだぞということを示して、經濟安定に對する日本政府の斷固たる措置を、この聲明は要望しているのである。

九原則というのは①健全財政 ②徴税の強化 ③金融の重点化 ④貨金の安定 ⑤価格の統制
⑥輸出の振興 ⑦資材の割當、とくに輸出用資材の割當の適正化 ⑧国内生産の増加 ⑨食糧供出
の増加などで、各原則はわが國當面の經濟安定を實現するために、いずれも非常に重要な、かつ不可
缺なものである。

B 九原則の特異性

ところが、これら九原則が發表されると經濟界にはもちろん、一般國民に對しても「晴天のヘキレ
キ」として意外に大きな波紋と衝撃を與えた模様である。しかしよく考えて見ると、この九原則に盛
られたものゝ項目は、二十三年七月總司令部から日本政府に對して勸告された經濟十原則に示さ
れているところと實質的にはほとんど變つていないのである。だがしかし、少くとも次の二つの点に
おいて十原則あたりと異つたものがあることは注目されてよい。

その一つは形式上のちがひである。それは、經濟十原則はマ元帥の勸告ないしは要望というかたち
であつたが、この九原則は極東委員會の規定にもとづくアメリカ政府からマ元帥あての指令という形
をとつてゐることだ。したがつて日本政府としては當然、從來にも増して強力にこれを實行しなけれ
ばならぬ義務を負つたことになるわけだ。

第二に、内容に關してであるが、この九原則では、單一爲替レートの設定を通じて輸出貿易を増進
し、その上で日本の經濟的自立を早急に促進せんことを強調している点である。

これによつても、この九原則がうち立てられたことは、日本の經濟の安定計畫を達成するために單
一爲替レートの早期設定を容易ならしめることが直接の大きな目標となつてゐることが分ると思ふ。
したがつて爲替レートの設定——これが本年における日本經濟の進むべき最大の目印とされ、政府の
あらゆる施策も、すべてこの一点に集中されていつたのである。

C ダラ／＼安定への訂正命令

こゝでよく考えてみなければならぬことは、このような指令がなぜ發せられねばならなかつたかと
いうことである。それは、なによりもまず、これまでの日本政府の怠慢に對するアメリカからの重大
警告とみるべきではあるまいか。これまでの日本政府は、アメリカの援助によつて復興し、復興する
ことによつてインフレを安定し、それによつて自立するといふコースをとつてきたのであるが、指令
は安定と自立の努力が先決要件であり、これを前提としてのみ、アメリカの援助が與えられるのだと
いうことを指示してゐるからだ。要するに日本のやり方は厄介なことには手をつけるのをなるべく延
ばしてゆくという考え方であつたが、それはアメリカにとつては、いわば捨て金にひとしいガリオマ

的救済援助をダラ／＼とつゞけてゆくことを意味し、アメリカ國民の納税負擔からいつても、ゆるしい問題であり、かつ最近の國際情勢の進展はアメリカにとつても日本の經濟がいつまでも足手まといの状態にあることを許さなくなつてゐる。つまり、こんどの九原則指令は、こうした日本側の虫のいいダラ／＼安定への訂正命令であると解してよかろうと思う。

D むずかしい日本經濟の自立

ところで日本經濟の自立は容易ならぬワザである。經濟復興計畫委員會で復興五ヶ年計畫を立案中であるが、その過程を見てもこのことが理解される。

經濟復興計畫委員會では去る一月十一日、五ヶ年計畫の基本方針を決定した。同計畫の第一次試案が安本で作られたのが昨年五月であり、その後八月に基本方針が作られたが、最近こうした計畫の立て方を根本的に改めざるを得ない情勢となつてきた。昨年八月の基本方針による最終年次の鑛工業一四五%、農林水産業一一〇%以上(いずれも昭和五十九年一一〇〇)の生産目標は、鑛工業一三〇一三五%、農林水産業一一〇%に落ちることになるもようである。というのは第一に、對日援助は長期にわたつて多きを望めなくなつたからである。來年度あたりを頂点として漸次減少し、二十八年度はゼロになる想定である。しかも國際情勢の變化は、日本の早期自立を要請するにいたつたのである。

から昭和五十九年平均の生活水準目標などは一應ふつ飛ばされて、それより低い水準で我慢せざるを得なくなつたのである。どの程度の生活水準を許せるかは、いうまでもなく生産と輸出のふえ方にかかつてゐるといふことが出来よう。

アメリカの明會計年度(一九四九年七月—五〇年六月)の對日援助額はまだ決定してゐないが、ガリオア、イロア何れも大体前年度と同額程度と傳へられている。これらのところを中核とし、九原則第八項の「國內重要原材料の生産増大」と結びつけて、できうるかぎり生産増加をはからねばならない。わが國の鑛工業生産は、一昨年七月には戦前水準の三三三%に過ぎなかつたが、昨年九月にはこれが五四%に、さらに十月には五七%に、そして昨年十二月の生産は六四%と、ついに戦前水準の六割を突破したのである。このような増産カーブをさらに引上げて自立經濟への第一歩を確立しなければならぬ。アメリカの對日援助が圓滑に行われて、生産資材ならびに食糧の輸入が確保されるならば、必要なる生産力の増大は決して不可能ではないと信ずる。昨年の生産が順調であつた最大の理由は動力、原料、食糧などが割合に順調に手に入ることができたからであるといふことを忘れてはならない。

E 經濟復興五ヶ年計畫の基本方針

復興五ヶ年計畫の基本方針によれば、本年度におけるこの計畫の基本的な構想としていろ／＼擧げているが、復興建設についてはまず鐵鋼増産、電源開發、石炭増産、輸送力増強、災害復舊などに重点をおき、インフレを刺戟しない限度で復興の基礎を培養することに努めるとしている。

工業生産のうちでは鐵鋼増産に飛躍的な努力が展開されるであろう。廿四年度の鐵鋼生産計畫（商工省案）では普通鋼々材の生産を百八十万トンと見込んでいるが、この計畫達成のためには今後のクズ鐵事情から見て高爐銑百七十万トンの確保が必要である。そのため鐵鋼用石炭は約六百二十万トン必要であるから、そのうち輸入炭を二百万トンとすれば國內炭は四百二十万トンとなる。國內炭は明年度の四千二百万トン計畫が成功すれば供給可能であり、また輸入炭は本年度すでに約百万トンできているから、必ずしも不可能ではないであろう。經濟九原則の具体化により、今後の鐵鋼部門は基礎産業であると同時に、輸出産業としての色彩が強くなり、經濟復興に占める役割が一だんと大きくなつたのである。

一方において石炭の増産はさらに一そうの努力が拂われねばならない。廿四年度の出炭計畫は四千二百万トンといわれているが、まだこれは決定したものではない。いずれにしても四千二百万トンは出炭すべきであつて、これも低質炭の増産では問題とならないからカロリーの向上を期さなければならぬ。

F 企業經營の赤信號・金詰り

例を鐵鋼と石炭の部門にとつたが、昨年以來これら基礎産業部門は原料入荷の順調、労働生産力の向上、電力事情の好轉、設備の復舊などにめぐまれて一般的に上昇線をえがいているが、昨年以來いわれてきた企業經營の赤信號、すなわち金詰りの傾向がどのように推移してゆくかという点に不安がともなつている。今年の一月から三月迄の三ヶ月間に千八百億圓の徵稅が強行され、ば金詰りは一そう深刻化するであろうし、それは九原則の實行によつて四月、五月になつてもゆるめられるはずはない。そこで問題になることは、このような財政ならびに金融の引きしめに經濟界が果して耐えうるかどうかという点である。これは基本的には結局生産力の増大にかゝつている。昨年末戦前の六四%まで回復した工業生産力が、本年三月以降においてさらに順調に發展をつゞけ、この夏には戦前の七割突破というところまで伸びるならばインフレ整理の實行は容易になり、爲替レート設定に伴う安定恐慌に對する抵抗力も相當養われるであろうと思う。そのためには今後の輸出振興にそなえて經濟九原則第七項にある「資材の割當、とくに輸出用資材の割當の適正化」については十分検討を加えなければならぬ。

G 爲替レート設定と企業合理化への要請

九原則では單一レートの設定を通じて輸出貿易を増進し、その上で日本の經濟自立を早急に促進せんことを強調していることは前に述べた。現在のわが國の物價体系は非常に乱調子で、甚だしい不均衡を呈しており、國際物價との關連が極めて薄い。したがつて單一レートが設定されると、それを通じて國際物價を目安とする國內物價の訂正運動が生ずるのは必然である。戰爭以來の封鎖された經濟では國內物價がいくら不均衡であつても何とかゴマかしてゆけたのであるが、國際經濟へのつながりができると井の中の蛙式にタカをくくつてはいられない。レートはこんど一ドル三百六十圓に決められたが、この結果一ドル五百圓でなくては立ちゆかない雜貨工業などは輸出が全く不振となり、そのままでは企業が倒れてしまう。そこで企業の合理化が、いやおうなしにとりあげられる。今度爲替レートを設定したという動機には多分に日本經濟の合理化ということが含まれている。本來ならば、ある程度日本經濟が落着いたところで爲替レートを設定すれば一番マサツが少いのだが、そうした常識的な道をえらばず斷行したところに、むしろ爲替レート設定によつて強い整理を行わせて、日本經濟を安定させようという狙いが明らかに感ぜられるのである。

いかに輸出振興が至上目標であつても、自主的な輸出取引への業者の覺悟が必然的に要請される。

まず要請されるものは輸出業者ならびに業者の企業合理化である。激甚な海外競争に堪えうるように企業を合理化してもらうことである。これだけの質的轉換は、今後わが國經濟自立のためにはぜひとも行つてゆかなければならない。

H 自力で安定が第一

以上要するにアメリカに扶養されている經濟から一日も早く抜け出すこと―それがわれわれ日本人の努力すべき目標である。個人の生活でも、足腰が立つて働けるかぎりには自分でまじめに働いて食べてゆかなければならない。不幸にして逆境に立ち、他人の援助を受けるにしても、自分で出来る労働をいやがることは許されない。國家にしてみさかりである。いやしくも獨立したいならば、食糧をはじめあらゆる國內生産品をできるだけ増産するとともに、輸出をできるだけ増加して、不足食糧その他の不足原料資材を自力によつて獲得するようにしなければならぬ。そしてそのためにはインフレを安定し、きめられた一本爲替レートの維持に全力をつくさねばならぬのである。現在われわれに與えられているアメリカの對日援助とても、そういうまでも長くつゞくべき性質のものでないことは常識で判斷できる。一日も早く連合國の援助に頼らず、自らの力で狭い國土に八千万の人口を養う域に達しなければならぬ。輸出の振興も外資の導入もすべてそのための方便である。

1 ドッジ聲明と健全財政

ドッジ公使は三月七日の新聞記者會見で「日本經濟の現状は兩脚を地につけていない竹馬にのつて
いるようなものだ。竹馬の片脚はアメリカの對日援助、もう一本の脚は政府の補給金だ。この竹馬の
脚をあまり長くしすぎると轉んで大ケガをする危険があるから、安定を得るために徐々に短くしてゆ
くことが必要だ」とまことに味わうべき見解を述べた。つまり日本がつゞけて外國の援助を仰ぎ、補
給金を増大し、物價を上げるとはインフレを激化させるばかりでなく、國家を自滅に導くおそれが
あるというのである。この竹馬の脚を短くすること、つまり日本經濟の安定をはかる道は一に昭和廿
四年度予算がどう決まるかによつて決定するので注目されていたが、ドッジ公使ならびに總司令部の
内示案の意向をくんだ新予算は健全財政の文字通りの堅持という形で二十日國會を通過成立した。

新予算の特徴は、今いつたように健全財政を文字通り堅持したこと。すなわち歳出は日銀引受によ
る復金債や建設公債の發行をやめさせるとともに大藏省證券のごときも現在額をこえることは認めな
い方針を明らかにした。この措置によつて歳入は税金、專賣益金、雜收入など何れにせよ國民の手か
ら直接に政府に支拂われるものに限られ、日銀券の増發によつて賄われる道をふさぎ、財政面からの
インフレ促進を阻止したことが一つ。つぎに貿易資金特別會計を全く獨立させ、その使途に嚴重な制

限を加えることになつたことなど、まだ他にも特徴はあげられるが、何れにせよ經濟自立化への強い
線はハッキリと現われ、こゝに日本の見せかけの復興をぶちこわしてハダカの實力をさらけ出そうと
しているのである。このためこの予算を實施するという面で日本經濟の實力の修正が起つてくる。國
民生活の面でも影響は少くない。直接にひびくものだけでも租稅負擔の大幅増加ということがあげら
れる。しかし歳出は租稅と見合うという原則をとる以上、これも止むをえないことだ。

「耐乏の決意と絶えざる努力」

國家經濟の自立化も大筋においては、家庭經濟の自立化と同じ方法によるほかないのである。いつ
までも親の仕送りを頼りにしたり、困ればたやすく借金や質入れをして過しているようでは、一見、
いくらハダな生活をしている家庭でも經濟的に自立しているとはいえないのである。親の仕送りをア
テにできるうちになるべく早く借金を返して、身輕になると同時に、消費を切り詰めて生業資金を積
立て、家庭の体裁を整えなければ、家庭經濟自立化の見通しは持てないものである。國家經濟の自立
についても、この原則以外に特別の手があるわけではない。われわれは、日本經濟を自立的に再建す
るために、あらゆる苦難に耐えなければならぬ。この耐乏の決意と絶えざる努力をもつて經濟の重大
轉換期に處し、安定への第一歩を進める覺悟を新たにしなければならぬ。

第四章 均衡豫算と税制

A 豫算とは國家會計の見積り書

國や市町村などのような公共團體がいろいろな事業を行つたり、お役所を建てたり、多くの役人を養つたりする爲には毎年毎年何百億圓という經費があるが、このような費用をどうして賄うか、またどんな事業をするにはどの位の支出が必要か。われわれ個人的生活に會計簿が必要なように、國家の事業には毎年大きな見積り書がいり、このような見積り書は政府が獨り勝手にきめてはいけなからこれを國民の代表である國會で承認しなければならぬというのが民主主義國家のゆき方である。予算はこのような一年間の國家の會計の見積り書であつて、まず一年間の支出、すなわち歳出がどの位あるか、この支出の元となる國家の収入、すなわち歳入をどうひねり出すかという二つが中心となるこのほか右の支出、収入以外に國家が府縣、市町村の公共團體に對し、特定の仕事を頼んでそれに對し何百万圓の補助金を出すと契約する場合のように、國が債務を負擔する行爲―國庫債務負擔行爲の予算をも含んでいる。その予算の額は昭和二十四年度で一般會計歳入七千四百九十九億圓、歳出七千四百

六億圓、特別會計歳入一兆五千五百億圓、歳出二兆五千五百億圓である。昭和二十三年度では一般會計歳出入四千四百四十四億圓、特別會計歳入一兆千九百九十六億圓、歳出一兆二百三十九億圓であつたがこの内一般會計と特別會計で重複する部分をさし引いて計算した純計予算は九千四百七十九億圓という巨額を示し、二十三年度の國民所得を一兆九千億圓とすれば、國民が一年間に生産した物やサービスの全金額の半分近くが財政に使われる勘定になり、予算が國民經濟生活にどれほど大きい意味をもつているかはこの一事だけでも明かであろう。

B 國民生活に直結する豫算

予算を國會が承認するということはそれだけの支出をし、収入を確保する権限を政府に認めることであるが、政府の収入というものは租税か、公債か、タバコ、塩などの政府專賣品の賣上げ高か、鐵道、通信のように政府が事業を営んでいるときはこれからの収益すなわち鐵道運賃、郵便、電信、電話料金などである。このような政府の収入がどうきめられるかということは直ちに國民生活に影響する。政府の支出が多くなればなるほどこれを賄うために税金は上るし、タバコ、汽車賃、郵便料などが引上げられ家庭生活はチカに苦しくなる。なおこれらの値上りはすぐ他の一般物價をツリ上げてインフレを進めるからこの面でも生計費に響く譯である。また財源のキメ方が戦前や戦時中の様に赤字

公債でやられると、物の裏づけのないお札だけが日本銀行から飛び出して物價を高くし、國民生活を壓迫するというように、國會や大藏省のことだけだと思つていた予算問題がいつのまにか生活の身近に迫つてくるのである。

この頃のようにインフレが進んでいると會計年度の初めである四月に向う一年間の予算を組んでおいても予算の基礎になつてゐる人件費や、物件費の基準がいつの間にかくずれることがある。例えば三千七百圓の基準で一年間の官公職員の給與予算を組んでいても十月か十一月になると三千七百圓基準では、官公吏は食つてゆけなくなり、六千三百圓まで賃金の基準を上げねばならないということになると、追加分は新たに追加予算を提出せねばならないことになるので、あらかじめ予算を組む前に賃金ベース、物價水準を定めねばならず、物價水準をきめる場合は、鐵、石炭、肥料などの基礎物資に對し補給金を出すか、出さぬかなども定めねばならない。このような政府職員の賃金ベース、物價水準、補給金などが民間の給與水準、一般消費物資の値段にひびいて、この面からも國民生活に對する予算の影響は大きい。

さらにわが國のインフレは財政インフレであるといわれている。このことは日銀券の出方を見ても明かで、昭和二十一年度では財政關係から出た日銀券は四七%、二十二年度は日銀券増加高千三十億圓中政府資金は七二・七%、民間資金は二七・三%である。予算の支出額が多ければ多いほど政府の

民間に對する支拂が増加するし、たとえ政府の支出と収入がツリ合つていても、税金徴收のように収入の方は時間的に見て遅れがちだから、支拂の方が先に出て、所謂「政府資金の對民間撒布超過額」が日銀券發行高中にしろる割合が多くなつてゐる。したがつて予算の大きさがどの位にきまるかということはインフレーションの進行と切り離せない關係をもつてゐる。

C 均 衡 豫 算 の 條 件

右のようにインフレや國民生活に大きく影響する予算が國民經濟上よく釣合のとれたものであり、國民經濟を壓迫しないばかりか、進んでは予算を通して國民經濟の發展を計ることが要求されるのは當然である。近頃「健全財政の確立」とか「均衡予算の樹立」とか叫ばれ、一九四八年四月のジョンストン報告書にもインフレ克服のために、(1) 均衡予算の確立に努力すべきこと (2) 日本政府は支出を急速に削減するため、あらゆる機會を利用することなどが要望され、經濟九原則も財政上の措置として、(一) 歳出の削減と歳入の増加によつてできるだけ速かに予算の均衡を計ること (二) 徴税組織を改善して脱税行爲に對して強力な措置を講ずることの二項目を指令している。昭和二十二年年度の予算も二十三年度の予算も、一般會計については「支出と収入の見合つた」いゝかえると「歳出は稅收、專賣益金その他官業收入で賄つて歳出補填のための公債、つまり赤字公債は一つも出さな

「予算として」名目上の均衡予算が編成された。しかしこの予算が國民經濟上實質的な均衡予算であつたかどうかは大きな問題となり、名目だけの均衡は實質上の均衡に切りかえねばならないとされた。

それでは實質上の均衡予算の條件はどういうものかというところ、大凡次のようなものである。

(1) 國民所得に占める予算の割合が妥當であること—國民所得に占める予算の割合が大き過ぎると國民消費生活を低下させ、また資本蓄積や新しい投資を減少せしめる。インフレ下のわが國財政の實狀では財政支出が大き過ぎる爲に、資本蓄積の餘地なく却つて年々巨額の資本食ひつぶり—いゝかえると、ストックの減少、減價消却、修理補填難—によつて國民經濟の縮少再生産を行つてゐる。

(2) 予算實行が確保されること—無理に巨額の稅收を見こんでも、國民擔稅能力の限界を考えないと徵收不能となり、徵收不能分だけは赤字公債と同じこととなつて、名目的な健全財政も維持できない。

(3) 一般會計、特別會計、地方財政を通して均衡が保たれること—一般會計だけ黒字の予算ができて、特別會計で赤字を出したり、一般會計から地方財政に對する地方分與稅分與金が少くなつた結果、地方財政で赤字を出せば國民經濟全体としては赤字予算となるわけである。

(4) 財政と金融との均衡がとれてゐること—財政で削減した分が金融に轉嫁されると他の産業の

資金需要を抑え、また信用膨脹からインフレを進めることもありうる。例えば政府の價格政策の不手際から補給金の出し方などが遅れると、赤字企業は復金や市中銀行の融資に頼るから信用面からのインフレをおこすと同時に民間の資金量が減つて他の産業に壓迫を加える。

(5) 歳出予算は國民經濟を發展させる生産性ある事業に使はねばならないこと

(6) 歳入と歳出が時間的に調節されること

などがあげられるが、現状では均衡予算樹立の先決要件は何といつても歳出の規模が大巾に縮められることであり、このため人員整理とか補給金の減少、不生産的支出の削減などが當面の問題化してゐる。

D 豫算の仕組み

國の予算は一般會計予算と特別會計予算に分れてゐる。一般會計とは一國の主要な歳出入を綜合して經理する會計であり、特別會計は特殊の事業、施設、基金、費用などの收支を一般會計ときりなして經理する目的で造られた會計で、國有鐵道、通信事業、食糧管理、貿易資金、國有林野、アルコール專賣、大藏省預金部など合計二十八會計がある。一般會計予算は財政法第十六條によると「予算は予算總則、歳入歳入予算および國庫債務負擔行爲とする」とある。

予算總則では予算に關する總括的規定をきめるほか(一)公債または借入金の限度額、(二)公共事業の範圍、(三)日本銀行の公債引受けおよび借入限度額、(四)大藏省證券の發行および一時借入金の最高額、(五)國庫債務負擔行為の限度額、(六)その他予算の執行に關し必要な事項に關する規定が書かれてある。つぎに歳入歳出予算は目的別に部、款、項に分けたもの(甲第一號)と、收入に關係ある部局等の組織別に分けたもの(甲第二號)と二種類になつてゐる。甲第一號の形式は次のようになる。

甲第一號(歳入)

- 一、租税及び印紙收入……………(部)
- (一) 租税……………(款)
- (1) 所得税……………(項)
- (2) 増加所得税……………(項)
- 二、官業及び官業財産收入……………(部)
- (一) 官業收入……………(款)
- (1) 特別會計益金受入……………(項)
- (2) 刑務所收入……………(項)

(歳出)

- 一、行政部費……………(部)
- (一) 會計検査院……………(款)
- 二、社會及び勞働施設費……………(部)
- (一) 救濟保護費……………(款)
- (1) 生活保護費……………(項)
- (2) 特殊保護費……………(項)
- (二) 兒童保護費……………(款)

甲第二號は組織別分類で歳入は租税收入は大藏省、刑務所收入は司法省というように分けてある。歳出は部、款、項、目に分けると

- 行政部費……………(部)
 - 大藏本省及び各廳……………(款)
 - 大藏本省……………(項)
 - (1) 官吏給……………(目)
 - (2) 給料……………(目)
- (目) というように記載されている。

E 二十四年度の予算はこうなつてゐる

財政面からのインフレを抑えるため、昭和二十四年度予算は經濟九原則を現實にもりこんで編成され、歳入七千四百九十九億三千七百万圓、歳出は七千四百六十六億六千七百万圓で、差引き二億七千万圓の黒字となつた。編成に當つては

- 一、一般、特別、地方財政を通じ総合的な均衡をはかり、追加予算は出さず、政府債務の減少にも努めること。
 - 一、新規事業は一切とりやめ歳出の壓縮をはかること。
 - 一、行政整理は一般會計約三割、現業二割を目標として斷行すること。
 - 一、補給金を再検討し、支出範圍を減少して企業の合理化を促進させる。
 - 一、アメリカの對日援助費千七百五十億圓はいままでのような輸出入補給金的な使ひ方をやめ、國債償還、建設公債引受、長期設備資金などにふりむけること。
- などをハツキリさせ予算面からインフレを抑えるいわゆるデイス・インフレ的政策を明かにした。二十四年度の一般會計歳入歳出は次のようになつてゐる。(單位百万圓)
- 歳入△租税および印紙收入五一四、六六〇△特別會計より受入一二五、九二八△官業收入四、九二一

七△官有財産收入四、九六九△雜收入五一、三六四△前年度剰余金三、〇八五 歳入合計七〇四、九三七

歳出△終戦處理費一二五、二三〇△賠償施設處理費二、六六三△特殊財産處理費一、七一七△解除物件處理費一九八△公共事業費五〇、〇〇〇△失業對策費八〇八△地方配付税配付金五七、七〇〇△國債費一三、六三六△出資および投資金八三、五五三△特別會計等赤字繰入七、五二〇△公團赤字繰入三、二七四△船舶運營會補助六、二六六△價格調整費二〇二、二〇〇△その他一四九、八九七 歳出合計七〇四、六六七

F 特別會計豫算の分け方

特別會計予算は損益勘定と鐵道などの工事、建設を必要とするものについては建設勘定に分れ、損益勘定では人件費、物件費その他の運營費の支出、収入を計上し、建設勘定は生産的な事業だといふのでその収入を公債や日銀借入金で賄うこともある程度は認められている。運賃や電信、電話料収入などは損益勘定の財源となる。特別會計はそれだけで獨立し一般會計からくり入れをしてはならないといふので所謂“獨立採算制”の原則が法規上は定められているが、實際にはこの原則が維持されずなにがしかの繰入れを一般會計から行つて損益勘定の赤字を埋めてゐる。一般會計と特別會計予算は

重複することがあるので、この重複分を整理して出したのが純計予算で、二十三年度予算を例にとると一般會計四千四百四十四億圓と特別會計一兆二百三十九億圓の合計一兆四千三百八十四億圓から重複額二千四百四十七億、控除額二千七百五十七億を差引くと純計予算は九千四百七十九億圓となる。

G 色々な豫算の呼び方

予算の國民經濟への影響をみる場合は、一般會計だけでなくこの純計予算をみる方が妥當である。年度初めに定つた予算が物價値上りで追加されるような時は初めの予算を當初予算、追加予算を補正予算といふ、また價格政策や、賃金ベースの未決定のため年度に入つても予算が編成できないようなときは、短期間のしかも骨組みだけの予算を作つてゆくがこれは暫定予算とよばれる。

府縣市町村などの公共団体では、地方自治を行うためそれ／＼の予算をもち、この問題は國家財政とは別個に地方財政の問題として地方財政法、地方税法の規定をうける。國家予算では予定しない予算の不足にあてられる費用として予備費が計上されているが、具体的に問題の起つたときは閣議の承認を経て支出されるが、支出した後で國會の事後承諾を求めねばならない。

H 豫算編成の手續

では予算はどのようにして作られ、どう實行されるか。憲法第八十六條は「内閣は毎會計年度の予算を作成し國會に提出してその審議を受け議決を経なければならぬ」とし、予算作成の責任は内閣にあることを明かにしている。わが國の會計年度は四月から翌年三月末迄である。予算が閣議で定つて國會に提出される迄の手續は、まず内閣で翌年度の予算編成方針をきめ「予算について赤字は出さない」とか「無駄な支出は極力削る」といつたような大筋ができると、この方針の線で各省がその政策を行うために必要な要求額を大藏省に提出する。大藏省としては歳入の見積りにかゝる。各省要求額が出せらうと大藏省主計局は歳入と見合せながら各省要求額の調整にかゝり、連日予算査定の打合せが行われる。この打合せで大藏省案と、各省案が一致すれば予算案は内定するが、意見が一致しない時は大藏省の査定案で一まず「歳入、歳出及び國庫債務負擔行爲の概算」をつくり上げて予算閣議にもち出す手筈が整えられる。この予算閣議で、削減された各省大臣の復活要求などもち出され、また國民經濟上妥當な予算であるかどうかなどが猛烈に論議される。かくして閣議で決定された予算案が細目の点まで細かくきめられて内閣から國會に提出される運びになる。予算は憲法の規定により衆議院に先に提出し、その際大藏大臣の財政演説が行われ、予算案は常任委員會である予算委員會で審議される。予算委員會では國の財政は一般政策と切り離すことができないという見地から財政、金融問題のみならずひろく外交、文化、勞働、厚生などの諸問題について眞剣な討議が行われる慣はし

になつてゐる。予算委員會の議決を経た予算案は本會議にかけられ參議院に回されて同様の審議を行い、參議院の本會議で可決されると、初めて予算案が成立するわけである。衆議院と參議院の間で予算案について意見の合はないときは兩院協議會でまとめるがこれでもまとまらないときは「衆議院の議決」だけで國會の議決として定り、また參議院が予算案の送付をうけて三十日以内に議決しないような場合も衆議院の議決だけで定つてしまふ。

I こうして豫算は實行される

こうして予算案が定ると、政府はこれに基いて國の財政を處理する權限を認められたわけで、予算の實行に移るわけである。政府支出は収入と見合はせながら計畫的に行われるが、この際にもインフレの進行度合をにらんで支出が抑えられることもあり、政府の支拂が時間的に遅れるようなときには民間業界の金づまりをおこし、よく「政府支拂を促進すべし」などと問題を起すこともあり、また税金や專賣益金など収入の入り方が遅れているうちに政府支出がドツと出るような時は、いわゆる政府資金の對民間散布超過などといつてインフレを一時的に高進するようなことも起る。

J 重要な決算

ついで一會計年度を經過して予算がその通り實行されたかどうか、歳出、歳入の實績がどうなつてゐるかを調べるためには決算が行われる。憲法第九十條には「國の收入、支出の決算はすべて毎年會計検査院がこれを検査し、内閣は次の年度に、その検査報告とともに、これを國會に提出しなければならぬ」ときめ、會計検査院は内閣に對し獨立の地位を有すること、また「一會計年度に屬する歳入歳出の出納に關する事務は政令の定めるところにより翌年度七月三十日までに完結せねばならぬ」とし、翌年度の七月三十日までに決算を整理すべきことを會計法では規定している。

會計整理の結果、歳入が予算以上であつたり、歳出を使いきつていないような場合は剩餘金が出るわけだが、この剩餘金は翌年度に繰りこして使われたり、公債や借入金償還に使われる。決算は翌年度の國會に提出してその承認をうけることが必要である。

K 財政を賄う税制

昭和二十三年度の一般會計予算は約四千億圓だが、その六四％は國民の税金で賄われている。人口七千五百万人とすれば子供も老人も含めて國民一人一人が三千五百圓を税金として負擔している。國民所得のうち税金の占める割合は、昭和二十二年で一八％、二十三年で二二％であつた。アメリカではこの割合が二六％、イギリスでは三六％でどの國でも負擔は大きい、わが國では所得の分布

が高額所得が少く、小額所得が多く、そのうえ小額所得者はインフレのため生計費がかさむので税負担が重く感じられるのである。また大口のヤミ所得が課税から逃れているため、中小工商业者や勤労者の負担が重くなっている。

L 直接税と間接税

税には國家がその租税を負擔せしめようと思う者から直接とる租税—すなわち「直接税」と、納税者以外の者に租税負擔が轉嫁されることを國家が期待して課する租税—すなわち「間接税」の二つがある。現行の税制では、直接税としては所得税、増加所得税、法人税、相續税、有價証券移轉税、登録税、贈與税、通行税などがあり、間接税では酒税、物品税、織物消費税、入場税、取引高税、清涼飲料税、砂糖消費税、骨牌税、馬券税、印紙税などがある。間接税は納税者とその税金だけを物價に織こんでしまうので、實際税金を負擔するのはその物を買う一般消費者であるから、一面大衆課税であるともいわれている。

タバコの專賣益金は政府の一方的値上げで消費者の負擔を増すので、税金のように國家の權力で強制徴收はしないが、一種の間接税的のものとして專賣益税ともよばれている。

インフレで國家財政が膨脹しヤミ利得が捕えにくいとなると、政府は財政收支の均衡を計るためど

うしても取易い間接税に多くの比重をかけがちで、二十二年度は租税収入中、直接税が四八・九%に對し、間接税は五一・五%（專賣益金を含む）であつたのが、二十三年度は直接税四四・六%、間接税五五・四%で直接税が多く、間接税が少いという平常時の税制とは逆の現象を呈している。

M 種類の多い地方税

税金には國税のほか地方公共団体の地方税があり、都、道、府縣民税、市町村税、地租、家屋税、事業税、特別業務税、鑛産税、入場税、酒消費税、電気ガス税、鑛區税、木材取引税、不動産取得税、狩獵者税、遊興飲食税、自轉車税、接客人税、使用人税、餘裕住宅税などがあり、このほか地方議會で定めた條例で課することのできる法定外獨立税があり、ミシン税、ピアノ税など數十種のものがある。

N 税はこうして徴收される

國税の納め方は、昔は稅務署が調査して課税するいわゆる賦課課税の方法であつたが、昭和二十二年度から納税者が自分でその所得を計算して税額を算出して納める申告納税制度に改められた。

この方法は予定申告と確定申告に分れ、納税者は毎年四月一日の現況にもとづいてその年の所得金

額を見つゝり、その税金を計算して申告すると同時に、自分で納付書を書いて四月三十日までに税金の四分の一を納め、次に七月中に四分の一、十月中に四分の一を納める。これが予定申告だが、翌年一月にはその前年の實際の所得を計算しこれに對する税金を改めて算出し、前に納めた税金をさし引いて残額を納めて税金の總決算をする。これが確定申告である。したがつて納期は四、七、十、翌年一月の四期に分れている。(昭和二十四年度は七、十、一月の三回ときめられた。)

申告が低すぎると思われるようなときは税務署の調査額を基としてこれを訂正するがこれを更正、決定という。予定申告に對する更正、決定は假更正、假決定といふ、確定申告に對するものを本更正、又は本決定という。納税者が更正、決定に不服のときは救済策として、審査の請求、調願及び訴訟が認められている。また脱税を防ぐためには第三者通報制がある。これは第三者が不正申告や、無申告を大藏大臣又は財務局長に通報して、それが本當であつた場合には、通報者に一〇%(最高二十万圓)以下の報獎金を交付する仕組みである。脱税については最高三年の懲役、脱税額の五倍以下の罰金刑が定められている。

均衡予算を遂行しインフレを抑えるためには予定税額を徴収することがどうしても必要とされるが反面一、二、三月のような年度末には月四、五百億圓にわたる徴税が強行されることは、國民經濟にとつて相當痛いことで、このために一般の金づまりは深刻になることは避け難い現象である。

第五章 經濟再建のための金融統制

A 金の統制すなわち金融統制

戦後わが國の經濟は、戦争遂行を目的とした戦時統制から、戦争で弱化した經濟の再建を目的とする統制に切換えられた。この統制經濟は單に「物」の生産配給を統制するばかりでなく、「物」に見合う「金」の統制も行つている。この「金」の統制が金融統制である。ヤミ物資があるようにヤミ金融、ヤミ金利があるのは、逆説的だが「金」に統制があることをしめすものだといえよう。

金はこれを使う主体が誰かという点から、國家が行政や事業を行うために使う金、つまり財政と、民間が經濟活動を行うために使う金、つまり金融との二つに分けられる。金融統制とはこのうち民間の使う金の統制である。何故財政が入らぬかという点、財政とは國家の金の出入りであり、統制とは國家が行うものだから、國家自身が自分の使う金を統制することは當然であつて、こと新しく統制という言葉を使うまでもない。しかし國家の使う金も税金や公債として國民から集めた金であるから、金融統制に關連して、財政と金融とはつきり區別されねばならないということが最近特に問題にな

つてゐる。このことについては後述する。なお金融統制の主体に關して特に左の点は注意しなくてはならない。統制は國家が行うものであることはいうまでもなく、金融統制の場合、官廳でいえば大藏省だが、日本銀行の存在は注目されねばならない。というのは平時でも「銀行の銀行」として日銀は金融の市場操作を行つてゐるので、金融統制を行う場合、日銀は特殊な地位に立つわけで、今後むしろ市場操作を通じての統制に重点が移るものとみられる。

B 金融統制の二大目的と方法

前述のように統制の目的は日本經濟の再建にあつて、金融統制も同じだが、金融統制の場合さらにこれを二つに分けることが出来る。一は生産を活發にして増産するため資金を注ぐことである。一はインフレが悪化しないように通貨の増發を抑制することである。この二つの目的の關係は、増産のためには必要なところに必要な資金を注入しなければならぬが、反面やたらに資金を放出したら經濟安定が阻害されるという關係にある、こゝに金融統制の難しさがある。

したがつて二つの目的から統制にも二つの方法がとられてゐる。一はどんな性質の産業に融資するかという質的統制であり、一は融資する資金の量そのものを統制する量的統制である。

C 金融統制の諸政策

では具体的にどんな統制策を行つてきたか。經濟統制は本來自由な經濟活動を制限するものだから、法令に基いて行われねばならない。金融統制のための法規の主なものには(1)重要産業へ重点融資するため金融緊急措置令に基き公布されている金融機關資金融通準則と(2)一般金融機關の金利を統制する臨時金利調整法と(3)日銀券の發行限度を決めて通貨増發を抑制する通貨發行審議會法の三つである。

D 金融機關資金融通準則

金融機關資金融通準則の最大のねらいは經濟復興に緊要な産業に優先的に融資することにある。これは物の面の傾斜生産方式にピツタリ歩調を合せた金融統制策である。その仕組は石炭、鐵鋼、肥料などを最重要産業として全産業々種をその緊要さの順に、甲、乙、丙の三種に分け、それぞれについて設備資金と運轉資金の両面から制限規定を設け、これを産業資金貸出優先順位という表にしてゐる。だから銀行はじめ信託、保險、農林中金、商工中金などの金融機關が、事業に融資するときはこの優先順位表に基いてその業種をしらべ、まず融資順位が最上の甲の産業に對して優先的に融資し、

資金に餘裕があれば次に乙の産業に融資し、さらに餘裕があれば丙の産業に融資するのである。その上丙の産業に對しては金額の点でも制限があり、五十万圓以上には金融機關の自由意志で貸すことが出来なくなつてゐる。この場合にはその金融機關から日銀に對して審査を申請しなくてはならない。日銀では本店および各地の支店、事務所で丙種協議というのを開いて、果して融資すべきかどうかを審査し、これに通つたものだけを承認する。この承認があつて始めて金融機關は貸出せるのである。以上丙種だけは金額の制限をしているが、大体この統制は産業の種類によつて貸すという質的統制である。

しかし融資準則は一方には量的統制も行つて來た。インフレのときは金融機關に對する資金需要が増大するので銀行は日銀から借りて融資することになる。これがひどくなると通貨が増發されてインフレが促進する。そこであまり日銀にたよらぬよう、融資は金融機關の預金の増加の範囲でまかなうことにし、しかも預金増の三十五％は財政資金として國債や復金債を買はせ、残りを産業に融資するというやり方で、二十三年三月までこの方式が實施されてきた。しかし二十四年度予算から復金債は一切發行しないし、國債も對日援助見返り資金でまかなうことになつたので、四月からこのワクははずされた。だが經濟再建のためには長期資金を確保しなくてはならないので、何らかの方法で右に準じたような量的統制を行ふべきであるという意見も有力に出ている。

E 臨時金利調整法

(2) 臨時金利調整法による統制もまた量的統制の一つである。インフレの時は前述のように資金の需要が増大する反面供給は困難なので、放つておけば金融機關の貸出金利はぐんぐん上昇してその結果インフレは悪化する。そこで金融機關の貸出金利はもちろん預金利子も國家で統制し調査することになつた。また從來金利は東京、大阪の銀行協會で自主的に協定していたのだが、獨占禁止法の精神に反するという事情もあつて、この法律が昭和二十二年十二月に出たのである。その結果金融機關の預金利子、貸出金利、割引歩合など金利は、その最高限度の決定も變更も廢止も大藏大臣が日銀總裁をして決めさせることにし、日銀總裁は金利調整委員會に諮問して決めることになつてゐる。

F 最高發行限度による量的統制

(3) 通貨發行審議會法による統制は通貨量そのものを制限する量的統制である。審議會は總理大臣を會長とし、四半期ごとに日銀券の最高發行限度を決め(昭和二十四年三月末發行限度は三千五百億圓)この最高限度を超える日銀券の發行が十五日以上になつたときは、日銀は審議會の決めた税率で發行税を政府に納めなくてはならないことになつてゐる。つまり日銀はいつでも政府の要求に應じ

て無利子で政府に所要資金を貸さねばならぬ反面、政府の預金に利子を拂わなくてよく、日銀券の發行も普通は無税だが、限外發行のときだけは税金を納めなくてはならないのである。このことは結局“通貨の番人”である日銀自身が、むやみに通貨を増發してインフレを進め通貨の價值や信用を落さないように制限しているわけである。

G 産業資金計畫

以上の最高發行限度を決めることによる量的統制と密接な關係があるものに安本、大藏、日銀の三者で行つてゐる産業資金計畫がある。これは四半期ごとに財政資金（國家および地方財政）と産業資金がほどのくらい必要かを推定し、一方この期間にどのくらい預金が金融機關に集るかを推定し、この資金の需要に對する供給の不足分をその期間中の通貨の増加する量と推定するという仕組のものである。これは一應財政資金と産業資金の量を統制するものようであるが、實は單なる推定であり、預金吸收、貸出制限の一つの努力目標程度のものにすぎない。というのは現實にこの計畫にしたがうように命ずる強制力は何ら持つていないからである。だから産業資金計畫は金融統制に關係はあ
るが金融統制そのものではないわけである。

H 統制色の濃い日銀の金融市場操作

以上がわが國の金融統制であるが、これと一應區別されねばならないものに、日銀が行つてゐる金融操作、つまり割引政策とオープン・マーケット・オペレーションがある。割引政策とは市中銀行が一たん割引いた商業手形を、市中銀行の求めに應じて日銀が再割引して融資すること、これは本來中央銀行の中心的な業務である。しかしわが國の現状は商業手形の流通が盛んでなく、むしろ國債やスタンプ手形や貿易手形等を擔保として市中金融機關に貸出す方が量的にも多いのである。それは兎に角日銀ではこの手形割引、貸出しのために公定利子歩合を定めてゐる。すなわち（イ）商業手形またはこれに準ずる手形の割引歩合日歩一錢四厘、（ロ）國債、スタンプ手形、貿易手形などを擔保とする貸付利子歩合日歩一錢五厘以上、（ハ）（ロ）以外のものを擔保とする貸付利子歩合日歩一錢六厘以上、當座貸越利子歩合日歩一錢九厘と決めてゐる。この利子歩合を金融の市場と睨み合せ、上げたり下げたりすることによつて市中の資金量を調達するわけである。オープン・マーケット・オペレーションはいわゆる公開市場政策で、市中の金融情勢を見て國債や復金債を賣つて市中の資金を吸収したり、これを買つて市中に資金を放出したりして調節することである。この二つの操作は一見金融統制と似ているが、正常な經濟状態でも行われるもので、これが中央銀行の一つの仕事でもある。だ

からこれは金融統制というよりもむしろ金融調整というべきだとされている。この点は統制は國家が行うもので日銀は國家機關でないということからも一應理解される。

だが現實には、わが國金融機關の日銀依存度が大きく、統制經濟下にあつてこうした日銀市場操作自体が變形している現状では「統制」の色彩が濃くなる。日銀貸出しに對して高率適用制度を行つてゐるなどはその一である。高率適用とは金融機關の日銀からの借入金、その金融機關の預金残高の一定割合以上に達したとき、前述の公定利子歩合より高い率の利子を要求する制度で、國債を擔保とする場合は預金残高の1%から12%までは三厘高、12%以上は日歩二錢七厘、商業手形の場合は12%までは適用なく、12%を超えたら日歩二錢五厘となつてゐる。これは資金融通準則と同様金融機關が事業に融資する際あまり日銀に頼らないようにしようとするものである。これも市場操作の一であると思へば統制でないといえるが、現實にはやはり量的統制で、市場操作もその度合が強くなればなるほど、法的根據だけで金融統制でないということは困難になる。

1 新たな問題点

今後の問題としては(一)二十三年度までの最大の問題だつた財政の金融壓迫が、二十四年度予算からなくなり、市場操作が重要な位置に代ることと、(二)日銀改組その他金融機構の改革問題とである

二十三年度まで金融統制がうまくゆかなかつた最大原因は、本來財政の面で賄われるべき資金が、金融面にかぶされて來ていたことで、(一)財政資金のワクとして前述のように預金増加の35%が優先的にとられたこと、(二)本來政府出資金で賄われるべき復金融資が、政府出資不足のため復金債を發行して資金を調達したため市中金融を壓迫したこと、(三)價格政策の面から、基礎物資に對して價格差調整金が財政面から支出されたといへ(昭和二十三年度は六百二十五億圓)、基礎産業の赤字に對して金融機關から貸出さねばならなかつたこと、(四)政府支拂が時間的に遅れること等が原因であつた。しかし二十四年度予算においては、國債は建設公債二百七十億圓(鐵道關係百五十億圓、遞信關係百二十億圓)を發行するが、これは對日援助見返り資金で賄うので市中金融機關からの資金調達は必要としなくなるし、復金債は全然發行しないのでこの面からも壓迫は除かれる。したがつて資金融通準則による財政資金の35%のワクは四月から事實上はすされ、財政の金融壓迫の最大要因はのぞかれた。そのみならず二十三年度までに發行された復金債千九十一億も政府出資(三百億圓)や見返り資金や交付公債等で全額償還され、國債についても同様見返り資金からの償還が考えられ、産業資金についても見返り資金の活用が考へられているなど、財政の金融壓迫は解消されることになつた。したがつて産業資金(二十四年度四千七百五十二億圓と推定)をいかに効果的に操作するかは、一に金融自体の問題となつたわけである。つまり金融の常道に復歸して操作すること

になるわけで、これを金融統制の面からいへば、日銀の市場操作がいよ／＼大きく前面に出ることになる。それだけに金融政策が重要になつて来るわけであり、日銀を中心とする金融機構の改革が注目されるのである。

丁 金融機構の改革

(2) 金融機構改革問題は、金融統制はもちろん金融政策および制度全体に關連する重大問題である。これは昭和二十三年八月十七日總司令部から金融機構改革に關する指針がしめされて本格的に問題となり立法化が急がれているところで、その要旨は金融行政、中央銀行、市中銀行の三点を中心とするものである。金融行政については(イ)大藏省から獨立したバンキング・ボードを設けて財政と金融の分離を行ない(ロ)バンキング・ボードは委員制として經濟各界の代表で構成し、(ハ)その長には閣僚級の人物を置く。中央銀行については(イ)現在の政府出資を原則とし、(ロ)重役は經濟各界各地域の代表で構成し、(ハ)發券銀行業務にその活動を制限する。市中金融機構は(イ)民有民營を原則とし、(ロ)獨占禁止、經濟力集中排除の精神をもち、(ハ)金融市場と證券市場を分離し、(ニ)資本の充實、支拂準備の強化、預金保險等の預金者保護をする、等である。

これはアメリカの連邦準備銀行制度の色彩が濃いといはれている。しかしわが國の金融機構は明治以來、急速に資本主義をとり入れるため強力な國家資本の下に特殊な形をとり、日銀はじめ勸業銀行、興業銀行等の特殊銀行と、農林中金、商工中金等の金庫と、大藏省預金部の三つの系列を中心とし、市中銀行の自主性はなく、しかも財閥傘下銀行が牛耳つていた。戦後戦時補償の打切りに伴い金融機構の再建整備が行われ、これを機に興銀、勸銀等の特殊銀行は普通銀行となり、財閥銀行もまた一應行名、役員を改めて再出發したが、實体は舊態依然たるものがある。また金融政策の点でも前述のように大藏省と日銀の二頭政治的な面があり、金融統制がなめらかに行われぬのもまたこうした金融制度自体に基因するところが多いと見られる。

右の指針の發表をみて政府はその後金融業法案の起草にかゝつたが遅々として進行しなかつた。しかし二十四年度予算がドツジ公使の指導の下に編制成立するにおよんで、早急に金融政策の擔當者を明確にする必要にせまられ、二十四年四月十六日の閣議で日銀法改正案を決定、特別國會に提出したその内容は右の指針に基いて當初立案された金融業法案が日銀とは別個のバンキング・ボードを設けて、民間銀行の自由競争の基盤の上に金融制度の民主化を期そうとしたのに對して、見返り資金運営という實質的要請から、改革は日銀に集中された点が注目される。すなわち中央銀行としての機能を民主的に規正するため、民間代表を含む政策委員會(ポリシー・ボード)を日銀内に設け、日銀の意志決定の最高機關とし、信用統制についての政策事項を決め、金融機構を檢査する。大藏大臣の認可

事項であつた割引歩合、貸付利子歩合の決定變更等の権限を委員會に移す。委員は日銀總裁、大藏、安本の代表各一名、地銀一名、大銀行一名、商工業、農業代表各一名計七名となつてゐる。

したがつて今後日銀の行う中央銀行としての金融政策はこの委員會によつて決定されることになり金融市場操作による金融統制の主体はこゝに明確にされることになつた。また同時に前述の金融統制諸法規もこれにもなつて相ついで改正され、金融統制全般が金融の常道を基盤としたものに變化してゆくことが予想されている。

第六章 取引所再開と證券の民主化

A 新生取引所發足

明治十一年東京、大阪にまず設立された株式取引所は日本資本主義經濟の進展と共に幾多の變遷を重ねたが、昭和十八年七月から業務を開始した日本證券取引所によつて全國證券市場は戰時体制下の統制に縛られてしまつた。かくて同二十年八月九日ソ連參戰の報により立會を休止、敗戦を迎え同年九月總司令部覺書により日本證券取引所は解散を命ぜられ、新しく取引所を再開するには總司令部の許可を要することゝなつた。以來三年半わが國には公認された取引所というものはなかつたのであるが、同二十四年一月三十日總司令部發表により、一定の制限はあるが證券取引所の再開が許可されることになつたので、同年四月一日まず東京、大阪、名古屋に會員組織の新しい證券取引所が設立され同五月再開の許可があり、アメリカ式賣買方法を採用した公認市場が開かれた。

B 店頭賣買、集團取引から新取引所へ

この間における証券市場の歩みを見ると、敗戦直後は舊有價証券業取締法第一條によつて各証券會社の店先における賣買のみが許され市場は全く停止されたのである。しかしそれでは証券會社によりまた地域により株價の開きが大きくまた需給の結びつきが圓滑でなく、株式の流通性に支障を來し公正な値段を得ることが出來ないため、証券業者が自主的に相寄り氣配を交換するようになり總司令部大藏省でも店頭賣買ないし店頭取引の延長として集團取引市場を認め、昭和二十一年二月四日大阪に同年五月十三日東京にそれ〴〵一定の場所における立會が開始された。次で舊取引所であつた名古屋京都、神戸、福岡、新潟の各地に順次、集團市場が開設された。インフレ高進下にも企業再建整備が進められ、獨占禁止法、集中排除法の實施、また財閥解体による企業資本の民主化すなわち解放證券の放出が行われるなど証券市場の重要性が加わり、二十三年五月七日から現行證券取引法が實施され日本政府は三回にわたり總司令部に取引所再開の許可方を懇請陳情した。新取引所はアメリカの證券取引法を範とし證券取引委員會の指導監督を受け、從來と一變した委託取引を原則とし取引所賣買を中心とした市場運営をみるに至つた。

C 賣買高は飛躍的に増加

二十二年以降の全國株式市場の賣買高を見ると次のとおりである。

集團取引

二十二年 一億八九五二万八八五株
二十三年 二億六二〇七万三三九〇株

店頭取引

二十二年 五億〇一七万一三八九株
二十三年 一二億三七九〇万四九〇九株

實に飛躍的な増加ぶりを示し、ことに店頭取引の激増は證券民主化の推進振を示すものである。また證券處理調整協議會調査（全國市場代表銘柄一六一種—基準二十一年八月）によると株價指數は二十三年一月まで一〇〇%台であつたが、その後二〇〇%台を割ることなく同年十二月から三〇〇%台に上り起伏を描きながらも高騰を續けている。

公社債市場はインフレ高進下起債の困難から極度の不振を終戦以來續けたが、昭和二十三年八月末會社債起債條件として應募者利廻を九分七厘から一割八厘に引上げ、地方債についても十月から應募者利廻公募分を一割五厘に改めたのを機とし一般經濟界の安定化への傾向も手傳つてやゝ活氣をとりもどした。もちろん公社債は銀行、信託、農林中金、農業會、信用組合、保險會社、大藏省預金部、無盡會社が大半を消化しているのであるが短期、無記名、高利廻の條件が個人投資層の増大傾向を見

第六章 取引所再開と證券の民主化

せていることは、量的には微々たるものであるが證券民主化の進展をこゝにも示すわけである。なお昭和二十三年十一月七日以降は證券取引法第六十五條の規定により社債の引受募集は證券業者の手に移され、従來その引受業務の中心となつていた銀行、信託會社は受託業務を扱うことになつた。

D 證券業者は全國で八百四十

證券業者は昭和二十四年十一月末現在で全國に八四二社あり地域的分布状況を見ると東京一四五、大阪九一、愛知七一、兵庫四二、京都三五、廣島三三、福岡三一、新潟二七、岡山、山口各二三、靜岡二二、富山二一、石川一八、神奈川一七、群馬一六、和歌山、三重、埼玉各一五、福島、長野各一四、滋賀一三、岐阜、北海道各一二、福井一一、香川、千葉各一〇、山梨九、茨城、愛媛、徳島、奈良各七、大分、長崎各六、栃木、熊本各五、島根、鳥取各四、鹿兒島、宮崎、高知、山形各三、岩手佐賀各二、宮城、秋田、青森各一となつてをり、新しい東京證券取引所の會員となつたもの一一七社、同大阪證券取引所の會員となつたもの八四社、同じく名古屋證券取引所の會員となつたもの五三社である。

E 巨額に上る有價證券現在高

有價證券とは現行證券取引法第二條によつて

- 一、國債證券
- 二、地方債證券
- 三、特別の法律により法人の發行する債券
- 四、擔保付または無擔保の社債券
- 五、特別の法律により設立された法人の發行する出資證券
- 六、株券または新株の引受權を表示する證書
- 七、投資信託の受益證券
- 八、外國または外國法人の發行する證券または證書で前各號の證券または證券の性質を有するもの
- 九、その他證券取引委員會が公益または投資者保護のため必要かつ適當であると認めて證券取引委員會規則で定める證券または證書

と定められている。一般に公社債および株式とよばれるものがそれであるといつてよい。興銀調査によると昭和二十三年十二月末現在の公社債現在高は次の通りである。(單位百萬圓)

國債

二四〇、四九〇

第六章

取引所再開と證券の民主化

地方債	三、六八三
小額債券	三、三五五
金融債	九三、四三四
事業債	九、七〇九
合計	三五〇、六七四

つぎに株式は證券處理調整協議會調査によると昭和二十三年八月現在でわが國の會社數十五万五千七百七十九社、資本金七百九十億六百四十八万六千圓となつてをり、其後増資その他による新規發行株が激増しているから同二十四年一月末現在の株式拂込總額は一千億を突破していると推定され、更に企業再建整備の進行にともない漸増するものと見られている。なお昭和十七年の商工省調査會社統計による株式會社統計における株式會社資本金總計は三百九十六億六千四百八十万二千圓であつた。

第七章 生産復興の骨格をなす傾斜生産

A 傾斜生産方式はどうして生れたか

昭和二十年八月十五日敗戦とともに戦時の強行的な生産組織はがらりと崩れて、生産はとまつてしまつた。例を石炭にとると、昭和十九年には平均月産五百万トンを出していたのが、二十年十一月には五十万トンにまで低下している。また普通鋼鋼材について見ても、十八年第四・四半期の百万トンにたいして、二十年第三・四半期は二万トンという無残なありさまだつた。

加えてインフレーションは日とともに進み、これを押えるためにも生産を高めなければならず、荒れはた設備と乏しい原材料では業者の利害關係だけにまかせて自由に生産させるのではなくて、やはり國家の手で計画的に重点的に進めて行かなければならなかつた。そしてその方法としてとられたのが傾斜生産方式とよばれるものである。

傾斜生産という言葉は、東大の有澤教授が提唱したのがはじめだといわれる。

生産を振り起すにはまず石炭や鐵鋼などの基礎になる物資が必要だが、その石炭を掘るためにはど

うしても鐵鋼がなくてはならず、そして鐵鋼をつくるためには、またどうしても石炭が必要になつてくる。そこで、他の當面それほど必要でない物資の生産を犠牲にして、まず、鐵鋼を炭鑛に送つて石炭を増産し、その石炭を鐵鋼業にまわして鐵鋼生産を増すという具合に、石炭を頂点として、以下鐵鋼、肥料、セメントといつたようにその物資の重要性にしたがつてある傾きをつけてならべ、その傾きにしたがつて高いところにおかれた物資から順に資材、資金、労力を集中的に注ぎこみ、その結果高いところにある物資の生産がふえるにつれて、だんだんほかの物資の重点の度を上げてゆく、つまり傾きをゆるめてゆくといいわけだ。

だから傾きの角度を急にすればするほど一番上にたつ物資の増産が早く、したがつて傾きをゆるめるのも早くなることになる。

この方式が政策に組込まれたのは、昭和二十一年度第四・四半期（二十二年一月—三月）からで、實施の仕組みとしては、經濟安定本部の四半期別物資需給計畫に、第一に石炭と鐵鋼の生産量をきめ、その生産を確保するために他の物資の生産と配給の計畫をたてるという具合に最初に同期の配炭計畫で炭鑛用鋼材の増産のため思いきつた重点配炭と、輸入重油の全部の投入が鐵鋼業にたいして行われたのである。

B 傾斜生産の實態

こうして行われた傾斜生産の結果は、始めはその効果が表われるよりも、あまりに石炭、鐵鋼への傾斜の度が急だつたため、電力部門や輸送面が壓迫され、そのため逆に石炭、鐵鋼の生産がさまたげられるなどの影響がさきに來て、行惱み状態を見せたが、漸次軌道にのつてきた。炭鑛への鐵鋼資材の注入量について見ると

	二十二年度	二十三年度
第一四半期	二一、〇〇〇トン	三四、〇〇〇トン
第二 "	二一、〇〇〇 "	三五、〇〇〇 "
第三 "	二二、〇〇〇 "	三七、〇〇〇 "
第四 "	一九、八〇〇 "	三六、〇〇〇 " (推定)

となり、大体二十三年度のはじめから實効がでてきたことが判る。これは、割當があつてから現物となるのが遅れて鐵鋼が機械や製品になつて炭鑛現場へ届くのになつても一年くらいはかゝるからである。こうして投入された鐵鋼の量がどう出炭量にひびくかということは、過去の出炭高と石炭一トン當りの鐵鋼使用量を比較して見ると、ほどその傾向がわかるだろう。もつとも戦時は鐵鋼の投入

第七章 生産復興の骨格をなす傾斜生産

が壓縮されていたが、すぐ磨滅するものではないから、直に出炭量が減るといふことはない。もつともそれだけに戦後の荒廢を救うために、餘計に鐵鋼を必要とするといふことはわからう。

昭和四年	出炭量		石炭一トン當り鐵鋼使用量	
	出炭量	鐵鋼使用量	出炭量	鐵鋼使用量
一五	三四、二五七千トン	一・四八六キロ	一五	二・五〇五
二四	三一、三七六	一・二九八	二四	二・九五五
一三	二七、九〇七	一・〇一四	一三	二・二五〇
一一	二八、〇五三	一・〇七二	一一	二・〇六四
一〇	三二、五二四	一・五五〇	一〇	二・九四二
九	三五、九二五	一・九三八	九	一・九三八
八	三六、七六二	一・九四二	八	一・九三八
七	四一、八〇三	二・二〇九	七	二・二〇九
六	四五、二五八	二・〇六四	六	二・〇六四
五	四八、六八四	二・二五〇	五	二・二五〇
四	五二、四〇八	二・九五五	四	二・九五五
三	五七、三一八	二・五〇五	三	二・五〇五

一六	五五、六〇二	二・五四六
一七	五四、一七九	二・六五〇
一八	五五、五三九	一・二〇〇
一九	四九、三三五	〇・九五〇
二〇	一一、三三五	〇・九〇〇
二一	二五、五二三	三・〇六六
二二	二九、三二〇	二・九二五
二三(目標)	三六、〇〇〇	三・九〇〇

石炭廳では、こうした鐵鋼投入の結果、二十四年度前半中に炭鑛の復舊は終つて、それから増産が軌道にのるといつている。

四半期別	配炭実績	四半期別	配炭実績
21年度Ⅲ	二九九	21年度Ⅲ	四四五
22年度Ⅰ	五三〇	22年度Ⅰ	五四九
Ⅱ	五二九	Ⅲ	六三七

第七章 生産復興の骨格をなす傾斜生産

23年度Ⅰ

七一一

23年度Ⅱ

八五九

と尻上りになつており、こうして、たゞこの結果とばかりはいえないが、石炭は前の表のとおり、鐵鋼も二十一年度普通鋼鋼材十一万八千トンから二十二年度は五十四万八千トン、二十三年度は概算百二十二万九千トンにのびてきた。

C 傾斜生産の反省、集中生産の登場

こうしてとかくの批評はあつたが、基礎物資—石炭や鐵鋼の生産は増加してきた。しかし例えば石炭について見ると、なるほど生産量は二十三年度三千六百万トンの目標には届かないが、三千四百七十七万トンとなり、前の表を見ると、ほゞ昭和九、十年ごろの量まで回復してきたことがわかる。だが、掘り出された品質について見ると、石炭のもつている發熱量は、そのころの平均六千二百カロリーにたいして、現在は五千二百カロリーしかない。これは質のいゝ石炭を掘ろうと悪い石炭を掘ろうと、値段に大して開きはないし、何でも彼でも掘りだしさえすれば、増産獎勵金は貰えるし、赤字は國家が埋めてくれるという、あまりに量の増加を目標にした總花的な増産方針の結果で、量は増えたが、使うのをいやがられるものまで出てきたためだつた。こうなつては、ほかの産業を犠牲にしまで、厚い國家の保護の手を加えて品質の悪い炭鑛まで見てやることが許されるかということになる。

ことに九原則の實施で、財政の均衡と節減が行われ、赤字融資などがとめられてしまつたので、どうしても能率のいゝ炭鑛から品質のいゝ石炭を出さなければならなくなり、いまゝで炭鑛といえれば全部に興えられていた優遇の措置が、こんどは炭鑛のなかでもいゝ炭鑛へ集中するという方向がとられることになつてきたこと。さらにやはり九原則の精神に見られるように、いまゝではアメリカの援助にすがりながらも国内經濟を復興して、經濟の安定と自立へもつて行こうとしていたのが、まず安定し自立への努力を見せなければ、援助を興えないという方向へ變つてきたこと。そのためには輸出を促進しなければならぬので、輸出産業の地位を高くして行かなければならなくなつたことである。主としてこうした方向へ、傾斜生産は反省を強いられている。しかしその方向のなかで傾斜生産はなお強く行われて行かなければならぬであろう。しかしそれは總花的なものでなく基礎産業といわず、輸出産業といわず、そのなかの能率の高い優秀な企業へ生産を集中する、いわゆる集中生産方式がとられざるをえなくなつてきたのである。

第八章 基礎物資はどうか

A 炭鑛國家管理の發足

戦後の石炭生産の組織の上で取上げなければならぬものは炭鑛の國家管理である。これは社會黨の政策として發足し、激しい論議をへて骨抜きになつたといわれるほど、はじめの形とはかわつたが、二十二年の第一國會を通つて、二十三年四月一日から實施された。この國管—臨時石炭鑛業管理法の内容は、

- 一、政府、經營者、従業員が三位一体となり、とくに中央と現場の直結をはかつて石炭の増産を目的とし、同日から向う三ヶ年間行われる。
- 一、管理の度合を低いものと高いものに分け、一般の炭鑛には低度合の管理、いわば監督という程度のものを行う。これを受けるのが一般管理炭鑛で、經營者は炭鑛毎に事業計畫を政府に出し、政府の監督の下で生産に當り、政府はその状況を監査し、増産に必要な指導をする。
- 一、これ以上に生産計畫を遂行するために、經營の内容にまで國家が立入つて管理されるのが指定

炭鑛で、年産十万吨以上の炭鑛について、政府が全國炭鑛管理委員會にはかつて指定する。

- 一、指定炭鑛の經營者は、業務計畫案をつくつて政府に出し、政府が業務計畫をきめて指示する。この計畫の實施は現場の炭鑛管理者（鑛業所長）が責任を負つて當る。
- 一、指定炭鑛には生産協議會がおかれる。勞資双方から同數選出されて、作業計畫、能率の向上、作業條件の合理化、安全保持などについてこの協議會で基本的にきめる。
- 一、政府が必要があれば設備の新設や擴張、坑道の掘進を命令し、また機械の生産者など關連産業の協力を命令することができる。

一、政府は管理のため地方石炭局と、全國および地方炭鑛管理委員會を設けて、これに民間人を多數入れ、行政の民主化をはかる。

などである。そして二十三年六月全國の出炭量の五割四分を占める四十一炭鑛が指定炭鑛となり、十月さらに十四鑛が追加指定されている。

二十四年度は四千二百万トン達成のため指定炭鑛を七十鑛程度にふやして、A級炭鑛とし、それに次ぐもの百九十餘鑛をB級として、AB級に資金、資材を集中、集中生産が行われることとなつた。その結果C級三百八十餘鑛は自力で行かなければならなくなり、自然整理されるものも出てくることとなる。

B 十字路にたつ石炭の量と質

教科書風に書出すと、日本の主要な炭田は北海道、本州東部、同西部、九州の四炭田で、埋藏量は合計百六十億トンといわれる。二十二年度の地區別出炭高は北海道七百万トン、本州東部三百万トン、同西部二百万トン、九州千五百万トン、炭鑛數は全國で五百餘で、うち大手筋といわれる三井、三菱、井華、古河、北海道炭鑛汽船など二十社の出炭高が七割をしめている。

さて戦時の濫掘と設備の荒廢、それに韓國人勞務者の引揚げで、戦後地におちた生産量も、復興の原動力として、傾斜生産の強行と、總司令部の強力な推進で、年をおうて回復してきた。しかし、二十一年度三千万トン、二十二年度三千三百万トン、二十三年度三千六百万トンの目標はまだ一度も達せられていない。それには經營者側のサボヤ、またインフレに悩む勞働者のストなども原因としてあげられているが、生産量を増すためには、設備の改善と能率の向上がとり上げられねばならない。採炭や運搬の設備をよくすることは、それだけまた勞働能率をよくすることになる。

全勞務者一人當りの出炭量月額を見ると、戦時最高の昭和十六年度の十二トン―十五トンに比べて二十年十、十一月の僅か二トン六を底に、足踏みしながらも漸次向上して、二十三年十二月に始めて七トンにとゞまっている。

こうした勞働能率の低下は、ひとつは勞務の質の問題がある。勞務者數を見ると、十九年の三十八万人に比べて、二十年十一月には二十一万人に落ちたが、二十二年には四十万人に増加している。しかし従來七對三の割合になつていた坑内夫と坑外夫の比率が、戦後は大体五分五分になつていて、二十四年度はこれを六對四にすることが指示され、それに達するまで坑外夫の雇用は制限されている。一方設備の改善は、鐵鋼の投入で進められているが、石炭廳には炭鑛機械化推進本部があり、鐵支柱やその他採掘、運搬の機械化が考えられている。そのために試験鑛山（テスト・マイン）も定められているが、資金資材の関係もあつてこれもなかなか進まない。

C 二十四年度の産炭目標は四千二百万トン

二十四年度の生産目標は四千二百万トン、平均カロリー五千七百と決定した。この達成にはいままでにまして大きな努力がある。設備の改善や能率の向上はもとよりだが、二十三年度の予想生産実績三千五百万トンのなかにも百万トンの低品位炭があり、このまゝで行けば二十四年度は四千二百万トン中三百五十万トンに上ろうと見られるのにたいする對策、すなわち量より質への轉換というより、量と質との調整をどう進めるかということが第一の問題になる。

つきに九原則の實施から、赤字融資など資金面での手厚い保護や、炭價の引上げが認められないこ

となど、炭鑛は經理の上で自立を強いられることになる。

この二つから相當不良炭鑛は手痛い打撃を受けることとなる。そして質を上げながら量を確保するためには新鑛の開発への努力、優良炭鑛への集中生産——さきを書いたいわば石炭業の中での傾斜生産、價格の面での良質炭の優遇（メリット主義）などが行われるし、あるいは労働時間の延長も問題になつてくるだろう。

なお炭價は、二十三年六月の物價改訂で生産者價格トン二千三百八十八圓と決まつたが、實際の原價は七月二千五百二十九圓で、早くも赤字となつていた。改訂前の九百五十六圓ではもつとひどかつたので、改訂前だけでこれらの赤字はつもりもつて二百三十億圓に達していた。この赤字は資材や賃銀の値上りによるものだが、一應たな上げて、百二十億は政府が負擔し、残りは將來の値段に織込むことと企業の努力で埋めることに方針が決まつたが、こゝにも問題が残つてゐる。

D 問題の多い配炭面

生産がもう少しまく行つても、配給の仕組みがまづくては、やはり問題が起つてくる。戦争中は日本石炭が一手に配給を司つていたが、二十二年四月配炭公團法ができ、六月から配炭公團が一元配給機關として登場した。そして石炭の割當は、

安本（割當委員會） ↓ 石炭廳 ↓ 公團

という順序をとり、公團は山元で石炭を買取り、集めて輸送し、需要家（工場）へ賣渡す仕組みである。試みに二十二年度の部門別配炭の割振りと二十三年度の計畫を大口のものについてみると

	二十二年 度	二十三年 度
産業部門	一、五七二トン	一四、八七三トン
鐵 鋼	二、二七一	三、一五〇
ガ ー ス	一、九二三	二、二九〇
コ ー ク ス	一、四七八	二、一六九
窯 業	七、九二九	八、七六五
運輸部門	六、八四三	七、六二五
陸 運	一、〇八五	一、一四〇
海 運	九、七三九	一一、一九四
一般部門	二、六六七	二、七四〇
山元消費	一、五六四	一、五〇〇
占領軍	二、四二三	三、七〇〇
電 力	一、二五九	一、六二〇
煖 房		

第八章 基礎物資はどうなつてゐるか

總計

二九、二四〇千トン

一〇〇%

三五、八三二

一〇〇%

ところが、まがりなりにも石炭が増産され、戦争直後の氣狂いじみた需要が一應落ついてくると、量第一に掘りだした結果、三千カロリー程度の低品位炭や無煙炭、燧石などの貯炭がふえてきて、二十三年十二月末には二十八万トン程度が賣残つてきた。このほか公團のとつてゐる規格によつて各炭鑛の炭を集めてまぜて配給する規格配炭が使用上から見て石炭の特性をころしている。缺斤(めぎれ)がひどい、諸掛りが高く炭價を上げている。官僚的だなどの公團にたいする非難がでて、ことに企業の自立を強いられる炭鑛側は販賣權を自分の手にとり返して苦境をきり抜けるため、公團による配給の仕組みを變えようと運動している。公團は割當事務や價格の面に關係するだけで、公團が業者から買取つた石炭をすぐ山元で業者に賣戻し、業者が割當計畫にしたがつて各工場へ賣渡すという賣戻し制(指示賣炭制)にかえようというわけだ。公團側は猛烈に反對しているが、公團の存續も一應二十四年六月末までということになつたし、配炭機構の改革はどうやら免れまい。

E 日本に許される鐵鋼生産設備はどれ位か

日本の鐵鋼生産設備は、二十二年六月末現在で鑛石から銑鐵をつくる熔鑛爐は三十八基、年間能力五百二十八万トン、銑鐵から鋼鐵をつくる平爐は百九十七、年間能力五百五十八万トン、同じく製鋼

用電氣爐七百二十一基、二百十七万九千トン、普通鋼壓延鋼材は七百九十一万トンを數えている。しかしこれだけの設備が全部動いているのではもちろんない。

軍需産業の基本となる鐵鋼業だから將來の日本にどれだけの生産能力が許されるかは關心の的となつてゐる。これらの生産能力から、ポツダム宣言の「日本に平和的經濟の維持は許すが、再軍備をなすような産業は許さない」という方針にもとづいて、鐵鋼生産設備を賠償として取立てたあと、どれだけを残すかについて、いままでに次のような三案が發表されている。

一、ポーレー最終案(二十一年六月)——年間能力銑鐵五十万トン、鋼塊二百二十五万トン、壓延百五十万トン

一、極東委員會中間案(二十一年六月)——年間能力銑鐵二百万トン、鋼塊三百五十万トン、壓延二百七十七万トン

一、ストライク報告案(二十三年二月)——年間能力銑鐵二百万トン、鋼塊三百五十万トン、壓延二百六十五万トン

また二十三年三月來朝したドレーパー使節團の報告(ジョンストン報告)には鐵鋼業については數字をあげていない。もちろん最終決定を見るまでは何ともいえないが、アメリカとしては賠償取立てを緩和しようという意見が強くなつてきたと思われる。それは日本の自立を促進しようというからには

第八章 基礎物資はどうなつてゐるか

かならない。賠償の対象として指定された生産設備も、生産回復のため、次々と動くことを許されて
いる。

二十二年四月、極東委員会は戦後の日本の生産水準を昭和五―九年度の水準におくよう指令した。ま
えの賠償案に関連して当時の鐵鋼の生産状態を、そして現在の状態とも比較して知っておかねばなら
ない。あとに掲げる表はそれを物語るだろう。

F 軌道に乗つてきた鐵鋼生産

戦争の末期すでに原材料の入手難から衰えを見せていた鐵鋼生産は、敗戦とともに、文字通り火の
消えたさびしさとなつた。この鐵鋼生産の不振は全般の生産回復に大きなさまたげとなつたので、石
炭とともに傾斜生産の頂上におかれ、回復を推進された結果漸く二十二年から上り坂となつてきた。
しかし、なお二十二年度も計畫の鋼材七十万トンにたいして五十四万トンの実績に止まつた。この主
な原因は計畫の前提條件として組込まれた華北炭二十八万トン、重油十五万キロリットル、その他馬
山鉄などの輸入が崩れたからである。これにくらべて、輸入原材料の入着のよかつた二十三年度はい
ちじるしく回復の度合を進め、鋼材百二十万トンの生産計畫も達成された。でも、その位置はまだま
だ低い。戦前、戦時、戦後の生産量の推移はつぎのとおりである（單位千トン）

年	鐵 鐵	鋼 塊	普通鋼々材
昭和五年	一、一六二	二、二八九	一、八三七
六	九一七	一、八八三	一、六〇一
七	一、〇一一	二、三九八	二、〇一〇
八	一、四三七	三、一八九	二、六一五
九	一、七二八	三、八四四	三、一一三
一〇	一、九〇七	四、七〇四	三、七三七
一一	二、〇〇八	五、二二三	四、二六四
一二	二、三〇三	五、八〇一	四、六七三
一三	二、五六三	六、四七二	四、八七〇
一四	三、一七九	六、六九六	四、六四〇
一五	三、五六二	六、八五六	四、五三二
一六	四、一七三	六、八四四	四、二四二
一七	四、二五六	七、〇四四	四、一一一
一八	三、九八六	七、八二〇	四、一二四
一九	二、六七四	五、九一三	二、六〇七
二〇	五〇二	一、〇六六	三九九
二一	二一八	六四八	三二六

第八章 基礎物資はどうなつてゐるか

三三二	三九七	一、一〇一	五七七
二三三	九九七	二、〇六〇	一、三三九

これを設備の点から見ると二十一年度末には四基の熔鑛爐、十八基の平爐が動いていたのが、二十三年十二月末には熔鑛爐八、平爐五十四基と増加している。

だが、この回復も他の産業にくらべれば遅いことはいなめない。昭和十一年十二月を基準（二〇〇）にした國民經濟研究協會の生産指數で見ると次のとおりになつてゐる。

年月	綜合指數	石炭	電力	鐵鋼
20・9	八・八	二五・七	四八・二	二・五
12	一一・四	二四・七	八〇・八	三・三
21・12	二七・七	六三・三	一一一・四	七・〇
22・12	三三・三	八五・二	一〇七・二	一一・九
23・12	五一・九	九一・九	一四一・七	三五・五

G 鐵鋼生産の死命を制する原料輸入

元來が日本の鐵鋼業は原材料を海外に頼つて成立つていた。主原料である鐵鑛石は戦前（昭和五年—十一年平均）で自給できるのは全需要の一割三分、屑鐵は七割をアメリカに、製鐵用の強粘結炭は

四割を華北その他に仰ぎ、その他マグネシア・クリンカー、マンガン、螢石、電極用黒鉛など大部分または全部を輸入にまち、内地でまかなえるのは、石炭の一部と石灰石、ドロマイトくらいなものだつた。こゝに非常に弱いところがあつたのである。だから賠償がいくらか緩和されて設備が残つても、原材料が入らなければ動きもとれないし、また輸入さえあれば、たちまち生産がふえることは、二十三年の生産増加が物語つてゐる。

二十二年度と二十三年度（十一月まで）の原材料の輸入実績を見れば、よくわかるだろう。（單位千トン）

原材料	二十二年	二十三年
原料炭	五四	五五六
鐵鑛石	四四	四二四
クリンカー	〇	八
マグネサイト	〇	一三
マンガン	〇	二三
銑鐵	〇	一一
重油（キロリットル）	九九	九八

だから二十四年度は目標を鋼材百八十万トンにおかれてゐるが、そのため熔鑛爐も同年中にさらに八基動かすことになつてゐるものゝ、原材料輸入の裏付けがなければ到底達成は覺つかない。そして

第八章 基礎物資はどうなつてゐるか

この輸入を確保するためには鐵鋼製品の輸出をはからなければならなくなる。もつとも鐵鋼そのものでだけでなく、船になり車輛にもなつて出てゆくのだが、それらを合せて、二十四年度の輸出計畫は七十万トンになつている。單に鐵鋼の面だけでなく、日本全体の自立が推進されているので、その面から見ても、鐵鋼業が、輸出産業として照明をあびると同時に、傾斜生産の組立ての上からもなお一層重点をおかれてくることになる。

しかし輸入の極めて困難なものもある。それは製鋼原料の一つである屑鐵だ。昭和十―十五年平均百八十万トンもアメリカから輸入していたのが、世界的な不足で望めない。二十三年八月現在國內にあるのは三百二十六万トン、そのうちすぐ使えるのは二百三十八万トン、やがて不足が目に見えてこよう。その爲にも銑鐵を増産するため熔鑪の再開が行われるわけだが、それを含めて設備の補修擴大のための資金の調達が非常に困難になつたことを始め補給金の減少に基づく企業經理の自立の促進輸出の増加の爲の技術の向上、原價の低下など九原則の實施に伴なつて今後に残される問題だろう。

H 水力發電の復興狀況

電氣事業は國民生活に直結する公共事業であり、また最も重要な基礎産業である。電氣のないみじめさ、これは終戦後毎年冬の渇水期にイヤというほど味悪い、忘れ勝ちな電氣の有難さを停電ごとに

感じたものである。それでは明るい燈、工場のモーターに送られる電氣は發電所からどのようなコースをとり、どう送られているか、そして電力の現状はどうなつているだろうか。

發電所は水力が一千三百ヶ所、約六百万キロワット、火力が六十八ヶ所、約二百八十万キロワットあつてわが國の電氣供給事業用として日本一の大會社日本發送電が所有し、電力供給の大部分を引受けている。この日本發送電、いわゆる日發の下に全國を九地區に分けて九つの配電會社があり各需要家と直接のつながりを持つている。こうして日發の發電所で發生された電氣はその發電所の變壓器によつて大体十五万四千ボルトの高壓に變えられ受電變電所まで山や谷や川をこえて送られてくる。この受電變電所は大都市の郊外にあつて二、三本の送電線が集り、こゝで七万七千ボルト位に下げられ、さらに細分された二次變電所で二万二千ボルト程度に下げられて各配電會社の配電用變電所に送られる。この變電所で三千三百ボルトに下げ大工場にはそのまま送り、家庭などはさらに電柱の變壓器を通つて二百または百ボルト程度となつてやつと家庭の電燈に達するようになつている。ところが電流の流れる速さは光と同じで一秒間に地球を七廻り半するのだから電氣が發電所で發生した瞬間には消費されているというわけで、他の商品には全く見られない特質を有しているので問題は多い。生産と消費が同時に行われるので電氣は貯めることが出来ない。だから消費はその時の發電量によつて多くもなり少くもなり、現在のように窮屈になつてくると電氣は全く「お天氣次第」ということ

になつた。しかし發電実績からゆくと水力では二十二年度には、戦時戦前を通じ最盛であつた十八年の九〇%に達し、二十三年度は一〇〇%は突破しそうな形勢にあるほど復興している。しかし戦時中までは毎年水力發電の設備が二十万キロワットずつは増加していたのが終戦後横すべりで戦後四年かかつてやつと三十万キロワット程度増えたゞけで發電量の回復は單に温暖と雨に恵まれただけのことである。需要増大に見合う本當の電力復興とはいえない。電源開發五ヶ年計畫もいよくこの四月から發足するが、當面の資金資材難から計畫自体非常に小さく、五ヶ年で水力發電設備を百十萬キロワット増強するというのだから、下手をすると既設發電所の老朽化をカバーするに止まるおそれがある。

1 めざましい火力發電の復興

一方火力發電は、戦時中の酷使と戦災で終戦後能力は半減したが、戦後の一時的な需要の低減で火力能力の低下はさして電力供給に支障を來さなかつたが、二十一年の夏頃からボツ／＼需要が膨れ出し、日ならずして供給を超越し二十一年冬、二十二年夏、冬と渇水期ごとに火力の不足から供給に弾力性をなくし、全く水力發電の盛衰、というよりも氣候に左右され晴天続きと寒さによつて停電に頻る停電で、二十二年の一年間全国的に電氣のつき放しの日は僅か十日間だけで、電氣のついているのが不思議なほどの状態となつた。そこで二十二年の十二月からふくれ續ける需要をおさえ、供給量を

調整するために、電氣需給調整規則という法律を出し、工場にはその月の生産計畫に應じ、家庭には一定の基準に人員數を按配した電力を割當ることとした。この割當制はある程度成功したようである。電燈需要が相當減少して日本の復興に大事な役割を占める産業用電力の確保に効果を見、そのまゝ現在でもこの方式によつてゐる。この間火力發電の復興はめざましく關西地區の十五ヶ所の火力發電所ではその能力が二十四年二月末現在で二十二年冬の八倍くらいに復興し、戦前戦時の大体の水準に還つた。ところが今年には温暖異變から水力發電が例年になく好調子で二十三年十二月までの全國供給実績は二百五十四億キロワット時に達し、この調子でゆくと三月までの二十三年度電力供給量は戦時中の最盛期とほとんど同じになり、計畫量からゆくと一ヶ月分は餘分に供給する勘定になり、火力復興の力強い後援を得て、今年には渇水期なしに過ぎた形となつた。

J 電力の今後の見通し

こうして再び豊水期をむかえるのだが、今後の見通しはどうか。まず二十四年度の安本の計畫を見ると水力の供給は前年より一%増し、火力は五百四十萬トンの石炭を廻して前年より六一%多く焚き全体としては六%の供給増加を見込んでゐる。このように特に火力の増加が目立っているが石炭さえ計畫通りに入れば設備は前述のように十分復興しているから問題なしに計畫は達成出来る見込みだ。し

かし需要はますますふくれる一方で、現状で野放し送電すれば、発電所を今の倍に増加しなければダメだといわれている程である。だからいくら供給量が戦前、戦時の最盛期時代と同程度に回復しても自由放題に電氣が使えるまではゆかず、こゝまで需要と供給に開きが出来たのでは無停電時代はもう永久に還つて来ないのではなからうか。

K 配電會社と日發の役目

「電氣屋さん」の愛稱で呼ばれているのは通常配電會社のことで最近流行の「停電」の本家でもあ
るが、日發の役目は一般消費者と直接につながっていないのでともすれば忘れ勝ちだが、電氣の特
質である生産と消費が同時に行われる商品だから、日發も時間的には決して消費者と離れているわけ
ではない。またその商品は全く目に見えないものだけにその質と量は計器の目盛りと針に頼るほかな
く精密な科學産業ともいえる。まず日發の役目から分析すると、戦争前は五大電力會社のほか私營、
公營とりまぜて七百社ほどの電氣會社があり、需要家の爭奪戦が華々しかつたがこれら會社の發電所
と送電設備を配電設備から切離して獨立したものが日發で、今では全國の水力、火力發電と、送電を
獨占している。そして全國九地區、配電會社の所在地に九つの支店を置き、水力、火力で設備の澤山
ある發電量の多い河川地區に支社を持つている。水力の場合を見ると、全國を電氣の種類別に關東五

○サイクル系と關西六○サイクル系に大別し、關東では東京の本店に、關西では大阪の近畿支店に中央
給電指令室を持つている。この指令室へは毎朝六時現在の各河川の發電量が日發の直通電話で速報さ
れてくる。指令室ではその報告にもとずいてその日の供給電力量を計算し管轄下にある各配電會社に
一定の比率にもとずいて割當てる。毎日早朝にこれが繰かえされ、これが済めば今度は翌日の予想を
たてる。電力の發生は貯水池の水の狀況、天氣の狀況によつて變るから指令室では氣象台のような仕
事とカンが必要である。その予想にもとずいて水力發電が低下するようであれば直ちに火力發電所に
對し「明日は何万キロワット焚け」と指令せねばならない。また指令所の電壓計とサイクル計とにら
めつて需要が急にふくれたりすると、直ちに配電會社に緊急制限方を指令せねばならない。更に突
發的に送電線が切斷するなどの事故が起れば、この指令室が直接受電變電所に緊急停電を指令する。
この場合は電車や重要産業の工場までが停電することになる。通學、出勤時によく出くわすのがこれ
である。

配電會社は現在全國に九社あつて、いずれも極く僅かの水力發電所を持つているが、通稱「殘存水
力」と呼ばれている。日發が電氣の生産者とすれば配電會社はその集荷販賣人と言うべく、日發から
買った卸値の電氣を消費者に賣つてその間の口錢を稼いでいることになる。配電會社が日發に拂う電
氣料金は九配電でプールして各社とも同じような收支の均衡がとれるように操作して拂われている。

この配電會社にもそれぞれ給電指令室を持つており、日發から割當られた電力を小變電所に再配分し直接消費者の消費状況を見守つてゐる。緊急制限のときにどの方面を停電にするとか、今度はどこを停電にするとか、休電日を何日にするとかを各變電所毎に決めるのもこの給電指令室で、「配電會社」が「停電會社」の異名を取るようになったのも實にこの仕わざであつた。そして消費の實狀、發電の實狀が分つてゐる所だけに需要と供給の頂点に立つて、停電時には消費者から、制限が思うように行かないと日發の両面から攻めたてられ、最もつらい立場でもある。

L 巨大な電力會社

1 日本發送電—資本金は十四億六千八百万圓で全國に九支店を持ち、全國に亘る送電網、發電設備は莫大なものでその資産は帳簿價格で約三十八億圓、現在の諸物價を戦前の百倍と見て三千八百億圓の資産を持つてゐることになり、文字通り日本一の大會社で電力會社としてはアメリカにもこれ程の大きな會社はない。しかし名前は株式會社ではあるが日本發送電會社法という法律で、民間會社でありながらガンヂがらめにしばられ、全く自主性をなくしてゐる。

2 關東配電—本店は東京にあり、關東地區一都六縣（埼玉、神奈川、千葉、栃木、群馬、茨城、東京都）にまたがり配電網を持ち、關東五〇サイクル系の本據となつてゐる。關東配電につながる主

要な電源は猪苗代湖で、配電會社中では最も多くの需要家を持ち電力需要も大きい。資本金は五億圓で配電會社中では一番目となつてゐる。

3 關西配電—本店は大阪にあつて近畿地區二府四縣（大阪、京都、奈良、和歌山、兵庫、滋賀）を受持ち、需要家では産業部門の大口が集中してゐる。電源は主に北陸と中部の山岳地帯で、送電距離が長く途中で中部、北陸配電に電力を食われているので水力電氣では何時も質の悪いものももらつてゐる計算になつてゐるが、阪神地帯には日本一の火力發電所がみごとに復興しひかえてゐるので、現在ではこの点は帳消しになつてゐる。しかし火力の復興が思うように行かなかつた二十一、二年の冬は全國配電會社中では最も悪い待遇を受けてゐた。資本金は八億五千万圓で配電會社中では最大である。

4 中部配電—名古屋に本店を置き中部地方五縣（愛知、岐阜、三重、靜岡、長野）の需要家に配電してゐる。關西六〇サイクル系下にある北陸配電、關西配電とは電源を同じくしてゐるので毎年冬電力の配分でモメてゐた。

5 東北配電—本州最北部四縣（青森、秋田、岩手、新潟）が受持ちで電源は十和田湖、猪苗代湖で資本金は二億八千万圓。

6 北陸配電—北陸地方三縣（富山、福井、石川）に配電し管下には黒部水系、庄川水系など全國

にも有数の電源地帯があるだけに配電會社中では最も有利な地にある。だから需要家のなかには大量の電力を消費する大規模の化學工場があり、大体一年中渇水期を知らないとされている。供給電力の殆ど全部が水力なので電力原價は全國で最も安く九州地方の一四に對して一の割合で、發送電から配電まで一貫經營による電力會社であれば、この地方の需要家は全國一安い電氣が使えることになる。

7 中國配電—中國地方五縣（岡山、鳥取、島根、山口、廣島）に配電しているが、この地方の日發支店管下にはこれという電源がなく、大部分は關西地區から援助送電を受けている。このため日發では豊水期に四國で使い切れない電力を瀬戸内海に百十キロの長距離架空送電線を設けて中國に送ろうという計畫がありその實現が待たれている。

8 四國配電—配電區域は四國一圓にわたっているが、この管下では豊水期になると供給が需要より大きくなり、多雨地帯でもあるので全般的には電力事情は好調を續けている。

9 九州配電—全九州七縣への配電を行っているが、九州には水力發電は殆んどなく、火力發電が主力で本州の北陸配電とはこの点よい對象となつている。尤も石炭の本場でもあるので石炭には事缺かない。しかし火力發電の設備自体が少ないため年間を平均して全國配電會社のうち電力事情は最も悪いとされている。また前述のように原料が石炭なので電力原價は最も高く日發で電力原價をプールしなければ九州の需要家は最も高い電氣料金を拂わされることになる。しかしこの地は火山地帯でも

あるので、地熱發電が工業化されれば一躍電力王國になるというから將來性はある。

10 北海道配電—餘された日本最北端の地北海道全域に配電しているが、もと／＼未開地だつたので需要は少なかつた。しかし近年特に戦後農漁村の電化、住宅増加で需要は増加する一方にある。供給は水力、火力相半ばしている。資本金は九百七十五万円で全國配電會社中では最も小さい。

第九章 一般産業の實態

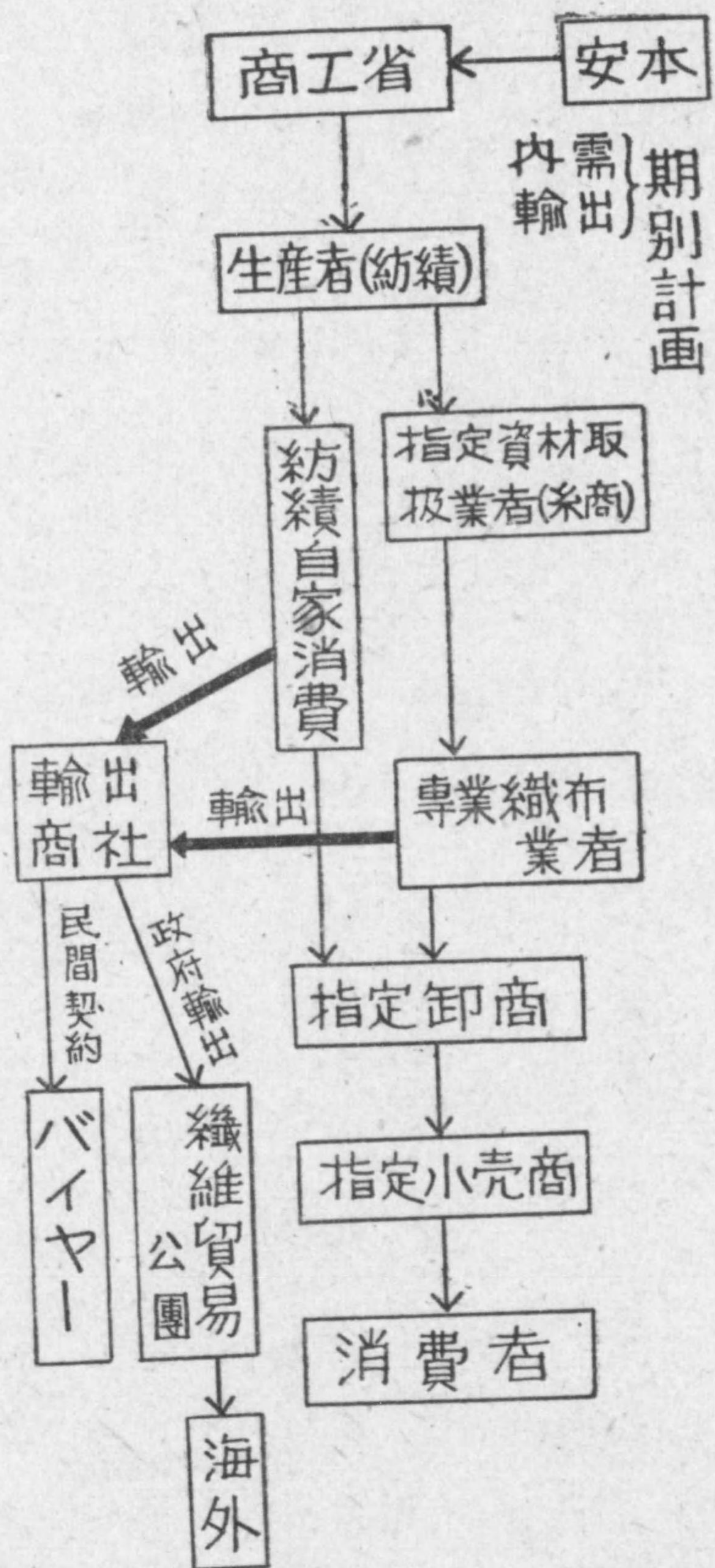
A 綿業の生産構造はどうか

綿業生産は大資本による紡績會社の綿糸、綿布、加工にいたる一貫經營と中小企業織布および加工の專業者に大別出来る。

二十三年十一月度における生産高を例にとつてみると、綿糸生産高五九、四九七コウリは全部紡績會社が生産しているが、生地綿布の生産高八八、三八〇、八七八平方ヤードの五二%は中小企業の織布專業者の手によつて生産されている。さらに加工部門においては六一、八四一、六七〇平方ヤードの生産高の七九%が同じく專業者の生産となつてゐる。

つぎに紡績業と專業者の現状を見ると次のようである。

紡績	昭和二十三年末	同 十二年末	會社數	設備(錠)	織機(台)	年間綿糸生産高(コウリ)
	一九	七四	一	三、四五六、七四八	四二、五三一	六八三、四八四
	一	一	一	一一、二九六、六二八	九九、九七〇	三、九六六、二〇一



織布專業者	工場數
十台以下	七八三
十一~二十九台	一、一三〇

織機台數
四、二一八
二〇、三四八

第九章 一般産業の實態

三〇一四九台	四二二	一五、八五八
五〇一九九台	三三三	二二、〇九二
一〇〇一二九九台	一七八	二九、五九二
三〇〇一四九九台	二〇	七、〇二九
五〇〇一九九九台	一八	一〇、七二五
千台以上	六	七、七一七
計	二、八八一	一一七、五七九

このように生地綿布の大半はきわめて規模の小さい工場で生産されていることがわかる。綿糸布の生産、販賣、輸出ルートは大体前頁の表のようになってゐる。

B 原料綿花はこうして輸入される

終戦以來二十四年一月末までに米綿一、四五五、〇二六俵、印度綿二九一、八六七俵、埃及綿一五、五一俵が輸入されているが、米綿ははじめアメリカの商品金融會社(C・C・C)が、アメリカ政府所持その他を米國商事會社(U・S・C・C)を通じてわが國に輸入し、わが國では國有綿として生産者に加工させ、その製品の販賣や米國商品金融會社への綿花代金の支拂は米國商事會社が當

つた。この形式によつて輸入された一、二五四千餘俵はC・C・C綿と呼ばれた。このほか米陸軍軍予算によつて輸入されたQ・M綿四九、一一七俵がある。印度綿や埃及綿は輸入の見返りにわが國より綿布、機械などを輸出して決済するバーター制によつたものである。

現在では二十三年六月に設定されたアメリカ民間の綿花借款六千万ドルが使用され、二十四年三月末までに六千万ドルがすでに使用しつくされ四月には一億五千万ドルの回轉基金の一部の使用が許された。買付の機構は貿易廳のなかに官民關係者による綿花買付審議會と民間關係者を主とする綿花買付班を設け審議會が買付けの大綱と買付け後の審議を行い、買付班は買付けの實務を行うこととなつており、買付資金と國內原料手持、紡績の希望などをにらみ合せ、同審議會で數量や品種、輸入期日が決定されている。

C 國內の綿糸布生産方式

戦後輸入された原綿はすべて國有綿としてむすかしい規則の下に生産者に賃加工させていたが、この賃加工方式ではいろいろ不合理なところもあつたので二十四年の二月一日より輸入された原綿を貿易廳より業者に拂下げ、輸出綿糸布の丸公加工賃は撤廢され、その代りに次のような換算レートが適用されることとなつた。

綿花は一ドル二百五十圓、綿糸二百五十圓、生地綿布二百五十圓、晒染捺染綿布三百圓、特殊捺染綿布三百五十圓

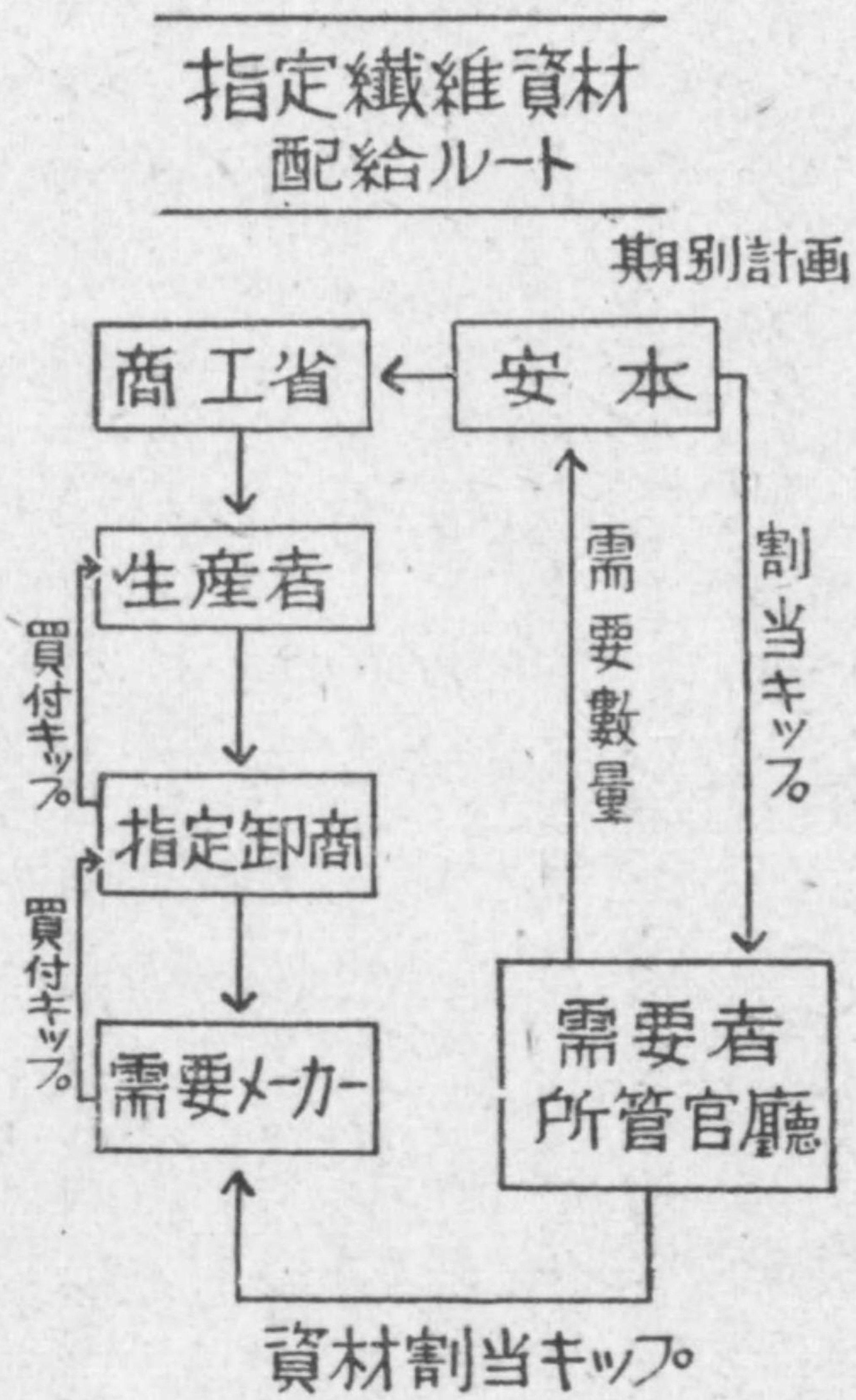
輸出と内需用の生産割合は輸出六〇%、内需四〇%で、輸出のワタのうち受註生産五〇%、見込生産三〇%、計畫生産二〇%（三月以降は廢止）となつてゐる。

國有綿方式から民間拂下げに變つたことによつて業者間の自由競争が活潑となり、わが輸出の大半を占める綿製品輸出の振興が期待されるわけである。いままでは輸入纖維原料（原綿、原毛）は前に述べたように嚴重な國家管理下にあつた。これは業者にドル保有が認められない上に原料買付能力もなかつたので國有制がとられた。初めはすべて一定の規格による計畫生産制がとられたので製品に對する業者の責任感も薄く、品質の不良や、積出遅延など種々な弊害が起つたので二十三年六月から註文生産が認められ、さらに同年九月から民間輸出契約に切り替えられたものゝ輸出がなお思うように振わなかつたので二十四年二月一日から原料拂下げによつて業者に嚴重な罰則を付して責任を持たせ自由競争のもとに合理化を計り輸出を促進しようというわけである。

しかし内需品は従來の公定加工賃で押られることゝなつたので、輸出品に比しはなはだしく不利になるため、内需品の生産は各社に強制割當となつてゐる。

D 纖維關係品の配給機構

綿製品をはじめ纖維關係品は纖維産業の特殊性であるやゝこしい生産や配給ルート、製品や原料規格の複雑性、消費の大衆性という点からその配給がうまく流れるようにそれゝ特別な措置が考へられてゐる。



纖維資材の生産面に對する配給は一般の指定生産資材割當規則による外、「指定纖維資材配給規

則」また衣料品の消費面への配給は「衣料品配給規則」と「衣料キップ規則」によつて一般原則のフリー・クーポンシステムによるほか、販賣業者の登録制を行い或いは國民衣料確保のため衣料キップを採用している。指定纖維資材登録販賣業者、衣料品卸賣業者登録数は指定纖維資材の販賣業者約五千、衣料品の卸賣約二千五百、同小賣業者約五万である。

指定纖維資材の生産配給ルートは各需要者が所管官廳で配給のワクをもらうと、そのワクは所管官廳でまとめて安本に提出され、安本ではこれにもとずいて期別計畫をたて商工省を経て生産者に生産させる。製品は生産者より指定卸販賣業者に流され、さらに需要者の手に渡る。需要者は所管官廳より發行されたキップをもつて指定卸販賣業者より買うことになつてゐる。

衣料品の配給ルートもほゞ同様であるが、詳細は國民生活の項を参照されたい。

E 綿業の生産と輸出の現状

終戦の翌年、昭和二十一年六月米綿の輸入によつて再開されたわが綿業界も、當時食糧事情による勞務者のはげしい移動や仕事の能率が上らないこと、電力事情が思わしくなかつたことなどから原料の滞貨を見たが、その後勞務者の熟練度が上つたこと、食糧事情の好轉などから生産は順次上昇し、二十二年夏には逆に原料綿花の不足から生産が手控えられるにいたつた。この間日本綿業の設備復元

目標は四百万鍾と決められ各社別の割當もそれ／＼決定、生産と復元が並行して進められた。生産上の最大の悩みは原料問題といえよう。現在印度綿、埃及綿などはバーター制で輸入されているが、もつとも大量に使われている米綿の輸入は全部ドル資金で賄われている。然しわが輸出市場の主なるものはほとんどポンド地域であり、このためドルの回収がきわめて少く、したがつて次の原綿買付資金に事缺くという結果となる。

世界の綿花事情から見ると日本に對し年に百万俵程度の輸出餘力はあるわけだが、前記のドル資金回収の成算が少いためドン／＼原綿を使うわけに行かないのである。六千万ドルの民間クレジットや一億五千万ドルの回轉基金が設定され現在の設備を一〇〇%動かすに必要な綿花購入の道も資金的に拓かれているのであるが、以上の原因で月産綿糸六万コウリに生産を手控えざるを得ない實情である。現在の運轉可能な設備三百三十四万鍾から見ると月産綿糸八万ないし八万五千コウリの生産は可能と見られる。一方輸出は再開以來二十三年九月末までに綿糸八万八千コウリ、綿布六億九千三百万ヤードとなつてをり、仕向先は蘭印の四〇・五二%、イギリスの一五・九%を主としてほとんどポンド地域となつてゐる。

F 綿業が當面している諸問題

日本經濟の再建は綿製品の輸出振興が伸びるかどうかという点にかゝつているとも言えるが、その前途は敗戦による幾多の制約によつて必ずしも樂觀出來ない。當面する障害は、

一、海外市場におけるドル不足と貿易管理

二、海外需要の變化に對する知識の缺如

などが大きく、この對策としては(一)について各地域との通商協定の締結、ポンド地域からの原綿買付などが考えられ、(二)については業界人の海外渡航の速やかな許可が要望されている。

さらにインド、中國の綿業復興による東亞市場の動向も直接わが綿業に影響するところ大であろう

G 紡績の基礎知識

一、生産設備

(イ) 綿糸の生産設備は精紡機の錘(スピンドル)數で表現される。精紡機一台は普通四百錘である。一錘當りの標準生産高は一日十六時間、一年三百日操業として年間二十番手で約二〇二ポンド、四十番手で八七ポンド程度である。

(ロ) 綿布の生産設備は織機の台數で表現される。一台當り標準生産高は現在一番多く輸出されてゐる百二十本細布で、一日十六時間、一年三百日操業として年間約一六、二〇〇平方ヤードとなる。

二、原料

わが國で使用されている原綿は米綿、印度綿、エジプト綿の三種である。米綿は一俵五〇〇ポンド、印綿は一俵四〇〇ポンド、エジプト綿は一俵七三三ポンドである。

なお米綿標準物(ミドリリングス吋)は二月はじめのニューヨーク綿花取引所相場によると一俵約一六八ドル見當で、これを日本にもつてくるのに船賃、保険料その他で約二一ドルの經費がある。

三、製品

(イ) 綿糸には細い糸、太い糸があり、これを番手によつて區別する。一番手とは一カセ(長さ八四〇ヤード)の重量が一ポンドのものである。したがつて二十番手とは一ポンドで二〇カセのものである。綿糸は通常一〇ポンドをもつて一玉、四〇玉をもつて一コウリといわれる。なお綿糸一コウリ當りの所要原綿量は二〇番手の場合概ね四六六ポンドである。現行丸公によると綿糸二〇番手一コウリは二万八百九十七圓(チーズ)である。たゞしこれは綿花が一ポンド二十九圓八十錢という安い價格で拂下げられているからである。(生産者の受取りの加工賃は一コウリ七千圓)

(ロ) 綿布には勿論いろいろな種類があるが、綿布一反が何ヤードに當るか、また綿糸一コウリで綿布がどれ位織れるかという点、これも種類によつて異なるが、二、三の主要輸出品種について見ると次の通りである。

綿布銘柄	一反當りのヤード數	一ポンド當りのヤード數
並幅金巾	三八インチ四〇・五ヤード	四・四〇
一二本細布	三六インチ四〇ヤード	三・三五
粗布	三六インチ四〇ヤード	三・三〇
天竺	三〇インチ三〇ヤード	四・八九

H 發展途上の化學纖維

化學纖維とは種々の天然物から纖維素を化學反應によつて再生または合成して作られる人造纖維のことで纖維素系纖維（人絹、スフ）醋酸纖維、蛋白纖維および合成纖維（ナイロン、ビニロン）などが含まれる。初めは天然纖維の代用として作られたものだが、天然纖維の持たない耐熱、耐酸などの特性を持つうえに價格が安いため需要は増加する一方で、世界の主な國の消費高を見ても一九四七—八年は戦前に比べ綿は六〇%、羊毛は五五%しかふえていないのに對して、人絹は三倍、羊毛は四倍も増加しており、ナイロン、ビニロンなど新しい纖維もめざましい發展をつづけている。

わが國ではかつて人絹糸、スフ五億四千万ポンドの生産をあげ（昭和十三年）世界總産額の二八・一%で第一位を占めた歴史を持つが、戦後は企業整備と被災のため戦前設備の約三〇%に激減した。

しかも化纖工業は多くの關連産業を基底とする総合工業で、基礎化學工業、石炭、電氣、機械器具工業の確立を前提としているが、わが國ではパルプと苛性ソーダ原料塩を輸入に仰いでも原價の約二割に止るので、外貨獲得のため大いに期待出来る輸出産業に數えられている。人絹は原則として全部輸出に向けられ（實際には適格の一等品は約七五%しか出来ない）スフも二三年は輸出四割、内需六割だつたのが、二四年は逆に輸出が六割となつた。

I 低い化學纖維の操業度

二四年一月の登録設備は人絹日産一六二・二トン、スフ日産三〇一・五トンで、過日總司令部から許された年間一五万トンの能力を既に保有しているわけだが、運轉稼動は人絹が一・五トン、スフは二五五トンで實際の操業率は更に低く人絹四〇%、スフ一七%にすぎない。これらの設備は化學藥品で腐蝕するので平均十年で改修せねばならぬがさらに連續紡糸法、直接紡績法などの新しい技術やコイン卷（従來のカセにするより品質がすぐれ海外需要も多い）などの新しい設備への切替えが要請されているため、人絹は昨年中に終る予定だつた第二次復元計畫さえなお實現出来ず、このところ資金難もあつてなかく進まない。

人絹、スフの根本的な製法は同じで大部分がビスコース糸であるが、その主な原料はパルプ、苛性

ソーダ、二硫化炭素、硫酸である。このうちパルプは従来國産パルプが製紙と競合して不足し品質低下もあつて惱みの種となつていたが、昨年初から北歐、カナダからパルプ約二万トン、アメリカからリントー二千トン餘の輸入を見たので消費量の四〇%を輸入パルプで賄うことが出来た。一九四九年は既に約四万トンの輸入契約が成立し國産パルプの増産も始められてパルプ事情は好轉している。その他の原料もいまゞどうにか供給があつたが、苛性ソーダは輸入原塩に支配され、硫酸は肥料との競合があり二硫化炭素は木炭硫黄の入手難があり、しかもいずれもその基底に於て石炭、電力、輸送力の強力な制約を受けるので今後の増産にはこれらが障害となる場合も予想される。

四八年三、四月ごろから人絹糸、スフの生産は大いに伸び七月は人絹、スフを合せて七四四万ポンドの戦後最高記録を示した。これは石炭、電力事情の好轉とパルプ輸入などによるもので四八年度の生産量は人絹三五七三万ポンド、スフ三五二六万ポンド計七〇九八万ポンドに達し戦前最高の一四%まで回復したが、今年には更に約二倍の生産計畫が立てられている。なかでも人絹は本年三月に入つて更に記録を作る一方高級艶消し糸、醋酸人絹、強力人絹の増産やコイン巻による品質向上に努力がつけられ量質ともに著しい回復をつづけている。

丁 有望な化學纖維の輸出

これら化學纖維の輸出は四八年九月まで不振を極め最悪期には人絹二千万ポンドの滞貨を見たが十月にインドの輸入統制が緩和されるとともに人絹糸を主として飛躍的に増加し先物契約を斷わるほどの活況を呈した。すなわち人絹の輸出実績は東亞市場を中心に一昨年の七二二万ポンドに對して昨年は四八〇万ポンドに減少したが昨秋から本年三月までの輸出契約高は約一二〇〇万ポンドに上り織物より糸の輸出が目立ち、スフ、スフ織物の輸出もふえている。しかし二十四年四月印度が再び制限を初めてからは下火になつた。

K これからの化學纖維

このように發展してきた化學纖維は、今では天然纖維の代用品の域を通りこして独自の大きい役割を果している。何といつてもパルプは棉、羊毛のように不安定でなく、今後の大量生産によつて益々價格を下げる見通しがあるうえに、色々な特性を備えていることが強味である。イタリー、フランス、ドイツなど各國でも發展は著しいがアメリカではビスコース糸の半分までが、タイヤコード用に向けられ弱い人絹は昔がたりとなつた。

ましてナイロン、ビロンなどの合成纖維が纖維とゴムとの中間領域に發展しつつあることは、纖維界に革命的な影響を與えるものではないかといわれている。これら強力、耐熱、耐酸などの特性を

もつ新しい化学繊維が衣料用として使われるだけでなく工業用としても利用される範囲は大きいが天然繊維と混紡混織することによつていままでの繊維のもつていた弱点を補つてゐるわけである。

わが國でも戦前から研究されていた合成繊維が試作の域を脱して漸く工業生産が開始され昨年既に約四万ポンドの生産を見、更に今年からの五ヶ年計畫が作られている。わが國で工業化出来るのは、ナイロンと同系統で石炭酸を原料とするアミランとカーバイトを原料とするビニロンに分れるが、それ／＼特色を持ち躍進が期待される。

L 肥料工業は食糧増産の鍵

終戦後の混乱はその當時の極端な食糧不足がよく物語つていたように、非常に深刻なものであつた。そして總ての復興のためには何よりもまず食糧増産がさげばれた。それと同時に肥料を要求する聲が一時に高まつてきた。ところが當の肥料工場は全く全滅に近い状況にあつて、化学肥料の將來は絶望視されるほどであつた。

しかし食糧輸入の道が途絶えた日本にとつてはどうしても化学肥料を昔のように復興せねばならず政府、民間一体となつて終戦の翌年から二十二年にかけて肥料増産のために資金、資材を集中しあらゆる方法が講ぜられた。こうして二十三年八月までには六十億圓に上る資金と鋼材九万トン、セメン

ト十四万トン、木材二百七万石を動員し、ともかくにも生産は硫安が戦前（昭和十一年）の一割、石灰窒素が七割、過リン酸十一割とそれ／＼回復、二十年八月の生産にくらべると次のように二十三年の各月はいずれも大幅の増産をとげた。（單位トン）

二十年八月

二十三年

硫 安

四、七五三

一〇一、七五〇（五月）

石 灰 窒 素

二、六八八

二八、三三〇（五月）

過 リ ン 酸

一、七六二

一一〇、四五〇（八月）

こうして現在では、各工場とも春肥の生産に大馬力をかけているが、以下再建成つた化学肥料工業（硫安、石灰窒素、過リン酸）の歴史と生産から田、畑に施すまでのコースをたどつて見よう。

M 硫安はどれ位生産されているか

硫安が世界で最初に出現したのは十九世紀のはじめフランスは花の都パリであつた。この時の硫安は、人間の排泄物からアンモニアを回収して造られたのだが、その後ドイツのライン河畔にアンモニア合成工場が作られ、現在と同じ硫安、化学語では「硫酸アンモニア」の工業化が實現した。日本では明治二十九年に、濠洲から五トンの硫安が輸入されたのに始まつて、アンモニア合成法によるい

ゆる硫安の製造されたのは、大正十二年秋に九州の延岡に旭化成（昔の日本窒素）が發電事業と一緒にイタリアの技術輸入によつて硫安の生産を開始したのに端を發している。こうして昭和十二年には全國で十四工場に達し生産高は九十萬トン、十六年には十六工場百二十五萬トン、二十二年には十八工場七十四萬トンという足取りをたどつてきた。人間の排泄物に資源を求め、ついには水と空氣から水素と窒素を分離しアンモニア合成法を發見し、生きるための努力というより人間の本能はより多くの食物を求めて硫安を作り出した。そしてそれから五十年後の敗戦日本には無くてはならぬものになつている。というわけは一トンを施して玄米二十石を増産出来るからである。

(會社名)	(工場)	(舊資本系統)	(年間生産能力・單位千トン)
東洋高壓	北海道	(三井)	六八
日東化學	大牟田	(藤山)	一〇
東北肥料	横濱	(興業)	一六二
日本水素	秋田	(興業)	四八
	小名濱	(興業)	五〇
			三一
			六三

昭和電工 川崎 (森) 二四七
 東洋合成 新潟 (三井) 一八
 日産化學 富山 (日産) 一三二
 東亜合成 名古屋 (三井) 七二
 東海肥料 四日市 (日本肥料) 二〇
 別府化學 別府 (住友) 三〇
 宇部興産 宇部 (宇部地方財閥) 一六五
 日新化學 新居濱 (住友) 一八九
 三菱化成 黒崎 (三菱) 六六
 日本窒素 水俣 (野口) 六六
 旭化成 延岡 (野口) 三三

以上十五社、十八工場、能力は百四十七萬トンに達するが、このうち東洋高壓の北海道工場は目下十萬トン計畫で工事中、昭和電工の川崎工場は建設當時純日本式の技術、機械で年間三十三萬トンの能力を有し世界十大工場の一つであつたが、戦争中五百發の爆弾に見舞われ全滅したものの、二十三年八月にはものゝ見事に復興した、復興があまりにも早く調子が良かっただけに、その無理がたゞり空前の大疑獄として「昭電事件」をひきおこし、當時の日野原社長の復興意欲が行き過ぎついに内閣まで倒してしまつたほどである。

第九章 一般産業の實態

N 設備擴充四十萬トンを狙う石灰窒素

石灰窒素がはじめて作られたのは一九〇一年ドイツで、この時から空中窒素固定工業として發足した。日本では明治四十一年この製法の特許權を得て當時の日本窒素水俣工場で製造をはじめ、その後大正四年には三井系の電氣化學工業が變つた方法で製造をはじめたが、日窒と電化の間に特許違反の訴訟事件を起し、十一年間係争をつゞけ、大正十四年電化の勝訴となつた。こうして他面では硫安と競合關係をつゞけ石灰窒素の市場開拓はなかなか困難であつた。現在の石灰窒素工場は歴史的にも技術、設備的にもその系統は日窒系と電氣化學系に大別出來、生産の足どりは昭和五年の十二萬トンから同十年二十六萬トン、十六年二十二萬トンとこのあたりを最高潮として以後下り坂となり、二十年には九萬トンに落ちたが、終戦後四十萬トンの設備擴充計畫がたてられ、硫安の十八工場とゞもに石灰窒素十五工場が緊急整備工場として指定され復舊に全力を注ぎ、二十二年には二十一萬トンの生産を上げ、二十三年中には三十八萬トンの生産能力に回復する予定になつていた。

石灰窒素各社の工場別の生産能力は二十三年三月現在次のようになつてゐる。

(會社名)	(工場)	(生産能力・單位千トン)
昭和電工	旭川	一〇

東北電氣	和賀川	六
鐵興社	酒田	六
東北興業	福島	六
信越化學	直江津	五〇
電氣化學	武生	一〇
	青海	五八
	大牟田	三六
日本カーバイト	魚津	三四
中越電氣	滑川	九
揖斐川電	大垣	一〇

日本ではまだ肥料として大いに増産せねばならぬが、最近米國では石灰窒素を母体とする合成化學に轉換しつゝあるものもあり、合成樹脂や醫藥方面に將來性があるといわれている。

○ 輸入燐礦石を使いきれぬ過燐酸石灰

第九章 一般産業の實態

過リン酸石灰は燐鑛石を硫酸で分解して製造するので、過リン酸工場は原則として硫酸工場を持つている。過リン酸石灰一トンを製造するためには燐鑛石〇・五トン、硫酸〇・五トンが必要だが燐鑛石の全量は海外から輸入されている。この燐鑛石輸入は二十年六月以來停り、各工場とも操業を停止したが二十一年二月から輸入再開、現在までに北大東島、アフリカのモロッコ、米國のアイダホ、フロリダ産が多量に入荷し、使い切れないで相當量の貯蔵をみている。またアンガウル島には貿易廳所管の下に燐鑛開發會社が設立され燐鑛石の採掘にあたつてゐる。一方過リン酸工場は戦時中の企業整備によつてその半分がなくなり、のこりの二十五工場も大小の戦災にあい終戦直後には満足なものがなかつた。しかし他の二肥料とともに復舊、補修に努めた結果生産能力は終戦時四十四万トンから二十二年三月には八十七万トンと二倍になり、二十三年十二月末には百七十万トンに達した。現在の過リン酸製造會社は全國で次の十五社である。

日産化學、日本肥料、東亞鑛工、吳羽化學、日本硫曹、日本化學、日本鋼管、新潟硫酸
石原産業、帝國化工、多木製肥、國土計畫、神島化學、日東硫曹、日新化學

P 肥料の配給ルート

終戦後しばらくは日本肥料が一元的に農家に配給していたが、獨占禁止法によつて日本肥料が解体

される運命となり、新しい配給機關を作ることになつた。ところが當時の農林省や安本、商工省などのお役所同志が「肥料配給はオレの方だ」と互になわ張り争いを行い、一時は農家への肥料配給に支障を來すほどだつたが、二十二年四月の閣議で肥料配給公團令という新しい法律を決定四月三十日公布した。こゝに肥料配給公團が生れたが、これによつて農家はいままでのように日本肥料から農業會という一本ルートでなく、農民の自由意思によつて農業會でも、また新しく出來た公團の指定した配給業者からでも自由に肥料が買えるようになった。

第十章 企業整備と中小企業

A 「企業整備」の二つの意味

最近使われている企業整備という言葉は、次の二つのものを意味する。その一は日本経済の健全化ないし民主化を目的としてハッキリとした法制のもとに企業を整備して行こうとするもの——持株會社整理委員會、過度經濟力集中排除法、獨占禁止法などによる獨占大資本の解体及び禁止と戰時補償特別措置法、金融機關及び會社經理應急措置法、金融機關及び企業再建整備法などによる戰時經濟から持ち越した水ぶくれ資本の肅正——その二は日本經濟がその進行過程においてとられる政策の結果として蒙る企業形体の變動であつて、具体的には九原則による金融引しめや徵稅、さらに一本爲替設定などに伴うもので、この場合にはいわゆる「産業合理化」と同義語である。

B 戰時水ぶくれ資本の打切り

さて、初めのものから説明する。そのうちでも普通「企業整備」という言葉で呼ばれる「戰時水ぶ

くれ資本の打切り」という企業再建整備法關係のものから始めよう。

これら一連の立法趣旨は大要次の通りである。二十一年三月に行つた預金封鎖も半年もたぬうちに新圓が五百七十億にもぼり、インフレは加速度的にひどくなつて來たにもかゝらず、總額一千億圓にもぼる軍需補償請求權が残されており、これをそのまま履行するときは戰後インフレは正に破局化する、また「如何なるものも戰爭によつて利益を受けしめるべきでない」という二つの理由から軍需補償の一定額を打切り、こうした擬制資本切棄によつて企業を健全な姿に返し平和經濟へ再出發させる——というのである。

こうした目的のためにとられた一連の施策をその實施順に見て行くと次の通りである。

(1) 金融緊急措置令施行規則の改正

莫大な軍需補償打切りによつて補償を頼みにしていた企業は損失をこうむり、これに融資していた金融機關も貸金回収不能となり、延いてはその預金者にまで損害が及ぶので、これを保護するため二十一年八月大藏省令で從來の封鎖預金を第一及び第二封鎖預金に分け、その金融機關の整理が済むまで第二封鎖をタナ上げする一方第一封鎖の拂戻は國家がこれを保證することとした。

(2) 金融機關及び會社經理應急措置法

(1)と同様、補償打切りによる經濟界の混乱、特に金融機關及び會社の壊滅を避けるために二十

一年八月十五日同法を公布即日實施した。すなわち、八月十一日午前零時現在（これを指定時という）で一定の會社及び金融機關の經理の打切り決算を行い、新舊二勘定に分離する。そして舊勘定に對する債權者（補償打切りに關係ある債權者）が新勘定に對して權利を行使するのを押えこれらの會社や金融機關が整理の終るまで新勘定で業務を續けられるようにした。この二つの法律は、このように大体同じようなものであるが、金融機關經理應急措置法の適用を受ける金融機關とは日本銀行を除く一切の銀行、信託、保險、無盡など（郵便局は大藏省預金部の改正法律の適用を受ける）であるが、會社經理應急措置法の適用を受ける會社は、資本金二十萬圓以上で戦時補償金、戦争保險金などの交附を受けたもの、または受ける權利をもつもの、及び在外資産をもつているもの、二十萬圓以下の會社でも同様な理由で主務大臣に申請し指定を受けたものなど―これを特別經理會社という―に限られる。

(3) (1) 及び (2) などの準備のうちに政府は戦時補償特別措置法によつて舊軍需會社への補助金、損失補償金、戦争保險金の大部分などを課税の形で打切つた。しかしその額は七百億圓程度で賠償に對する補償や在外資産補償、戦時公債などを含めた全擬制資本二千六百億に比べればその三分一にも達しなかつたことは注意を要する。

(4) 金融機關再建整備法

この法律の目的は補償打切りで軍需工場への貸金が取れなくなつた金融機關の損失を適正に處理してこれを立直らせようとすることであるが、その損失處理の要領は大體次の通りである。

(イ) 前述新舊兩勘定の八月十一日現在の資産及び負債を調査確定して明細表を主務大臣に提出する。

(ロ) この明細表をもとにして、主務大臣が經濟再建委員會の議を経て決定した評價基準により資産、負債を評價し、新勘定の評價損、評價益は舊勘定の益、損として貸借關係において整理する。

(ハ) これで舊勘定に出た損失は評價益の全部、積立金の全部、資本金の九割などの順序で消したのち、殘金の資産があれば新勘定がこれを引つき、損失が残れば切りすて、これで新舊勘定が合併されたのち、整備計畫書により新しく出發することになる。

(5) 企業再建整備法

同法による會社關係の再建整備も趣旨並びにその方法は前項の金融機關の場合と大體同様である。たゞ、金融機關經理應急措置法においては新舊兩勘定とも資産と負債に分かれるのに對し、會社經理應急措置法においては新勘定の負債に當る借方には舊勘定に對する未整理支拂勘定に一括される。また指定時後二週間以内に「特別管理人」四名（會社の役員中から互選によつて二

人、債権者中で最も債権の多いもの二人）が同法に定められた經理の管理を行う。この特別管理人は先ず特別損失を計算する。特別損失というのは一口に言えば特經會社が補償打切りによつてこうむる損失のことで、それは補償打切りによる損失額、在外資産の損失額、第二封鎖預金額、その他から法定積立金、舊勘定に生ずる益金、指定時で終る事業年度の利益金、繰越利益金の合計を差引いてなお残つた損失額をいう。次に特別管理人はこの特損をどのように処理するかを「整備計畫認可申請書」に盛り、これを主務大臣に提出し、認可されればその日に新舊兩勘定は併合されて會社は新發足することになる。その場合、特損の處理方法は大体、會社財産の評價替による益金（評價益）、資本金の十分の九まで、債権の十分の七まで、資本金の残額、債権の残額の順序で消して行く。

さて、企業の再建整備は、その整備計畫認可申請書提出期限は「二十二年七月十五日から五ヶ月以内」と定められているにもかゝらず提出期限延期申請が認められるため、いまだに全特經會社八千のうち約三分の一を残すありさまである。それには事務の繁雜なことや、特に次に述べる集中排除法關係の整理がつかないための遅延もあると思われる。しかしその間にインフレが進んで會社の資産が値上りしたため、前述の「評價益」が大きくなり、これで十分特別損失を消せるものが大きく、現實に減資まで手をつけねばならぬものは一部の特殊な會社に限られ、本來の趣旨である「擬制資本の切

捨」はボヤケてしまい、最近では再建整備計畫書を通して「資本構成の是正」（從來の他人資本中心から自己資本重点主義へ）といった方向へ變りつつあるのはいさゝかテレかくしの感がなくはない。

C 獨禁および集排法

企業及び金融機關再建整備法は、以上のように軍需補償打切りに伴う廣い意味の企業の再建整備をもつばら經理面から進めるものであるが、生産面から正常な企業規模を定めるため、獨占禁止法及び過度經濟力集中排除法が制定された。この二つの法律はともに戦前の日本經濟を支配し、軍閥と結んで戦争にまでかり立てた獨占大資本を否定しようとする經濟民主化の大きな流れを表わすものであるが、獨禁法がこの理念による恒常的な企業の在り方を規制する法規であるのに對し、集排法は同法施行當時現に存在するこうした非民主的な獨占資本を先ず解体し「地ならし」をしようとするもので、この点、やはり現在の企業形体に變動を與える法律として、廣い意味での企業整備法と解していいだろう。

二十年十一月「財閥解体及び財閥關係會社に對する資産凍結」の總司令部指定が出され、これにもとずいて同四月「持株會社整理委員會令」を公布、持株會社整理委員會による財閥會社および財閥家族の經濟的支配力の排除が具体化した。次に、二十二年十二月「過度經濟力集中排除法」が公布さ

れ、前記特定財閥以外の獨占資本解体が同じく持株會社整理委員會によつて一般的に實施されることとなつたのである。いま同法による集中排除手續の概要を列擧すれば次の通り、

- (1) 先ずその企業の調査が行われ、過度の經濟力の集中が存すると認められるときは持株會社整理委員會はこれを「指定」する。
- (2) 「指定」の通知を受けた企業は「再編成計畫」を作成し、持株會社整理委員會に提出する。
- (3) 提出された再編成計畫に對しては同委員會の承認を要する。委員會は承認をしようとするときは、承認の指令案を利害關係人及び公正取引委員會に通達する。
- (4) 指令案を通達した日から十五日以上経過したのちに聽聞會が開かれ、利害關係人はそこで異議の申立又は意見の具申をすることが出来る。
- (5) 公正取引委員會は指令案が獨占禁止法の規定に反するときには持株會社整理委員會に指示しなければならぬ。
- (6) 持株會社整理委員會はこれら異議申立、意見具申及び公正取引委員會の指示にもとずき指令案に必要な變更を加え、これを決定する。
- (7) この決定指令にもとずきその企業を分割整理する。この執行は公正取引委員會が監視する。

D 深刻化を予想される企業整備

經濟九原則の實施によつて企業經營は重大な轉換期に直面しているが、既に二十三年の夏ごろからインフレがやゝ安定し始めるとともに、抵抗の弱い面から始つた企業整備は益々擴大するものと見られ、いわゆる一本爲替レートが決定した場合には、企業整備の様相は今までよりもより大きい規模で一層深刻な形で本格的になることが予想され、こゝ數ヶ月の成行きは注目される。

戦後日本産業の編成替の必要はいうまでもないことながら、いままでインフレの見通しがつかないうゑに生産低下や社會的混乱を恐れて集中生産を基軸にした資材の重点割當や價格政策によつて不能率企業のふるい落しが行われたが、このまゝで立直りが出來ようはずもなかつた。經濟情勢の烈しい變化にもかゝらず、このように企業整備ないし企業合理化の問題が積極化しなかつたのは、戦前のように過剰生産下の不況克服策ないし戦時中の戦力増強策とは全く基盤を異にし、過少生産の内から經濟再建の道を歩まねばならないという厳しい現實に賠償問題の未解決、貿易の見通し難などもあるわけだが、ヤミ經濟によつて色々な矛盾が覆い隠されたことも見逃せない。

しかしながらインフレの高進がにぶつたといわれたころから、裏面では金づまりや賣行き不振から信用と質と能率が大きくものをいつて企業整備は漸く促進されはじめた。すなわち金融機關の貸出は

嚴重なるにつれて融資に合理化が條件となり、まず(一)軍需から民需に轉換した企業(二)戦時中設備を擴張したまゝまだ合理化の進んでいない企業(三)戦災その他で設備能力の低下した企業(四)弱小企業に風当たりがきつく、特に金屬機械工業部門は目先の轉換を急いだために競争者が多く技術も低いので需要の減少とともに大きな打撃を蒙つた。

一方商品の賣行き不振が整備を直接に押し進め(一)電氣機器、藥品のように過剰生産によるもの(二)絹織物のように購買力不足によるもの(三)自動車エンジンのように車体、車輪の生産が伴わず生産回復の不均衡からくるものなど色んな場合が現われた。その結果赤字の大きい企業や業種間の関連性の少ない企業では工場別、業種別に新會社を作り不能率工場を切捨て、企業の集約度の向上を計つたり工場ごとの獨立採算制の方向に向い、これに伴つて人員整理の傾向が大きく浮び出た。すなわち需要不振に追いつめられたため増産によるコストの引下げより手つとり早い首切りというわけで老弱、年少、技術勤務態度不良などを基準として既に大規模な首切り、あるいは配置轉換を行つた企業は相當數に上り弱小企業の閉鎖はなお續出している。そのうゑに賃金三原則を契機として合理化の要請は更に高まり技術設備の改善、商品當りの生産に要する原料の切下げ、能率給強化による勞働生産性の向上など經營、技術全般にわたつて手が打たれた。しかし二十四年に入つてから集中生産方式がとられたため綿製品製造業者(メリヤス、タオルなど)などでは中小企業の半數以上が休止する有様

で今後も擴大されるようである。

E 整理を促す爲替レート補給金問題など

ところが四月二十五日から一ドル三百六十圓の爲替レートが實施されたので、予想されていた三百三十圓の場合よりも打撃は少くなつたが、從來輸出していたもの、三〇—三五%は採算がとれず輸出は出来なくなるといわれている。いままで複數換算率で原料を安く輸入したり割高で輸出していた雜貨、陶磁器、自轉車などは輸出出来ないことになり企業整備の規模は更に廣まるものと予想される。

もつとも現在の丸公が必ずしも實際の原價を反映せず、輸出價格も一部に妥當でないものがあるとすると、一時やかましくいわれたほどに企業がばた／＼倒れることはないにしても或程度の崩壊はまぬがれまい。そのみならず重要産業部門でも補給金の停止により苦境に立つものも出てくるから、資材の重点割當は強化されるものと見られ、一本レート設定による影響の餘波は全般的となるだろうしたがつて、一應いままでは何とかして切抜けてきた企業も今後は人員整理でもなお立ちゆかないものも出来てくるだろうし、相互の競争の激化から追いつめられ、また假りに外資が入り優秀な機械が入つてくることにもなるとこの面から企業間の優劣は大きい開きをもつてくる。

このように競争の原理による自然淘汰によつて企業整備が進むとすれば、現在の物資需給の状況と經濟情勢を考えると、統制と競争の原理はいかに調和するか問題とならう。すなわち生産資材、

動力の割當權を政府が握り資金についても政府ないし金融機關の力で左右されるならば、單に形式的な經濟能力を基準として弱肉強食が行われ、ひいては生産意欲の減退を招き社會問題としても無視し得ない事態を惹き起すことにもなる。既に政府は失業對策の準備とともに三割の行政整理を計畫しているが、今後の企業整備がわが國自立化のために強行をまぬがれぬとすれば慎重な考慮と誠意が拂われるべきであろう。

F 苦境に追いこまれつゝある中小企業

今次大戦勃發と同時にわが國の中小企業はいわゆるきびしい企業整備に見舞われた。すなわち中小商業のうち、生活必需品を取扱うものゝみが物動經濟の末端消費部門において、官制的流通配給機構としてやつと生存を許され、中小工業の方では軍需生産に轉換し得たものゝみが、之も「協力工場」という形をとつて大軍需工場の下請的隷屬に甘んじて生きて來たのである。

終戦後、この配給機構として残つた中小商業者の方は、戦時中の統制方式が戦後にも大体において受けつがれたため大きな變動は表われなかつたが、中小工業の方は、生産の目標及び機構の急變のため救われ難い混乱状態に落ち入つた。なるほど、終戦直後では、身輕るな彼等は大型企业の立上りまでの生産の眞空状態を利用して、いち早く平和産業に轉向、經濟統制力の弛緩をぬつてヤミ利潤をかせ

ぎ、一時は「わが世の春」をうたつたものである。しかし、それもつかの間で、丸公引上げという統制價格の自然價格への接近は、彼等のヤミの利ザヤかせぎを抑え、傾斜生産を基盤とする大型企业の立直りはたちまちにして彼等の國內市場を奪つてしまつた。また彼等の將來に光明を投げかけたかに見えたアンチ・トラストを中心とする經濟民主化の力は、集中排除法の緩和、獨禁法の修正などにより著しく弱められて來ている。これに加えて爲替一本レートの設定は世界經濟を基準とする日本經濟の急速な調整を不可避とし、こゝにおいて彼等の無秩序な混乱状態は大きくクローズ・アップされて來た。戦前輸出總額の半ばに達する雜貨關係はそのほとんどが中小工場の生産であつたということから彼等の崩壊が經濟問題として重視されるばかりでなく、現在、全工場労働者の七割が中小工場において働いているという事實は、彼等の受ける打撃によつて大きく社會問題化する惧れなしとしない。これに對し最近にいたつてやつと資材、金融などの面から中小企業救援の施策がとられはじめたが、その力は全く弱く、申しわけ的なものに過ぎず、中小企業の包括的對策實施機關として設立された中小企業廳も一部では企業整理廳だと非難される有様で、業者側でも自主的な努力は大して見られず事態は正にその育成とは逆のコースをたどつていると見なければならぬ。

G 中小企業廳の發足とその機能

第二國會で中小企業廳法が成立し、これにもとずいて二十三年八月一日から中小企業廳が發足することになつた。同法の目的は中小企業の育成發展及び經營向上の諸條件を確立するにある。

中小企業廳は商工省の外局で長官官房、振興局、指導局に分れる。

長官官房 〓 廳の人事、會計、その他庶務的の事務を行う。

振興局 〓 △中小企業に關する情報の収集、分析、供給△中小企業の製品、製法の展示△中小企業關係の國會議案に關する意見の提出△他の行政廳の協力要求△中小企業申出による訴願の受理

指導局 〓 △中小企業の經營狀況の調査、診斷及びこれにもとずく必要な指示（たゞしその調査、診斷はその中小企業者の申請にもとずくことを必要とし、その指示は中小企業者を拘束しない）△中小企業の經營の向上に資することの出来る設備及び技術に關し試験研究機關の協力を求め、これを利用することなど

なお中小企業行政統一のため、二十三年九月の閣議で中小企業連絡調整要領が決定され、これにもとずいて中央、地方中小企業連絡調整協議會が結成されることになつた。中央中小企業連絡調整協議會は中小企業廳に設けられ、中央各官廳との事務の連絡調整を計り協力を得ることを目的としており、會長には中小企業廳々長、委員には安本、物價廳、大藏、商工、労働、農林など關係官廳の局長

級が就任する。地方中小企業連絡調整協議會は同様の趣旨で地方商工局毎に設けられ、會長には商工局長、委員には關係官廳出先機關局部長が就任する。

さて、中小企業廳の最も力を入れている「經營調査」―「工場診斷」は如何にして行われるか。

中小企業廳は毎四半期毎にその期に診斷する業種を決める。その業種に屬する中小企業者は優先的に申出によつて診斷を受けることができる。申出があつた場合、中小企業連絡調整地方協議會（實際には商工局）及び都道府縣及び五大都市（普通商工課）が班に分れてその企業の經營を各方面から調査し、企業改善のためにはどうすればよいかを企業家に勸告すると共に同趣旨の「處方箋」を地方協議會に出し、隘路になつている資金、資材を關係方面に斡旋するという仕組みになつている。

しかし現實には中小企業廳でも中央、地方協議會でも資材、資金の現物を握つてゐるわけではなく、單に周旋するに過ぎないため、ともすればこの處方箋はカラ手形におわりやすく、一方同制度に對する不信はまだ一般に強いものがあり、税金關係や資材割當關係から自己の企業を見せることをいとう空気があり、診斷申出も非常に少くこれも計畫倒れに終る可能性が濃い。

H 漸く緒についた中小企業金融

金融引しめ政策によつて、現下の日本經濟はひとしくきびしい資金難に追い込まれている。しかし

擔保力の弱少、大福帳式經營による信用の薄弱などのためにこの傾向は中小企業にとくに著しい。こうして市中銀行は貸出資金が枯れるにつれて、中小企業を融資からボイコットする方向にある。これに對して中小企業特別の金融としては従來個人に對するものとしては市街地信用組合と庶民金庫、組合に對するものとしては商工協組と商工中金及び復興金融金庫中小企業部しかなかつた。二十三年八月、中小企業金融對策要綱が決定され、はじめていわゆる中小企業金融はその緒についたものと見られる。同要綱の大意は、

- (1) 中小企業金融受入体制の確立(中小企業の自己資本充實、帳簿の整備、組織化など)
- (2) 信用保證制度の活用
- (3) 一般金融機關の活動促進(生活必需品生産、貿易關係中小企業の特別手形活用)
- (4) 復興金庫の活用

(なお同要綱において中小企業とは拂込資本金二百萬圓以下のものをいう)

この要綱にもとずいて現在とられている中小企業金融の機構を概観すれば次の通り

- (1) 復金の代理貸及び損失保證融資
代理貸というのは復金が代理金融機關(興銀、勸銀、商工中金、北海道拓殖)に資金を直接貸與し、これを代理者として中小企業に融資するもの

損失補償は前記金融機關のほか一般金融機關の中小企業への融資の一定額(現在三〇パーセント)の損失を補償するもので、

この何れも融資限度は一件二百萬圓で、資金及び損失補償基金は毎四半期復金資金計畫の内譯として決定される。代理貸の方は每期九五パーセント以上貸出という好成绩であるが、損失補償制度は一般金融機關の資金枯渴のため、これにより貸出をしづられる結果、ほとんど利用されていない現状である。何れも設備資金として融資される。

- (2) 復金中小企業部直接融資
復金の發足と同時に同部の融資は行われていたが、そのワクが次第に擴張されている。

- (3) 日銀中小企業別ワク融資
日銀が興銀に三・五億、勸銀に一・五億、商工中金に三億計八億の別ワクを設け、これらの金融機關を通じ中小企業に融資するもので、復金融資が停止されればこれが中小企業金融の中心となるので、このワクは近く十億に擴げられる。

- (4) なお、前述の「要綱」にもとずいて、中小企業の擔保力を強めるため、信用保證を全國的に制度化し、前述の中小企業金融一〇〇パーセント利用を期している。いま大阪府信用保證協會について大要を紹介すれば次の通り、

構成員 府、府下の金融機関、商工會議所、商工組合中央會

出資金 三千七百萬圓

利用資格 府下の資本金二百萬圓以下の企業

貸出限度 一件五〇萬圓以下

期 間 六ヶ月

最後に最近のこれら中小金融のワクを列挙すれば、

	二三年第四・四半期	同第三・四半期
復金中小企業部	三・五億圓	二・二五
復金補償貸ワク	五・五	五・〇
復金代理貸	五・五	八・五
日銀中小企業別ワク融資	八・〇	八・〇

1 たちおくらせている中小企業への資材割當

指定生産資材割當制の實施によつて一時中小企業への資材割當は停止の状態に追い込まれたが、その後（二十二年七月）同制度の緩和によつて「中央ワク」の地方移管がある程度行われたものゝ傾斜生

産方式の基盤は變らず、商工局を中心として中央、出張所と三本建の資材配給機構は依然として大企業と中小企業競合の場として残つてゐる。中小企業廳發足に當つて、中小企業金庫の設置とともに同廳への資材ワク移管が業者から強く要望されたにもかゝらず、實現を見るに至らず、資材面は資金面よりもさらに立ち遅れている感がある。現在では最少限度の業者の要望として（イ）指定生産資材割當制の再検討（ロ）本省の保有分資材中緊急用を除き、一切のものを地方出張所に移譲すること（ハ）現行の、省、局、出張所の三本建資材配分方式を地方出張所單位に一元化することなどが叫ばれてゐる。

こうした大企業との割當不均衡は電力問題において最も強く表われ、渇水期になると中小企業者を中心とした電力獲得運動が活潑化する。

J 崩れゆく中小企業の封建的雇用關係の強味

元來封建的な雇關係を強味としている中小企業にも、労働基準法はその性質上業者からの強い要望にもかゝらず、これを特別扱とすることは許されない。たゞ安全設備などは弱少の資本には餘りにも大きい負擔であるため、便宜的にその備付の延期更新が許されている。しかし一方中小企業労働者も次第に意識が高まりつゝあり、腹背敵を受けて立つ中小企業者はこの面でも窮地に追い込まれつ

つある。

以上のように、資金、資材、労働その他あらゆる面からの壓迫に中小企業は今や文字通りの危機に立っているが、これを相互扶助的な協同組合方式で解決して行こうとするいわば中道主義的な努力がなされている、しかしこうした行き方は現在のようなきびしい自然淘汰を前にしている中小企業者には余り受け入れられないらしく、小さなカラにとちもつて保身の術に血みどろの戦をつずける保守的な方向と、退いて一般労働者と手を握り革新の前衛を目指すものと、こゝでも兩極に分れて行く傾向が見られるようである。

第十一章 再建の途を拓く貿易

A 貿易の必要性と重要性

今度の大戰でわが國は領土を失い、乏しい資源と人口の過剩にあえがなくてはならなくなつた。しかも國內の産業は戦時中の企業整備や戦災のため敗戦時は一九三三年—一九三五年の生産力の約三〇%に低下した。幸い連合軍の厚意で必要な原材料の輸入が認められ、二十三年には約五〇%にまで回復したものの、設備の老朽から来る質的な低下はいわゆる經濟危機として、依然奥深く根ざしたまゝになつている。

この危機にあえぐ日本經濟を再建するためには、鐵、石炭、石油、木材などの再建用基礎資材の輸入が重要なモメントとなる。しかしこの調達には輸入資金が必要となるわけだが生糸、茶などの國産品の輸出だけではこの資金はとうていかせぎ出すことが出来ない。この点綿花、羊毛、ゴム、マニラ麻、コブラ、パルプなどの加工原料を輸入して織維製品などの製品を輸出して加工賃をかせぎ、必要な物資の輸入にあてるといつた貿易の仕方をせねばならないことがわかるだろう。

B 管理貿易とその推移

ところで占領下の貿易は二十年九月廿二日總司令部から公表された「降伏後の米國の初期對日方針」でその第四項に貿易に關するポツダム宣言の規定を繰返して「日本はやがて諸外國と正常な貿易關係の再開を許されるはずである、しかし占領期間中は適當な統制の下に外國から平和な目的のために必要な原料その他の商品を購入することを許され、その支拂をなす爲に商品等の輸出を許可する」と述べられている。そこでわが國で一般に貿易といわれるものは、連合國最高司令官が日本經濟維持のためにある種の物資の輸入を必要と認めた場合に、日本側にその輸入を許可し、他方輸入の決濟に必要な限り輸出を許可するという程度を出ないものである。この状態を一般に管理貿易と呼んでいる。

このような原則に立つて貿易が營まれるわけだが、日本産業の回復の度合や輸出先の取引工合によつて、戦後この管理貿易の具体的な運営が少しずつ民間人の手に委されつゝあるのが注目される。ではどんな足どりで貿易が行われたか、まず取引の決濟から調べて見よう。

輸出品についてはすべて F・O・B (Free on Board—日本港渡し) 價格、輸入品は C・I・F (Cost Insurance and Freight—保険料、到着港までの運賃を込めた値段) 價格となつてゐる。しかも輸入品に對するキズいたみなどに對する損害賠償(クレーム)は一切主張出來ない。この原則は今まで

ずつと貫かれてゐる。次に輸出品に對する賣渡價格は敗戦後二十二年八月十五日の制限付民間貿易再開まではすべて相手國で賣れた價格すなわち成行によつて決定されてゐた。その後制限付民間貿易再開から二十三年八月十五日の「新輸出品間貿易手續」の實施まで各商品別にフアーム・プライスといつて一定の固定したドル價格が決められ、この價格よりしか賣ることが許されなかつた。しかし二十三年八月十五日からは商品別のドル價格がフロアー・プライスといつて最低のドル値が決あられそれ以上いくら高く賣つてもよいことになり、最低ドル價格の二五%までの超過販賣價格に對しては報奨として業者に與えられ價格に相當の中が持たされた。

C 貿易実績の足どり

さて貿易の実績はどんな工合の足どりを示したろうか。二十一年末までの貿易は輸出入とも米國が壓倒的で總額の九〇%以上を占め、輸入では食生活關係の物資が約七〇%、輸出では生糸、ゴム、石炭、鉛等大部分が敗戦時のストック物で一般に見返り輸出と呼んでいた。第二の段階では制限付民間貿易までの期間に見られるが、輸入の面では綿花、羊毛、ゴム、マニラ麻など加工用原料が急速度に多くなり、輸出については主力が生糸から綿製品に移り、仕向地もアジア、アフリカ、近東諸國と次第に多くなり始めた。また輸出品には自轉車、ミシン等の輕機械類や陶磁器、雜貨などが新しく輸出

品目に加わつた。このため對米輸出は一七%にまで低下した。次で(一)制限付民間貿易が許され(二)二十三年二月四日から外國商社の入國制限が撤廢され(三)取引の決濟難を除くため英國、オーストラリア、エヂプトとの間のパーターを中心として貿易協定の成立(四)これに引續いてオランダ領東インド、インド、エヂプトなどの使節團の來日(五)これに前後してケナン、ドレーパー、ノース、ヤング各使節團、調査團の來日(六)二十三年五月一日にポンド地域(インド、オーストラリア、ニュージールランド、南アフリカおよび植民地を含む英帝國、たゞし英本國を除く世界五十二地域)との間に貿易協定が成立した。この結果、輸出面では二十三年五月から民間取引が全体の五〇%を占め初め、主力の綿製品が全体の六〇%と他商品をグンと引はなし、仕向地は廣く南方、アフリカにまで伸びた。輸入面では新しくポンド地域からエヂプト綿、エヂプト米などが入り、アメリカ依存の片貿易が少しではあるがポンド地域へ轉換し得るきざしを見せ初めた。こゝで注目されるのは二十三年上半期に綿製品の賣行が不調であつたことである。すなわち上半期中の實績が約七千七百三十六万ドルで、前年上期の約八千四百七十七万ドル、同下期の約八千二百萬ドルより大巾に低下し、英國綿製品と競り合う勢をみせ初めた。二十三年八月十五日に新しい輸出手續が實施され、買手と賣手とが直接契約出来ることになつたが、英國との競り合ひは次第にはげしくなり、ポンド地域への貿易轉換はいよゝ困難となりはじめる勢を見せた。

D 貿易計畫の決め方

日本に何をどれだけ入れ、どんな品物をどれだけ出すかという取決めは、毎年年初めに日本側では貿易廳、總司令部では經濟局貿易課との間で決定される。この輸入の計畫はまず日本政府から總司令部に一ケ年間および三ヶ月毎の見込みおよび希望の一覽表のような性質のもので、とくに輸入については日本側では、是非入れたい物資についてはその都度懇請が出来るし、また總司令部側でも特別の輸入品または拂下品の引取を指令することが出来る。このほか輸出の場合でも指定の商品を何時、何處へ、いくら出せという指令を發することが出来る。このように貿易計畫はきわめて幅のあるものだが、この幅の中でわが國がどれだけ鐵や綿製品、機械などを生産したらよいかという計畫が立てられる。この点、貿易が計畫通り實施されないといけないかということがわかるだらう。

さて計畫が決まるといよゝ取引が行われるわけだが、これを大別すると日本側と總司令部の間の取引と日本側または業者と相手國の商人の場合に分れる。前の場合を國營貿易といふ、後の場合を民間貿易と呼んでいる。

E 國營貿易のやり方

一、輸出の方法―敗戦から二十二年八月十五日まではすべてこのやり方だけしか許されていなかった。これは日本の貿易業者があたかも貿易廳に商品を賣り渡し、貿易廳と總司令部の間で貿易取引が行われるという形をとるものだ。従つて契約の當事者は貿易廳と總司令部ということになる。しかし輸出入品の買上げや受渡しは政府または總司令部の機關ではとうてい人手が足りないもので、この仕事を代つて行う機關として日本側では商品別に鑛工品（雜貨、機械など）纖維（綿布、人絹、絹など）食糧（カン詰、小麥粉など）の三貿易公團と輸出品の原料や材料を世話する原材料貿易公團がある。總司令部側では二十二年末までは米國商會社、二十三年一月からは東京とニューヨークに外國貿易事務所がこの仕事に當つてゐる。さて日本の業者から輸出向商品を買取つた貿易公團はこれを貿易廳に引渡し、貿易廳は總司令部に賣渡し、さらに各貿易事務所がその商品を引取つて適當な外國の輸入業者に賣渡しという面倒な方法を取つてゐる。

二、決済の方法―ではこの場合の決済はどうして行われるのだろうか。日本國および日本人はドルなどの外國通貨を持つことが許されないので便宜上總司令部で日本勘定と總司令部勘定とを記入した帳面を作り、日本が輸出した場合には日本勘定に、輸入した場合には總司令部勘定に、あたかも簿記の記帳と同じ方法で債權と債務が相殺される仕組になつてゐる。では外國で賣れた代金（外貨）は一体どこで保管してゐるのだろうか。次の民間貿易の項でくわしく述べよう。

三、輸出の手續

I 輸出準備申請書（IE-100）―輸出を希望する國內業者は總司令部から許可された輸出計畫のワケ内で最近數ヶ月以内に輸出が出来る商品について品名、期日、數量、見積りFOB價格商品所在の場所などを記載して、商品別の貿易公團を経由して貿易廳に願ひ出る。これに對して公團および貿易廳はその商品の國內需給状態、圓價格、資材などの入手のめど、業者の製造能力商品の品質などを考慮して貿易廳名儀の輸出準備申請書を總司令部外國貿易課に提出する。

II 發 註―貿易廳が總司令部から承認済みの輸出準備申請書を受けとれば、直ちに貿易公團に「集荷指令書」を發行する。公團はこの指令書によつて業者にその商品を發註する。

III 價 格―輸出品を貿易廳および公團に賣渡す價格は原則として原價計算に基いた生産者の統制價格で、これに積込みまでの運賃、倉庫料などの諸掛の實費と手数料を加えた金額となつてゐる。

IV 輸出用資材などの割當―輸出準備申請書が承認され、業者が公團から發註を受けた時はこの承認があつたことを證明する書類を添えて原材料公團に現物化を申込み。

V 貿易金融―業者は輸出準備申請の承認があると、手形を振出し公團の認證を求め、公團が間違なしと認めたらばこれにスタンプを押す。この手形を一般にスタンプ手形と呼んでゐる。

この手形は通常一覽後六十日拂で、市中銀行が日本銀行にその手形を擔保として貸付を申込んだ時には、適格擔保として最優先順位で融資が受けられる。こんなわけで業者が市中銀行にこのスタンプ手形をもつて行けばすぐに現金に引換えてくれるが、第一回にくれる額は大体六〇%で残金は輸出品が事故なく外國で賣れたという通知があつた時に支拂われる。

Ⅵ 輸出引渡し申請書(IE二〇一)―輸出しようとする商品の準備が出来上つた時貿易廳が總司令部に輸出品の引渡し許可を申請し、これが許可されれば初めて輸出品として總司令部側に賣られる。

F 民間貿易の進展

日本の輸出業者と外國の買手とが直接取引をする貿易の方法で、二十三年八月十五日から實施されている。しかし圓とドルの交換相場が決つていないため決済が出来ない。この解決には結局國管貿易の場合と同様貿易廳に賣渡し外國で賣れた價格、こゝではバイヤー(買手)と契約した價格を總司令部の日本勘定に振込んでもらい、日本業者は貿易廳からあらかじめ商品別に換算した一定の圓貨入手するという回りくどい方法をとつている。

この契約では契約の當事者が輸出業者とバイヤーとなり、貿易廳は契約の許可を與えるにとゞま

りいは、監督廳の立場に後退したことである。まずバイヤー(外國の買手)とセラー(日本の業者)の間に商談が成立すれば

(一) 業者はバイヤーのサイン入りのセールズ・コントラクト(賣買契約書IE二〇二式)七通を直接貿易廳に提出する。

(二) 貿易廳はこのIE二〇二の書類を点檢し、この書類に添えられている所要資材の明細を示す一覽表に鐵ならば商工省、食料ならば農林省など所屬の原局に承認を求めた上總司令部に提出する。

(三) 總司令部は貿易計畫などならみ合わせた上承認する。

(四) 貿易廳が承認の通知を受けとればその旨生産原局に通告し、同局は生産開始指令と割當切符を業者に手渡す。

(五) 業者はIE二〇二の正式寫によつて國管貿易の場合と同様貿易手形による金融を受ける。

(六) 一方、バイヤーは實際的には業者を受取人とするような信用狀を自分名儀で總司令部の勘定に開かせる。次に輸出品が外國でバイヤーの本支店に到着した時にはその本支店はその取引銀行を通じて總司令部の預貯金を預つている指定銀行(ナショナル・シティ、アメリカ、香港上海銀行等)にその旨を通知、バイヤーの信用狀に記載された金額が總司令部勘定から日本勘定に拂込まれる。この時總司令部の指定外國銀行が業者の取引銀行にその事を通知し残金額が全部支拂われて決済が終る。

G 輸出難を打開する貿易協定

さきにも述べたように管理貿易下では個々の業者が勝手に欲しいものを輸入したり、賣り度いものを自由に輸出することは出来ない。また一方海外の御得意先を見るとアメリカは生糸以外は日本の「安物」を欲しないし、戦前よいお客であつた南方は二十二年十月のポンドとドルの交換停止で世界貿易の通貨であるドルが極端にないため欲しいものも買えない状態にある。しかもインドやパキスタン、ビルマ、シヤム、フィリッピンなどが戦後獨立したため、今まで原料を供給して製品を輸入するといふいわゆる植民地貿易から、産業を興して自給自足するといふはゞ産業立國の方向に向つたことである。いゝ換えれば綿布を入れる代りに紡績機械を入れるとか、復興途上の紡績産業を保護するため綿製品には高い關稅をかけて輸入を防ぐとかしている現状である。

このように戦前とは全く模様がえした御得意先を背景に貿易するのだから餘程の努力がいることが察せられよう。幸い總司令部の厚意で物々交換（バーター）を中心とする貿易協定が結ばれこの範圍で貿易が行われている。この貿易協定には（一）ドルがないことから來る決済難をなくする支拂協定と（二）取引總額および貿易品目などの内容を取決めたとの二つに大別される。

現在わが國に適用されている貿易協定のうち（一）に屬するものは二十三年六月一日に取決められ

たポンド地域との間の支拂協定でこれに参加する諸國は英國およびその植民地（香港を除く）、オーストラリア、ビルマ、インド、エール、ファロー島（デンマーク領）、アイスランド、イラク、ニュージーランド、パキスタン、南アフリカ、およびペルシャ灣沿岸の諸王國である。この決済は一應ポンド建て取引が行われ、日本と参加諸國との間に所謂掛取引が出来るいはゞ信用勘定（オーブン・アカウント）が設けられ、六ヶ月毎に決済を行う。この場合輸出入の決済残高があればこのうち一定額のポンドがドルに替えられるという仕組みになつている。また二十三年七月八日にはフランスとの間にも同じような信用勘定を開き、年二回に決済し得るような支拂協定が結ばれた。

（二）の場合では現在日本の御得意先である南方諸國ではビルマを除きほとんど全地域に結ばれている。その内譯は（1）オランダとの間に昨年十月一日から二十四年九月三十日まで輸出總額六千三百六十万ドル輸入二千四百二十五万ドル日本から綿布、機械、セメント等を、オランダから纖維原料生ゴム、塩などを供給する（二十三年十月成立）（2）ポンド地域との間に二十三年七月一日から二十四年六月三十日までに總額五千五百万ポンド（二億二千万ドル）日本から輸出の半分以上を綿製品相手國から纖維、鑛石類などを供給（二十三年十一月成立）このうち二十三年末までに實際に動いたのは輸入で約二八%、輸出で約四七%であつた（3）シヤムとの間に二十三年七月一日から二十四年六月三十日までに總額六千万ドル、日本から車輛、化學製品を、相手國からシヤム米、皮革などを供

給する。(二十三年十二月成立)

H 貿易の赤字を消すための措置

このように貿易協定が次々に成立したことは八方塞りの日本貿易にとつて唯一の光明で、二十三年中の貿易実績は輸出で約二億五千八百万ドル、輸入で約七億千万ドルとなつた。しかしその差約四億三千五百万ドルは總司令部經理課の勘定尻にアメリカへの借金として残されるわけで、敗戦後現在までに約八億二千万ドルが貿易勘定尻の赤字となつている。

このようにアメリカに對する借金が増えるばかりで、これはいゝかえればアメリカの納税者に對する負擔によつて賄われている。そこで日本としては何とかして輸出を増加させなくてはならないわけだが、いま政府がとりつゝある増進策は一体どんなものだろうか。

(一) 二十四年二月一日から輸出の六五%を占める綿製品の原料である綿花を從來の國有から民間に切替えることになつた。これで今までは違つて綿花の所有權が紡績業者に移り、これに應じて貿易業者は紡績業者から自由に綿製品が買えるので、バイヤーと何ヶ月先に外國に賣出されるものなどを先に賣買出来る契約が結べるので相當輸出が増加すると期待されている。

(二) また貿易廳では二十四年二月十日から民間輸出貿易の手續を簡素化し、オープン・アカウン

トで交渉される輸出契約などについては總司令部の承認なく貿易廳の承認だけで成立するような措置が取られた。

(三) さらに二十四年四月二十五日から單一爲替レート一弗三百六十圓の實施によつて圓とドルが結びつき業者間の商取引が活潑になるものと期待される。

(四) 貿易廳ではこれらの情勢に應じて政府の受入体制に万全を期するため、出来るだけ早く、貿易廳、商工省、外務省などの一部を一まとめにした通商産業省を設置し、輸出を國內より優先する機構を確立することになつている。

I 改善を要するアメリカ依存の片貿易

戦後の輸出入実績を見ると二十一年は輸出一億二千八百万ドル、輸入三億五百万ドルで差引輸入超過が一億七千七百万ドル、二十二年は輸出一億七千三百万ドル、輸入五億二千五百万ドルで差引輸入超過が三億五千二百万ドル、二十三年は輸出二億五千八百万ドル、輸入七億千八百万ドルで差引四億六千万ドルであつた。この実績の内譯は輸出では纖維製品が約六八%、生糸が約二九%、機械が八%、雜貨その他が五%を占めていた。輸入面では食糧が約四一%、鐵礦石が約一一%、纖維原料が約一〇%、石炭、木材、その他が約三八%を占めていた。

この貿易勘定じりの赤字は結局アメリカのガリオア（占領地救済資金）イロア（占領地復興資金）によつて賄われている勘定だ。

また輸出入の相手國をみると二十一年は輸出入とも九〇％は大體アメリカで極端なアメリカ依存の貿易であつた。この打開策として二十二年八月十五日に制限付民間貿易が實施されバイヤーとの連りが直接日本との間に持たれ二十二年末には輸出では對アメリカが四〇％輸入でも對アメリカ約七五％となりアメリカ中心から次第にポンド地域への効果が現われ始めた。この傾向は二十三年八月十五日から實施された「新輸出手續」によつて更に拍車がかげられ二十三年度中の貿易実績では輸出では對アメリカが三二％、對南方ポンド地域が五〇％、その他の地域が一〇％となり、輸入面でも對アメリカ六二％に低下、とくに輸出面では世界約六十ヶ國におよぶ廣い取引相手を持ちほゞ戰前のお得意先にながりをもち始めた。しかし一方貿易の勘定面では輸入超過が二十二年度の約二倍に増加し、その借金を結局アメリカに頼らなければならぬ有様で、この点何等アメリカ依存の貿易方式は改善されてゐない。

J 海外市場の變化

このように次第にふえる赤字を少くするためには、何としても輸出を増加させるより手はないが一體その見通しはどうだろうか。まず海外の市場を調べてみよう。

わが國の輸出の六〇％は纖維製品が占めてゐる。ではこの賣行はどんなものだらうか。綿布の生産高のうち輸出されたものが二十二年上期が七〇・三％、同下期が五一％、二十三年上期が三九・五％、同下期が約四一％となつてゐる。この輸出が振わない原因は英國綿製品との競り合いから來る影響が大きい。これを裏書するものとして次のようなことがいえる。すなわち綿製品の買手は英國およびオランダ領東インドが總額の約七〇％である。とくに英國の場合は染物などの加工設備が紡績の能力をオーバーしてゐることで、この加工能力を生かし植民地に綿製品を輸出する必要から、不足の綿布とくに生地を輸入してゐた實情にある。しかし最近では二十二年末から實施した紡績設備の近代化と、新しい業者に對する補助金制度が反映して、紡績の能力が終戰當時約千万錠から千三百万錠に増加し、これに加えて食糧、綿花の豊作という好條件が重り合つて、次第に加工能力と紡績能力の差が縮まりつゝある現狀で、これが日本綿布の輸入をはゞむ大きな原因となつてゐる。次に南方ポンド地域の御得意先はどうなつてゐるのか。前に少し述べたように、戰後インド、パキスタン、ビルマ、フィリッピンなどの獨立によつて、いずれも鐵礦を出して機械を入れるとか、綿花を出して綿製品を入れるという、いはゞ昔の植民地貿易を棄て、綿製品の代りに紡績機械、鐵礦石の代りに鋼の生産

設備を入れようとするいはゞ工業立國の立場からの貿易を希望している。従つて綿製品などの消費的なものは高い輸入の税金をかけ、同時に國內の産業の發達を邪魔しないように心掛けてゐる。このようにわが國の御得意先はすつかり模様變えしたわけだが、さらに日本の貿易に不利な取きめが二十三年十月十一日にロンドンで開かれた英連邦會議で明らかにされた。それは英國が一九五二年で終るERP (ヨーロッパ復興計畫) に基く米國からの援助金をその年までに有効に活かそうとする英國の五ヶ年計畫が發表されたことである。この達成には英國とポンド地域とがさらに結びつきを固くすることとで英國と舊植民地との自給自足のかためを一段と強くすることを意味している。これが一〇〇%實施に移されるとしたら今までの輸出だけの競り合いばかりでなく輸入でも競り合いが起るわけで、ポンド地域との貿易は全く絶望の感が深い。

K 對中國貿易への希望

こゝでたゞ一つ希望が持てることは英國およびポンド諸地域に世界の通貨であるドルがないこと、戦争による衣料、諸設備などの飢饉がまだ残されていることだ。このドルの入手にあせつてゐる事實は例えば英國がE・R・Pによつてナイロンの設備や綿とナイロンとの交織機械を米國から買い取り主として中南米向に重点を置いてドルかせぎにキユヴとしてゐる有様で、ポンド地域でも米國に

物資を賣つてドルを手に入れようとあせつてゐる状態だ。そこでわが國としても生糸や米國が必要とする品物をドン／＼造り、米國を通してこれを賣つてもらい、必要な物資を米國を通して買つてもらえば自然綿製品なども賣れ得る道が開かれて來るものと信ぜられる。

かくてわが貿易はますます米國に頼らねばならないことは明かだが、これにはどんな心つもりであればよいだろうか。一番關心を向けねばならないのは中國との貿易だろう。かつてドレーパー陸軍次官がいつたように日本はアジアの工場となるべきで、つかれきつたアジアを復興させるためにはよい品物を安く各國に供給せねばならない。とくに中國は大戦と内戦によつてこの必要性が一段と強いわけだから、つとめて日本から復興資材や衣料などの文化物資を輸出して、あちらで餘つてゐる大豆やとうもろこしや銑鑛石などを輸入することが主な仕事になるように思われる。われ／＼は中國の内戦が早く片すくことを切望するが、同時にこれに備えて万端の準備を整えておくことが必要だ。

第十一章 圓・ドル交換比率から單一 爲替レートへ

A 本來の爲替相場

通貨の國內における價值を表すのが物價だとすれば、國外における價值を表すのは爲替相場である。もともと爲替とは國際間にやりとりされた物資やサービス（運賃や保険料など）の代金支拂をすませることで、例えば日本がアメリカへ生糸やその他の商品を賣るよりもアメリカから綿花や石油を買う金額が多くなると、日本全体としてはその代金支拂のために多くのドルが必要となる。そしてこうした場合本來ならばニューヨーク或はロンドンといったところに爲替市場があつて、日本はこゝでドル爲替を買つて支拂をすませることになるわけで、爲替の相場は需要の多い商品の價格が高くなるように、需要の多少によつて上つたり下つたりするわけである。勿論この場合爲替相場は一國全体の商品貿易の状態と、その外に外國から受取り、或は外國に拂う運賃とか保険料とか、移民の送金とか、資本の移動とか、これら全体を總合した國際收支が受取超過になるか、支拂超過になるかによつて左右されるのが基本であることはいふまでもない。すなわち圓を買つて日本に支拂をすませる額が

多ければ（國際收支が受取超過の場合）圓の需要が多くなるから圓爲替は高くなり、逆に圓を賣つて外貨を買いアメリカその他の國に支拂をすませねばならぬ額が多ければ（國際收支が支拂超過の場合）圓爲替は安くなるわけである。しかし金本位が維持されてをれば、爲替相場が法定平價（或は金平價—一國通貨の金價値）よりひどく下落するような場合には、直接金を送つて支拂をすませた方が有利になるわけで、金本位制の下では爲替相場は法定平價を中心として、國際收支差額に基ずく爲替の需要供給の關係により、金の現送点（平價に金を輸送する運賃、保険料を加えた額）の限度内において上下するのを原則とする。

しかし一九二九年の世界恐慌以來各國は相次いで金本位制を停止したため（現在停止してないのはアメリカとスイスだけ）金平價といつた爲替相場の落着く基準がなくなり、爲替相場は現實の問題として各國間の物價の比較基準（學問的には購買力平價）を中心として定まるようになった。本來爲替相場とは以上の如く金平價中心から購買力平價を中心として、爲替市場において落着くところのものをいうのである。

B 管理貿易下の爲替處理方式

終戦以來現在までの貿易の方式は、占領軍の嚴重な統制下にあるところの管理貿易であつて、貿易

の當事者は連合軍總司令部 (SCAP) と貿易廳である。すなわち貿易廳は國內的に最高機關として運営の責任をもち、輸出入の實務は貿易公團が受持つてゐる。この取引においては圓と外貨との間に直接的つながりはなく、いわゆる爲替相場は設定されていないのである。それでは爲替相場をもたないわが國の變態貿易は一体どんな決済方式をもつて行われてきたのであろうか。以下その仕組の主要を述べることにする。

△輸出の場合

(1) 總司令部の承認または指令に基づいて、一定物資の輸出が決ると、貿易廳は貿易公團を経由して業者に注文を出し、出來た商品を海外におけるドル建の販賣價格とは關係なしに、國內の公定價格をもつて買上げ、その資金は貿易資金特別會計から支出する。

(2) 輸出品のドル建賣上代金は、諸掛を差引いた上で、アメリカ當局が管理するドル建特別勘定に拂込まれる。

△輸入の場合

(1) わが國に輸入される物資の買上資金は原則として、さきのアメリカ當局が管理するドル建特別勘定から支拂われる。

(2) 輸入物資がわが國に着いた場合は、特殊の場合を除いては、總司令部から貿易廳に引渡さ

れ、貿易公團を経て、そのドル建原價とは關係なしに國內の公定價格をもつて拂下げられる。この場合の賣上代金は貿易資金特別會計に振込まれる。

したがつて輸出と輸入との間には直接價格、爲替のつながりがないわけで、唯輸出商品については A 商品はアメリカで X ドルで賣れる、B 商品は同じく Y ドルで賣れるというドル建價格が個々の商品について總司令部から示されるだけである。この決済方式がいわゆる固定ドル價格制といわれるもので、この場合の基準は正式の爲替相場ではなく圓とドルとの交換比率—爲替換算率 (Exchange Factor) と呼ばれるものである。なおこの場合の外貨資金の管理や、國內の貿易資金特別會計の仕組については後で述べることにして、次にこのような固定ドル價格制が、實際の貿易の動きの中でどのように變りつゝあるかを順を追うて説明することにしよう。

C フロア・プライスと P・R・S

(A) 最低ドル價格制 (Floor Price System)

右のようにして政府間貿易が進められたのであるが、更に輸出取引を促進する爲には、その一部を民間貿易業者に解放することが必要とされ、總司令部はこの見地に立つて、一九四七年八月十五日、國營方式のツクの中で制限附民間貿易を許可した。これにおいて日本の業者も輸出に關する限り、來

朝した海外の貿易業者と直接に商談することが出来るようになった。しかしこの場合においても個々の商品のドル建価格は總司令部が決定するのであつて、外貨收支の管理はすべて總司令部がこれを管理する。すなわち個々の商品について圓とドルとの交換比率が決められる点は固定ドル價格制の場合と異なる。唯新たに個々の商品別に、或は品種別にレートの最低を決め、例えばA種商品は一ドル四百圓の交換比率を決められているが、假にA種の甲が良質品で一ドル三百圓の比率で商談が成立したときには、その差額の一部を報奨として業者に與えることになつてゐる。これがフロア・プライス・システム（或はインセンティブ・システム）である。

(B) 價格比率制 (Price Ratio System)

フロア・プライス・システムの下では圓とドルとの交換比率が個々の商品別に分れてをり、例えば一ドル六〇圓という圓高レートで賣れる商品もあれば、一ドル七〇〇圓という圓安レートでなければ賣れない商品もあるといった工合であつたが、これでは何時まで経つても日本の物價は世界の物價水準に近づくことは出来ない。そこでこれらの個々のレートを漸次一本レートにまとめ得る状態に近ずかせるために、一九四八年六月から價格比率制 (P・R・S) が實施された。これは日本の輸出商品を大体二〇〇の商品別グループに分け、レート (圓とドルとの交換比率) の幅を一ドル六〇〇圓から四〇〇圓までとした。いわゆる複數爲替制とも呼ばれるが、正しくは商品群別圓・ドル交換比率制

で、一本レート設定までの暫定措置を果すものである。

なお貿易廳では二十四年二月一日から、P・R・Sのこれまでの最高一ドル六〇〇圓を四五〇圓に引下げ更に四月一日からこれを四百二十五圓にすると共に、従來商品別だつた輸入の交換比率 (平均一ドル百三十圓見當) を一律に三百三十圓とし、また纖維品の輸出圓ドル比率を三百三十圓と四百二十圓の二本建に改め、一本レート設定への準備を急速に前進させた。

D 外貨資金勘定の仕組み

日本から輸出された商品が、外國で賣られたときの外貨受取代金また輸入の場合の支拂代金は、先に述べた通りアメリカ當局が管理するドル建特別勘定に振込まれるわけであるが、この場合の操作は

二十二年八月、民間貿易が再開されるまでと、再開後とで次のように變つてゐる。
まず初め日本への輸入が行われた時には、日本の使い得る在外資金はなかつたので、アメリカ陸軍省が資金を立替えてくれた。事實今日においても食糧を初めとしてアメリカから輸入の大部分はこのアメリカの予算支出で賄われてるわけで、それは占領地救済費勘定 (Government Appropriation for Relief in Occupied Area 略してGARIOA—ガリオア資金勘定) をもつて整理されてきた。このほかに米國商事會社の手で賣られた代金は國務省内の信託基金勘定 (Trust Fund Account) に入れられ、また

アメリカ以外の國との輸出入代金は交互計算勘定(Open Account)をもつて整理され、年二回清算の上
差引尻を信託基金勘定につけ加えることになつてゐる。次に民間貿易が再開されてからは新たに商業
勘定(Commercial Account)が設けられ、信託基金勘定に入るものを除いて一般の輸入代金をこれに
振込み、司令部の直接管理下に行われる輸入品の調達資金に當られてゐる。なお一九四九會計年度か
ら占領地經濟復興援助費勘定(Economic Rehabilitation Account in Occupied Area—EROA—イロア資
金)が設けられ、復興資材の輸入援助を仰ぐことになつた。

以上が外貨資金勘定のあらましであるが、米國の予算支出による救済費勘定と經濟復興援助費勘定
との二つは日本の借金で、將來返済すべき建前になつてゐるが實際問題としては貫い切りのものと考
えられてゐる。また信託勘定と商業勘定はそれ／＼實際の輸出入に應じて收支の適合が計られる建前
になつており、政府貿易がだん／＼少くなつて民間貿易が多くなれば、信託勘定から商業勘定へと日
本の外貨資金の受拂が移つてゆくわけである。

E 輸出入回轉基金(Occupied Japan Export-Import Revolving Fund)

以上のような仕組みの下に戦後の日本の貿易は進められたのであるが、國內に原料の乏しいわが國
としては輸出を伸ばすためにはまず外國から原料を買わねばならず、しかも日本の外貨資金は殆んど

ないという状態だつたので、このために貿易促進の誘い水として占領下日本輸出入回轉基金が二十二
年八月設けられた。これは當時日本がもつていた金銀約一億三千七百万ドルを擔保として、アメリカ
から原料等を輸入する場合のクレジットに當てられるもので、またこの基金の運用によつて日本が得
た外貨資産の一五%を越えない範圍でなら國內消費物資の輸入に當てることも出来ることになつてい
る。この基金は總司令部が任命する管理官によつて運營されるもので、その運用に當つては當初の資
産を維持すること、資産を擔保の用に供し、また資産から支出をしてから一年以内にこれを回收する
こと、擔保の用に供するときは借入の限度を約三・三倍とすることなどの條件がつけられている。現
在までにこの基金によるクレジットとしては、六千万ドルの綿花クレジットがあげられる。

F 圓貨資金勘定の仕組み(貿易資金特別會計)

爲替相場をもたない貿易—その外貨勘定の處理は前項で明かになつたわけであるが、それでは圓貨
勘定面の處理はどうなつてゐるのであるか。まず最初貿易廳が設立された當時は爲替交易調整特別
會計をもつて處理されたのであるが、二十二年十一月十二日貿易資金特別會計法ができてからは、國
内の圓貨資金勘定の處理はすべて貿易資金特別會計で扱われることになつた。運用資金は爲替交易調
整特別會計の十九年度決済剰余金から受繼いだ五千万圓と一般會計からの繰入金九億五千万圓、計十

億圓を基金として、この外に大藏省預金部、日本銀行からの借入金（當初は百五十億圓の限度であつたがその後二百五十億圓に増額された）と融通證券の發行によることになつてゐる。そして貿易資金特別會計の收支は、輸出品の買上代金、加工賃、輸入品の諸掛、貿易外送金などの支拂に對し、輸入品の賣上代金および貿易外送金などが収入になるわけである。

したがつて輸入超過であれば、輸出物資の買上げよりも輸入物資の拂下げが多いわけで、貿易資金特別會計は黒字になるべきであるが、實際の狀況は二十二年度末には六十六億圓の赤字となつてをりまた二十三年度には物價改訂等の關係もあつて約百五十億圓の赤字が出た、これは何故であらうか。

大きな理由は日本の圓が外貨、ドルに對して安い立場にある關係上、勢い輸入物資の價格は高くつくわけで、而もこれらの輸入物資を國內に拂下げの場合には國內物價とのつり合上、公定價格で拂下げるといふ方法を採つてゐるため、この間の價格調整費を特別會計が背負い込んでゐるためである。したがつてこうした貿易の赤字は日本の經濟の實勢に即した一本の爲替相場が出来て貿易のバランス面から自動的に調整出来るようにならなければ解決しない問題と考えられる。

G 爲替決濟の第三方式—通貨（並に通商）協定

爲替相場のない状態における對米貿易は以上に述べた通り、圓・ドル交換比率を中心として「ドル建特別勘定」と貿易資金特別會計によつて個々にその經理が處理されるわけであるが、アメリカ以外の相手國貿易、主として對ポンド地域貿易についてはこの決濟の方式を單純化するために、いわゆる通貨協定が結ばれてゐる。これは二十三年六月、ポンド地域諸國（英國及び香港を除くその植民地、オーストラリア、印度、ビルマ、エール、イラク、パキスタン、ニュージールランド及び南アフリカなど）と日本との間に締結された通貨協定で、その骨子は米綿による綿製品を除いて、その他の商品の輸出入についてはこれらポンド地域を一まとめにしたポンド勘定をロンドン（香港上海銀行とチャータード銀行）にまとめて（對米貿易の外貨勘定處理についてはニューヨークにドル建特別勘定）一括清算するもので、この場合の決濟基準はドル建特別勘定における基準と（圓・ドル交換比率）これら各國の對ドル爲替相場との調整によつて見出されることになる。

こうした通貨協定の下に、その後ポンド地域諸國と日本との間に個別的通商協定が相次いで締結されてゐる。この方式は端的にいつて、一つには日本がアメリカから綿花その他の原料を輸入し、これを綿製品その他に加工して、印度、ビルマ、シヤムなどに輸出し、そこから日本が受取るべき代金をゴム、鑛石などの商品をこれらの諸國からアメリカに輸出して貰うという三角貿易方式を意味し、また日本が直接これらの諸國から綿花、鐵鑛石、ゴムなどの原料を輸入するというバイター貿易をその

直接の狙いとしていふと考えられる。

H 經濟九原則と爲替レート

昭和二十三年の十二月、日本經濟安定のための九原則なるものが指令されたが、その直接の目標とするところは早急に「單一爲替レート」を設定しろということなのである。順序を立て、考えれば、この九原則は財政の健全化を初め賃金、物價の安定、石炭、鐵鋼、食糧などの生産の増強などをまず實現してインフレを抑え、そうした經濟安定の基礎の下に一本の爲替レートを設定して、國際貿易に乘出し、より多くの輸出を行うことによつて國際收支の悪化を防ぎ、一本立の經濟に立返れというのがその眼目なのである。それが二十四年に入つてドッジ公使の來日以來まず一本の爲替レートを早急に設定して、その面から日本經濟の自立安定をつくり出せということに變つてきた。即ち日本經濟の自立方式が復興よりも安定という方向に切替つたわけであるが、まずこの間の事情を明かにしておこう。

それはこうである。終戦後アメリカは二十三年末までに約十億ドルという巨額の金を救濟援助のために日本に注ぎ込んでいた。お蔭で日本の經濟はインフレで倒れることもなく、殊に食糧事情の好轉によつて最近若干の落つきを取戻してきている。しかしいちめん輸出はそんなに伸びず、インフレも

伸び悩みの状態にあるというだけで、基本的にその條件が取除かれたわけではないのである。そこでアメリカとしてはこれ以上日本を援助するについては、國民はある程度の生活の苦しさにも耐えても、進んで輸出に努力し、經濟自立への誠實と實効を擧げるべきだといつてきたのである。勿論これには例えば中國における共産黨の進出といった國際情勢の急變が大きく響いていることは事實で、日本をアジアの安定勢力として防共側に立たせようという考え方が基本になつてゐることは十分考えられる。こうした急な情勢に對處するためには、アメリカは引續き對日援助を強く進める一方、日本側の援助の受入態勢について早急に而も嚴重にこれを作りあげるよう指令してきたわけである。すなわちこうした日本經濟自立の急な要請、生産増強と輸出振興を實現するには、企業の整備合理化と外資の受入を通しての國際貿易への進出が必要となつてくるわけで、このためにまず爲替の一本レートを設定することがどうしても重要な課題になつてくるのである。すなわち爲替レートを決めることによつて、國際商品價格と日本商品價格とのつながりをつくり、その面から企業を合理化し、いちめん外資の入る道を切開こうというのである。しかもこうしたことによつて日本の經濟を外から固め、これと併行してさきについたような經濟安定政策を進め、インフレを叩き出そうというのが九原則と爲替レートの關係であり、また爲替レートの設定が急がれた意味なのである。

1 單一爲替レートの設定

以上のように経済九原則が指令されて以来、急速に一本レート設定への努力が拂われたわけであるが、二十四年四月二十三日、總司令部は日本政府に對し「四月二十五日を期して、一ドル三百六十圓の公式爲替率を実施するよう」指令してきた。すなわち總司令部の發表によれば、これまで一ドル二百七十圓の軍用レートの適用を受けてきた取引を含む一切の許可された外國貿易および爲替取引に對し四月二十五日以降一ドル三百六十圓の單一爲替レートが適用されることになつたわけである、そして前記總司令部發表は「これは経済九原則の実施を一段と促進し、特に日本産業の合理化に關する諸計畫を押し進めるものである」といつている。なお米ドル以外の通貨に對する公定レートは國際通貨基金の各國平價と米ドルとの關係に基づいて算出されることになつており、これで計算すると主要國通貨に對するレートは次のようになる。

英ポンド	1,450圓80錢
カナダドル	360圓
オーストラリアポンド	1,160圓64錢
エジプトポンド	1,487圓88錢
オランダギルダー	135圓70錢

印度ルピー	108圓81錢
フィリピンペソ	180圓
南アポンド	1,450圓80錢
佛フラン	111圓60錢
香港ドル	90圓
マライドル	170圓53錢
インドネシアギルダー	135圓32錢

かくて圓の國際的位置が初めて明かにされ、わが貿易も國際市場に進出する資格を得たわけである。次に一ドル三百六十圓のレートで各産業に對する影響を見ると、綿糸布など大部分の綿製品關係紡績は有利となるが、自轉車、金屬食器、染料、アルミニウム、皮革製品、ガラス製品、陶磁器、セルロイド製品、双眼鏡などの中には輸出の困難なものも見られ、殊にこれまで五百五十圓乃至六百圓の例外レートを適用されていた造船は四百五十圓程度にあつた生糸と共に最も打撃の強い部門と見られる。したがつて今後はこれらの産業の整理、合理化は必至の傾向にある。これはこれまで温室の中にあつた日本經濟がいわば外氣に觸れたわけで、新しく強い葉と枝をつくりあげるためには、一切の企業は今後異常な努力を重ねなければならぬであろう。

第十三章 時の問題たる外資導入

A 外資導入の意義

最近外資導入の問題が政府や民間の間で盛んに問題になり始めたが、これはどういう譯であろうか。まずこういう聲の出た根本的な理由を考えて見よう。

戦争によつてわが國はその生産設備の多くが潰滅ないし損傷を蒙つたし、朝鮮、滿洲、台灣、樺太等の植民地、中國の利權を失つた結果、日本の經濟がうまく運営出来なくなつてしまつた。例えば戦前日本國內にあつた國富即ち建物、工業設備、鐵道、電力、水道、電信電話、船舶、所有財貨、家具家財、天然財産などは約四百億米ドル（昭和十年内閣統計局國富調査）と推定される。そのうち戰災と戰時戰後の設備の補修不足、賠償による國富の減少はこの四割程度百五十億米ドルに達すると推定される。つまり戦後の人口増加を無視したとしても、年々の消費とは別に約百五十億ドルの資産を投入しなければ日本は戦前の生活水準にはもどれないということになる。この様な復興が出来るためには國民だけの努力ではとうてい出来ない。現在日本人が戦前の（昭和五年—十二年平均）六十パーセ

ントの生活水準を維持するだけでさえも米國から四、五億ドルもの援助が必要になつてゐるのに、これを昔の生活水準にもどした上に國民經濟を發展させてゆくだけの生産規模を作る事はほとんど至難の業といわねばならない。勿論日本人の力で復興の爲の資本蓄積いゝ換えれば生産力増大の努力は必要だが、今こゝに外資によつてアメリカの技術、生産設備、原料資材を日本に入れてもらえばさらに復興への足取は早くなるというものだ。國民經濟のこの様な現實が日本への外資導入を政府當局や民間に叫ばしめてゐると考えて誤りはないであろう。最近やゝ回復した日本經濟の實情を見ても、鐵鋼業は戦前（昭10—12年平均）の三二パーセント、石炭は八五パーセント、纖維工業は二〇パーセントで製造工業総合指數は五五パーセント、鑛業の総合指數は七〇パーセント（以上いずれも國民經濟研究會二十三年十一月調）という所で擴大再生産に轉するまでには程遠い段階にある。しかし現在の様に徐々にはあるが生産が上昇しつゝある時に外資が入つて来て、新しい技術設備で生産が始められるとすれば、復興への誘い水としての意義は更に大きくなり經濟自立が早められ得る。では外資は現在の日本に於てどういう形で動いてゐるのか、又今後導入されようとしている民間外資とはどんなものかを考えて見よう。

B 政府的外資とは何か

一口に外資といつても性質の色々違うものがある。これを少し詳しく見ると、大体政府的外資と民間外資とに大別される。政府的外資というのは、外國から日本の政府に與えられる資金援助で、現在わが國には次の様な政府的外資が米國から與えられている。

1 占領地救済費——一般にガリオア資金と呼ばれているもので、これは米陸軍省が米國議會の承認を得て日本に飢餓や疾病、社會不安等占領に支障を來す様な事態を防ぐために與えられているもので、食糧、醫藥品等この援助費で輸入されている。わが國への援助資金中最大のもので、約四億ドル前後の資金が毎年與えられて來た。米國ではしかし今後は漸減させる方針の様である。

2 經濟復興援助費——通常イロア資金と呼ばれている。これも米陸軍省が米議會の承認を得て米予算から支出されている。これは日本の經濟を復興して早く自立させる目的で與えられている。この資金で、わが國は石炭や鐵鑛石等産業復興に必要な基礎物資を輸入している譯だ。二十三年度から初めて一億ドル前後が與えられた。今後米國からの政府的外資はこの復興援助費に重点が移されようとしている。

3 輸出入回轉基金——これは輸出品製造に必要な原材料、主として綿花を日本に購入させ、かくて生産された綿絲布を輸出して得た外貨で再び綿花を購入せしめるという具合に、回轉的に使用するために與えられた資金で、これには次の二種類がある。

(イ) 六千万ドル綿花借款——これは日本占領の連合軍司令部のあつせんで米國の輸出入銀行その他の民間銀行の出資により二十三年四月末に決定されたもので、これは占領軍管理下の日本の金銀が擔保になつている。利子付の借款で現在の資金を利用して原綿の買付が行われている。

(ロ) 一億五千万ドル回轉基金——これも日本に綿花を購入せしめ綿製品を輸出せしむる目的で與えられているものだが、二十三年四月米議會の承認を得て米陸軍省が日本政府に與えている点で前者と異なる。従來この回轉基金は六千万ドル綿花借款に比べて利率の低い借款にもかゝらず利用されなかつたが、今後はこの基金の利用も行われるものと見られるし、この基金の増額も傳えられる。

C 民間外資はどうして入つて來るか

政府的外資としては以上の様なものが現在わが國に供與されており、日本の復興に役立つているが、民間外資の方はどうなつていようか。政府的外資は直接米國民の租稅負擔となるので量的にも時期的にも限界があり無制限に望み得ないという事情がある。これに對し民間外資は米國企業がその負擔でわが國企業に直接に投資されるのであるから、政府的外資の欠を補うと同時に、わが國企業の最も必要としている技術指導、設備の導入も民間外資で始めて充分目的を達し得ると考えられて來る。いま日本でいわれている外資導入とは主としてこの民間外資を言つていのである。ではこの種

の外資が導入されるとすれば、どのような形で入つて来るのか考えて見よう。

これにはまず外國資本が直接日本に於て事業經營を行う場合と日本の企業に参加する形で經營は日本人に委せるか又は共同してやる場合とに大別される。しかし目下の所わが國では前者の所謂直接投資より後の場合が問題となつてゐる。また外資導入の可能形態としても後者が現實性がある様である。だが外國企業の日本企業への参加に際しても色々違つた参加方法が考えられる。今これを大別して見ると次の様な方法が擧げられる。

クレジット——これには物的クレジットと資金的クレジットとがあるが、後者の場合でも外資導入で技術、原料資材、設備などの導入を必要としている物不足の今の日本では結局物的クレジットと同様なものになるであらう。これは具体的には日本の甲企業へ米國のA企業が技術ないし設備を持つて來るといふことになり、その代りに甲企業はその利潤の一部なり又製品販賣高の一部を製品の特許料として米國のA企業に分配するという譯になる。

社債、株式投資——外國資本が日本企業の發行した社債に投資する、即ち日本企業が外國資本から社債による借入金を行う場合が前者で、株式投資とは外國資本が日本企業の株を購入する形で外資が入る場合である。なお外資導入に際しては日本の經濟的、法律的な諸條件が再検討される必要があるがこれは後に述べることにする。

D 外資は安全有利をめざす

では次に外資が入つて來るには日本經濟がどういふ状態であればならないかを見よう。まず第一に外資に限らず資本というものは安全であり利潤がある所以外には流れて行かないという原則的な事情から話を進めた方が分り易い。安全であるといふ事はその經濟が安定している事だ。今の日本はどうだらうか。最近やゝ鈍化したがいんフレはなお經濟の基調として残されており、通貨も三千何百億も出ている。國內では赤字の基礎産業である石炭、鐵鋼、電力、船舶運賃等の價格は價格差補給金で低く押し下げられており、又鐵道や通信等の國有事業も赤字なのを財政資金で補充されている。また貿易も年々數億ドルの入超を示し、入超額だけは前に述べたアメリカの救済費や復興援助費に助けられている様な状態である。更に爲替レートも一本に決定はしたがなお輸入補給金を用いて基礎物資の輸入品價格を日本經濟の實情以下に人爲的に押し下げている。この様な國民經濟の無理は決して安定した經濟とはいえない。

また資本に不安なのは労働問題である。現在の様に勞資關係が不安定で、労働者が常に賃上げのため争議を起す可能性があり、經營者がそれを處理する手腕に欠けている様な状態では何時生産が停滞するかも分らない危険性を持つてゐる。またその他にも經濟不安の條件は色々あるが、更に敗戰國

日本には賠償問題がある。これが終局的に決定していなければ日本の企業ひいては日本の経済も安定しない事になる。賠償問題に加えて現在まだ日本の企業の多くは再建整備が終了していなかつたり、集中排除の指定で企業が分割されることになつていたりしている。又制限會社として株式の移動を禁じられている企業もあり、企業のこういう状態も外資にとつては望ましくないといえるのだ。以上の諸事情を考え合わせれば、外資導入のされ易い状態はどういうものかという事が自ら明らかになつて来る。即ち要約すれば次の様になる。

E 外資導入の經濟的條件

外資が入るには基礎産業の健全な運営が可能となること、政府財政の均衡を脅やかす様な諸條件がなくなること、言いかえればインフレを収束することが必要だ。爲替レートが一本になつて國際經濟と結び付く事も外資導入を圓滑にする條件になる。賠償問題の解決、企業の再建設の完了もそうだ。労働事情の安定も必要ということになる。次に日本の企業に投資した場合に利潤を生むだろうかという問題がある。これは前に述べた日本經濟の安定と密接につながるもので日本の經濟が將來堅實な資本主義國として再建され得るかという問題にもなる。この様に考えて来ると日本だけでなく國際經濟、東洋諸國の政情及び市場、米國の對日政策等々非常に難しい問題になつて来る。これまで述べて

来たのは外資導入の經濟的基礎條件とでもいうべきものだが、次に述べるのはその法律的制度的基礎條件といつてもよい。

F 外資導入の法制的條件

戦後わが國で制定された獨占禁止法は外資の圓滑な導入を妨げる規定があり、獨禁法の改正が問題となつている。例えば第六條は外國の事業者との間の國際契約が、價格の決定、生産、販賣數量、技術、販路の制限を内容とするものを原則的に禁止しており、また外國事業者との國際契約で相當期間繼續するものは公正取引委員會の認可を要することになっている。また第十條は金融業以外の會社が他の會社の株式を所有することを原則的に禁止している。また第十三條は役員の兼任關係については嚴重な制限を置いている外第十二條では他の會社の社債保有に關する制限を規定している等外資導入を抑制する様な規定がある。なお之については政府でも検討の結果、最近獨禁法改正案を準備し出来るだけ早い機會に國會に上程され審議されることになつている。即ち第六條の外國事業者との國際契約または協定については認可事項を事後の届出制に改める。第十條の禁止條項はその會社が競争關係にある場合だけに限り、その代りにある會社が他會社の株式を保有している場合は定期的に届出を要することとし、第十二條は削除され、第十三條の役員の兼任關係についても、その會社が競争關係にあ